

建設業法に基づく建設機械施工管理技士となるための国家試験

令和8年度 建設機械施工管理技術検定試験

1級【第二次検定】受検の手引

受検資格の区分	受検資格の概要（令和10年度までは新旧受検資格のどちらでも受検できます）
新受検資格	1級第一次検定の合格者であって、1級第一次検定または2級第二次検定に合格後の実務経験が所定の実務経験年数を満たす者。
旧受検資格	1級第一次検定の合格者であって、最終学歴の学校を卒業後の実務経験が所定の実務経験年数を満たす者。
再受検者※注1)	1級第一次検定の合格者であって、令和7年度までの1級第二次検定を受検し不合格となった者。→詳細は3ページの「(2)再受検者」を参照

注1) 再受検者は、原則として、当協会ホームページからのインターネット申請による受検申込みになります。
詳細は当協会ホームページの「建設機械施工管理技術検定」をご覧ください。
(インターネット申請は、本手引の購入の必要はありません。)

受付期間	令和8年2月16日(月)～3月13日(金) ※締切日3月13日の消印まで有効
試験日	第二次検定(筆記)：令和8年6月21日(日) 第二次検定(実技)：令和8年8月下旬～9月中旬

【注意】

- 注2)** この手引を最後までよく読み、記載の内容に同意をしたうえで受検の申込みをしてください。受検の申込みをした場合は、この手引の内容にすべて同意したものとみなします。
- 注3)** 受検申込みの書類を提出後は、氏名および住所に係る変更以外の記載内容は変更できません。
- 注4)** 購入された「受検の手引」はいかなる場合でも返金できません。
- 注5)** 当協会とよく似た名称を用い、あたかも国家資格につながる業務を扱っている団体であるかのように勧誘し、申込み手続きの代行等を行っている者がありますが、当協会とは一切関係ありません。当協会では、ホームページやチラシに記載の受検の手引の販売窓口での手引販売について一部委託を行っているほかは、代行機関を一切設置していません。また、受検に関連する講習会等も行っておりません。
- 注6)** 建設業法関係法令の改正等により、受検の手引の記載の一部が変更となる場合があります。手引の販売後に変更となる場合は、当協会ホームページでお知らせします。

国土交通大臣指定試験機関

JCMA 一般社団法人 日本建設機械施工協会

【この手引は、申込書提出後も必要になりますので、大切に保管してください。】

1 級建設機械施工管理技術検定について

建設機械施工管理技術検定試験は、一般社団法人日本建設機械施工協会が、建設業法第27条の2により国土交通大臣が指定する試験機関として、建設機械を使用して施工する建設工事に従事する技術者を対象に実施する技術検定試験です。

この試験は、建設機械施工管理に必要な建設機械の構造および機能や故障対応並びに施工管理法等の知識、建設工事の施工管理に必要な土木工学や法規の知識のほか、施工管理を行う技術者としての能力が所定の水準以上であるかを確認するものです。

この試験に合格し所定の手続きを行うことで、国土交通大臣から建設機械施工管理技術検定合格証明書が交付されます。また、第一次検定合格者は「1級建設機械施工管理技士補」、第二次検定合格者は「1級建設機械施工管理技士」と称することが認められます。

◎ 1 級建設機械施工管理技士補 (第一次検定の合格者)

(1) 技士補の称号と 1 級第二次検定の受検資格

- * 1級建設機械施工管理第一次検定に合格した方は、「1級建設機械施工管理技士補」の称号を付与され、1級建設機械施工管理第二次検定の受検資格として必要な実務経験の要件を満たすことで、令和9年度以降の1級建設機械施工管理第二次検定を受検することができます。1級第二次検定の受検資格となる実務経験は、本手引の第5項をご覧ください。

(2) 2 級第二次検定の受検資格

- * 令和6年度の制度改正により、1級建設機械施工管理第一次検定の合格者は、2級第二次検定についても所定の実務経験の要件を満たすことで受検することができます。詳細は、当協会ホームページの「建設機械施工管理技術検定」をご覧ください。

(3) 監理技術者補佐の資格

- * 当該第一次検定の合格者のうち、2級建設機械施工管理第二次検定に合格するなどの主任技術者の資格を有する方は、建設工事における監理技術者の専任の義務を解くための「監理技術者補佐」に就くことができます。ただし、監理技術者補佐に就くことのできる工事は、土木工事業、とび・土工工事業および舗装工事業に係るものに限ります。

◎ 1 級建設機械施工管理技士 (第二次検定の合格者)

- * 1級建設機械施工管理第二次検定に合格した方は、「1級建設機械施工管理技士」の称号を付与され、建設業の許可に必要な有資格者になることができるほか、建設工事の施工現場における監理技術者および主任技術者としての資格が与えられます。ただし、土木工事業、とび・土工工事業および舗装工事業に係るものに限ります。
- * 上記のほか、労働安全衛生法に定める特定自主検査および運転技能講習等について、その資格取得や免除等を受けることができます。詳細は本手引をご覧ください。

1級技術検定受検資格の概要

※受検資格および実務経験の詳細は、本手引6頁からの「[4. 受検資格](#)」および「[5. 実務経験](#)」をご覧ください。

1級第一次検定受検資格

受 検 資 格
受検年度の年度末において満19才以上となる者。

1級第二次検定受検資格(令和10年度までは新旧いずれの受検資格でも受検できます。)

新受検資格(令和6年度以降)	旧受検資格(令和10年度までの受検資格)
1級第一次検定の合格者であって、1級第一次検定合格後または2級技術検定※1合格後の実務経験が所定の年数を満たす者。ただし、実務経験は、当該種目の業種※2に係る工事における建設機械施工の施工の管理に関するものに限る。	1級第一次検定の合格者であって、学歴または保有資格に応じた実務経験年数を満たす者。ただし、実務経験は、建設機械施工に関するものに限る。

※1:2級建設機械施工管理第二次検定または2級建設機械施工技術検定をいう。

※2:当該種別の業種:土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業をいう。

*1級第一次検定の受検資格は、受検年令を満たせばどなたでも受検可能となりました。

*1級第二次検定の新受検資格となる実務経験は、1級第一次検定合格後または2級第二次検定合格後の建設機械施工における「施工の管理」に関するものに限られます。

*なお、経過措置により、令和10年度までは旧受検資格(令和5年度までの受検資格)での受検もできます。旧受検資格は、最終学歴の学校を卒業後の建設機械施工に関する実務経験となります。

目 次

1. 資格取得までの流れと主な日程	1
2. 試験日程、試験地等	2
2.1 試験の日時	2
2.2 第二次検定(筆記)の試験地、時間割	2
2.3 第二次検定(実技)の試験地(予定)	2
2.4 試験地についての注意事項	2
3. 受検の申込み	3
3.1 受検者の区分	3
3.2 受検資格の確認	3
3.3 受付期間、提出先	4
3.4 受検手数料(非課税)	4
3.5 申込み手順と注意事項	4
3.6 受検票の送付(予定)	5
4. 受検資格	6
4.1 新受検資格による第二次検定の受検資格	6
4.2 旧受検資格による第二次検定の受検資格	8
5. 実務経験	13
5.1 主な用語の定義	13
5.2 対象となる建設工事等	14
5.3 建設機械施工の実務経験	15
5.4 他の種目等における実務経験との重複について	16
5.5 国外の実務経験の国土交通大臣による認定申請	16
6. 提出書類	17
7. 申込み書類の記載方法	21
7.1 受検申請書(A票)上欄の記載	21
7.2 受検申請書(A票(裏))の記載	23
7.3 1級技術検定一部免除申請書(B票)の記載	25
7.4 コンピュータ入力データ票(D票)の記載	26
7.5 写真票(E票)の記載	31
8. 実務経験証明書(C-a票)の記載方法【新受検資格】	33
8.1 実務経験の証明者	33
8.2 実務経験証明書作成の基本事項	33
8.3 実務経験証明書の様式	34
8.4 (C-a票)証明者、被証明者欄の記載	34
8.5 (C-a票)実務経験の記載	35
8.6 実務経験証明書への添付書類	38
8.7 実務経験証明書の提出ができない場合の代替措置	38
8.8 実務経験証明書のコピーの保存と利用について	38
9. 実務経験年月の算出方法【新受検資格】	39
9.1 工事ごとの実務経験年月の算出	39
9.2 所定の期間内の実務経験の算出	43
9.3 見込みの実務経験の証明	44
9.4 合計欄の記載	44

10. 実務経験証明書(C-b票)の記載方法【旧受検資格】	45
10.1 実務経験の証明者	45
10.2 実務経験証明書の様式	45
10.3 日付、証明者、受検申請者の記載	45
10.4 (C-b票①)の記載	46
10.5 (C-b票②)の記載	47
10.6 (C-b票③)の記載	49
11. 実務経験年月の算出方法【旧受検資格】	51
11.1 オペレータまたは操作施工補助者としての実務経験	51
11.2 施工の管理に関する実務経験(専門工事の実務経験事例)	52
11.3 施工の管理に関する実務経験(土木一式工事の実務経験事例)	53
12. 試験方法および内容	55
12.1 試験方法	55
12.2 第二次検定(筆記)	55
12.3 第二次検定(実技)	55
13. 身体の不自由がある方の受検について	56
14. 申込み内容の変更、取り消し手続き	57
14.1 郵便物送付先住所の変更	57
14.2 氏名、本籍の変更	57
14.3 受検地の変更	57
14.4 受検の取り消し	57
15. 受検時の注意事項	58
15.1 第二次検定(筆記)	58
15.2 第二次検定(実技)	59
16. 不正行為の禁止および措置	60
16.1 試験中の不正行為	60
16.2 その他の不正行為	60
17. 合格発表、可否通知	61
18. 合格証明書の交付申請手続き	61
19. 合格者の処遇	62
19.1 建設業法に基づく資格	62
19.2 その他の資格等	62
20. 個人情報の取扱	63
21. よくある質問	64
(巻末)各種様式	
* 国外の学歴(指定学科以外)の誓約書【様式1～2】	69
* 国外の学歴(指定学科)の大臣認定申請書【様式1～3】	71
* 第二次検定受検資格確認申請書【様式】	75
* 郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届【様式】	76
* 1級建設機械施工管理技術検定受検取消届【様式】	77
(参考)1級第二次検定の受検資格および実技試験免除に係る技術検定の合格年月日	78

1. 資格取得までの流れと主な日程

新受検資格での受検 1級第一次検定合格 または 2級第二次検定合格 上記合格後 所定の実務経験	旧受検資格での受検 1級第一次検定合格 最終学歴の学校 を卒業後 学歴に応じた 所定の実務経験	第一次検定の合格者であって、第二次検定の受検資格を満たす者が対象です。 新受検資格での受検者は6頁の資格要件を、旧受検資格での受検者は8頁の資格要件を満たすことを確認して申込みを行ってください。
	受検の手引販売期間	<窓口販売>令和8年2月2日(月)～3月13日(金) <郵送販売>令和8年2月2日(月)～3月2日(月) 早めに購入し、申込みの準備を行ってください。
	受検申込期間	令和8年2月16日(月)～3月13日(金) 締切日の消印があるものまで有効です。消印のないものは締切日までに配達されたものに限りです。 送付方法と期限は厳守してください。【手引4頁】
	筆記試験の 受検票送付(予定)	令和8年5月29日(金)【発送予定】 6月5日(金)午前中までに届かない場合は、当協会試験部へ連絡してください。【手引5頁】 ※受検地変更や受検の取り消しを希望する場合は、手引57頁を参照のうえ、令和8年6月5日(金)17時30分までに申し出てください。
1 級 第 二 次 検 定	第二次検定(筆記)試験	令和8年6月21日(日)
	実技試験の 受検票送付(予定)	令和8年7月15日(水)【発送予定】 7月22日(水)午前中までに届かない場合は、当協会試験部へ連絡してください。【手引5頁】 ※受検地変更や受検の取り消しを希望する場合は、手引57頁を参照のうえ、令和8年7月24日(金)17時30分までに申し出てください。
	第二次検定(実技)試験	令和8年8月下旬～9月中旬 上記受検票で指定する日時で受検してください。
	第二次検定合否発表	令和8年11月18日(水)【予定】 協会ホームページで合格者の受検番号を掲示するとともに、合否通知を発送する予定です。【手引61頁】 ※合格者へは、合格通知とともに第二次検定合格証明書の交付申請書を同封します。交付を希望する場合は、国土交通大臣あてに交付申請してください。

※第二次検定は、「筆記試験」と「実技試験」があり、両方とも合格基準に達した場合、第二次検定が合格となります。

2. 試験日程、試験地等

2.1 試験の日時

検 定 区 分	試 験 日 時
第二次検定(筆記) ^(注1)	令和8年6月21日(日) (14時00分までに入室のこと。)
第二次検定(実技) ^(注2)	令和8年8月下旬～9月中旬

(注1)：1級と2級の第二次検定(筆記)試験は同日の同じ時間帯で実施します。このため、1級と2級の第二次検定を同年度で受検することはできません。

(注2)：第二次検定(実技)の試験日時は、令和8年7月15日(水)に発送予定の受検票および実施案内に、受検者個々の試験日時を記載しております。受検者による試験日時の変更はできません。

2.2 第二次検定(筆記)の試験地、時間割

(1) 試験地(予定)^(注3～7)(下記試験地は、近郊都市を含む)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
(北海道) 札幌市	(宮城県) 仙台市	東京都	(新潟県) 新潟市	(愛知県) 名古屋市	(大阪府) 寝屋川市	(広島県) 広島市	(香川県) 高松市	(福岡県) 福岡市	(沖縄県) 那覇市

(2) 時間割

検定区分	入室時刻	ガイダンス等	試験開始～終了時刻
第二次検定(筆記)	14時00分	14時00分～14時15分	14時15分～16時15分

2.3 第二次検定(実技)の試験地(予定)^(注3～7)

次表において「○」印があるものが、検定科目の実技試験を行う試験地です。選択する2つの種別が1つの試験地にならない場合は、種別ごとに希望する試験地を選択してください。

試験科目 \ 試験地		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
		千歳市(北海道)	仙台市(宮城県)	下都賀郡(栃木県)	秩父市(埼玉県)	小松市(石川県)	富山市(静岡県)	刈谷市(愛知県)	明石市(兵庫県)	小野市(兵庫県)	広島市(広島県)	高松市(香川県)	糟屋郡(福岡県)	国頭郡(沖縄県)
第1種	トラクター系 建設機械操作施工法	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
第2種	ショベル系 建設機械操作施工法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第3種	モーター・グレーダー 操作施工法		○			○	○				○	○	○	
第4種	締め固め 建設機械操作施工法	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
第5種	舗装用 建設機械操作施工法						○	○						
第6種	基礎工事用 建設機械操作施工法						○		○					

2.4 試験地についての注意事項

(注3)：試験地は、受検の手引の作成時における予定です。会場の都合等により変更となる場合があります。確定した受検地は、受検票の発送日前に確定のうえ当協会ホームページと受検票によりお知らせします。

(注4)：試験地は、原則として受検の申込み時の受検希望地で調整しますが、第二次検定(実技)の試験地については、会場の都合により、希望する試験地とならない場合があります。

(注5)：第二次検定(実技)の試験地が複数箇所となる方は、それぞれ異なる日時での受検となります。

(注6)：第二次検定(実技)は、受検者ごとに受検地と日時が指定されます。必ず本人あての通知書で確認をしてください。同じ会社等に所属する場合も、受検者ごとに会場や日時が異なる場合があります。

(注7)：受検者による受検地の変更はできません。ただし、引っ越し等によるやむを得ない事情がある場合に受検地の変更が認められる場合があります。詳細は、「14.3 受検地の変更」をご覧ください。

3. 受検の申込み

3.1 受検者の区分

受検者は、次の(1)または(2)に示す一般受検者と再受検者に区分されます。

＊一般受検者は、3.5項からの申込み手順に従い、必要な書類を準備のうえ申込みをしてください。

＊再受検者は、原則として、当協会ホームページの「建設機械施工管理技術検定」から「インターネット申請」にアクセスして申込みをしてください。

＊再受検者については、インターネット申請の困難な方に限り、本手引に同封の各用紙による書面での受検申込みを受け付けます。

(1) 一般受検者

一般受検者は、1級第一次検定に合格した者であって、次表の(a)または(b)のいずれかの方が該当となります。

	一般受検者の該当者	当時の受検番号
(a)	令和3～5年度の「1級第一次検定のみ」を2級合格要件で受検し合格した者で、今回初めて1級第二次検定を受検する者	11*1*****
(b)	令和6年度以降の「1級第一次検定」を受検し合格した者で、今回初めて1級第二次検定を受検する者	11*****

(2) 再受検者

再受検者は、1級第一次検定に合格した者であって、次表の(i)～(iv)のいずれかの方が該当します。

	再受検者の該当者	当時の受検番号
(i)	令和3～5年度の「1級第二次検定のみ」を受検し、不合格となった者（欠席者を含む）	12*****
(ii)	令和3～5年度の「1級第一次検定・第二次検定」を受検し、第一次検定を合格した者	13*0*****
(iii)	令和3～5年度の「1級第一次検定のみ」を一般受検者または再受検者として受検し、合格した者（2級合格者の資格で受検した方は対象外です。）	11*0*****
(iv)	令和6年度以降の「1級第二次検定」を受検し、不合格となった者（欠席者を含む）	12*****

◎再受検者のインターネット申請

インターネット申請	当協会ホームページの「建設機械施工管理技術検定」 https://jcmanet-shiken.jp/
-----------	---

※インターネット申請は、受検手数料の払込方法などが書面による方法と異なります。詳細は、当協会ホームページの「建設機械施工管理技術検定」をご覧ください。受検申込みの受付期間、受検手数料、受検票の送付については、3.3項、3.4項、3.6項をご覧ください。

3.2 受検資格の確認

＊1級第二次検定は、1級第一次検定の合格者が対象です。未合格者は1級第一次検定を受検してください。

＊受検資格として、所定の実務経験の要件を満たす必要があります。本手引の「4. 受検資格」により、新受検資格または旧受検資格のいずれかを満たしていることを確認のうえ申込みをしてください。

3.3 受付期間、提出先

受付期間	令和8年2月16日(月)～3月13日(金) (注1～2)
提出先	〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部

(注1)：受付期間締切日当日(令和8年3月13日)の消印があるものまでが有効です。

なお、消印のないものは、締切日までに配達されたものまでは受付ますが、締切日を過ぎたものは受付しません。

(注2)：3.5(3)項により、必ず本手引に同封の専用の封筒を使用し、郵便局窓口から簡易書留にて送付してください。

他の方法で送付した場合は、その申込みが無効となりますので注意してください。

3.4 受検手数料(非課税)

* 第二次検定の受検手数料は、第二次検定(実技)で受検する種別数に応じて変わります。

* 受検の手引に同封の「払込取扱票」を使用し、下表の該当する金額を3.5(2)項に従って払い込んでください。

* 本受検手数料は、消費税法の基本通達により非課税となっています。インボイス対応の取引ではありません。

検定区分等		受検手数料	払込期限
第二次検定 (注3)	実技試験(2種別受検)	57,300円	令和8年3月13日(金)
	// (1種別免除・1種別受検)	44,500円	
	// (2種別免除)	31,700円	

(注3)：2級第二次検定(令和2年度までの2級建設機械施工技術検定を含む)の合格者は、その合格種別について、1級第二次検定(実技)試験の免除を受けることができます。

3.5 申込み手順と注意事項

(1) 提出書類の準備

* 受検の申込みに必要な提出書類は、本手引の「6. 提出書類」でご確認ください。(注4)

* 提出書類のうちA票、B票、C-a票、C-b票、D票については、原則として、当協会ホームページからダウンロードした書式により作成(入力)しプリントアウトした書類で提出してください。(注5)

(注4)：提出書類の中には、受検者の顔写真、住民票、卒業証明書(旧受検資格による受検者に限る。)等、準備に時間を要するものもありますので、期間に十分な余裕をもって準備してください。必要な提出書類の不足や記載事項に不備があると、受検できない場合がありますので十分注意してください。

(注5)：各書式のダウンロードが困難な方は、本手引に同封の用紙をご利用ください。

(2) 第二次検定受検手数料の払込み

* 本手引に同封の「払込取扱票」により、郵便局窓口で、受検申込みの受付期間中に払い込んでください。(注6)

* 払込み時に窓口で渡される「郵便振替払込受付証明書」の原本を、E票の貼付欄に貼り付けてください。(注7)

* 払込みをATMで行う場合は、「ご利用明細書」の原本をE票の貼付欄に貼り付けてください。(注7)

* 払込人住所氏名の欄には、受検者本人の氏名を必ず記入してください。所属会社等の第三者が払い込む場合は、その者の住所氏名とともに、受検者本人の氏名を()書きで記入するようにしてください。

(注6)：払込みは、必ず郵便振替により行ってください。インターネットや電信振替および現金書留等の方法では受付しません。

期限を過ぎて払込みをした場合は、受検の申込みを受付しません。払込みされた受検手数料は、試験事務手数料を差し引いた金額を7月中旬頃に現金書留により返還します。現金書留の送付先は、受検の申込み書類(D票)の郵便物送付先の住所とします。

(注7)：E票へ貼り付ける際は、はがれないように全面をのり付けしてください。

また、必ずコピーをとり保管してください。当協会から領収書の発行はいたしません。

(3) 申込書類の提出(郵送)

- * 申込書類一式を、受検の手引に同封の申込み専用の封筒に入れ、郵便局の窓口で簡易書留により郵送してください。(注8～10)
- * 必要な提出書類については、「**6. 提出書類**」の提出書類一覧を参照してください。
- * 申込みは、受検者ごとに1つの専用封筒としてください。
1つの封筒に複数者の申込書類が入っている場合は、受付しません。
- * 申込書類は、**3.3項**の受付期間内に当協会試験部あてに送付してください。
- * 受付した申込書類は返却しません。提出いただいた書類は、当協会の規定により、所定の保存期間を経過後速やかに溶解処分いたします。
受付しない申込書類については、直接持参の場合を除き料金受取人払いにより返送いたします。
- * 申込書類の審査の結果、欠格等により受検申込みが不受理となった者には、第二次検定の受検手数料から、試験事務手数料を差し引いた金額を7月中旬頃に現金書留により返還します。現金書留の送付先は、**D票**に記載の郵便物送付先の住所とします。

(注8)：必ず専用の封筒を使用し、簡易書留により提出してください。これ以外の方法での提出は、直接持参による提出も含め受付しません。

(注9)：ポストへの投函は絶対にしないでください。

配達状況の確認ができないほか、普通郵便として投函した場合、料金不足で配達されずに差出人に返送される場合があります。

(注10)：簡易書留の配送状況は、「書留・特定郵便物等受領証」に記載の「お問い合わせ番号」により、日本郵便のホームページ等で確認してください。当協会への問合せでは郵便物の配達状況を確認することはできません。

(4) 申込み内容の変更、受検の取り消し手続き

- * 申込書類の提出後、郵便物の送付先住所等に変更が生じた場合や、受検の取り消しを行う場合は「**14. 申込み内容の変更、取り消し手続き**」により、変更または取り消し手続きを行ってください。
- * 受検地の変更は、原則として認めません。転勤等により居住地が変わる場合に変更が認められる場合があります。詳細は、**14.3項**をご覧ください。

3.6 受検票の送付(予定)

- * 受検票の送付は次表を予定しています。備考欄の記載の日までに届かない場合は、受検者本人から当協会試験部まで問合せをしてください。なお、郵便事故等による不備については、当協会は責任を負いません。
- * 試験会場は、受検票に記載しています。また、受検票発送予定日の2週間前頃を目安に、当協会ホームページでお知らせします。
- * 第二次検定(実技)については、試験会場とともに試験の日時(午前・午後の別)をお知らせします。試験の日時については、受検者の都合による変更は一切認められません。

検定区分	受検票発送予定日	備考(配送されない場合の問い合わせ)
第二次検定(筆記)	令和8年5月29日(金)	令和8年6月5日(金)午前中までに届かない場合
第二次検定(実技)	令和8年7月15日(水)	令和8年7月22日(水)午前中までに届かない場合

4. 受検資格

第二次検定の受検資格の資格要件は、令和6年度からの新制度による資格要件(以下「新受検資格」という。)と経過措置による資格要件(以下「旧受検資格」という。)に区分されます。

- * 令和10年度までは新旧どちらの受検資格でも受検できます。以下を参考に、新旧いずれかの資格要件を満たすことを証する実務経験証明書とともに受検申込みをしてください。
- * 新受検資格と旧受検資格では、実務経験の内容や範囲および証明方法が異なります。各受検資格の特徴は次表のとおりです。実務経験の詳細については「[5. 実務経験](#)」をご覧ください。
- * 新旧どちらの受検資格で受検しても、次回からは再受検者として、1級第二次検定を合格するまで受検することができます。

新受検資格	旧受検資格
◎ 2級技術検定合格者等の一部の受検者を除き、1級第一次検定の合格から3年または5年は受検できません。	◎ これまでの実務経験が十分な方は、1級第一次検定合格後の翌年度から受検できます。
① 1級第一次検定合格後または2級第二次検定合格後の実務経験が対象です。それ以前の実務経験は対象となりません。	① 最終学歴の学校を卒業後または所定の資格取得後に従事した実務経験が対象です。高校卒以上の学歴の方は、卒業証明書が必要です。
② 実務経験は、土木工事業、とび・土工工事業または舗装工事業の建設工事(相当する工事等を含む。)における建設機械施工の施工の管理に関するものに限られます。	② 実務経験は、建設工事(相当する工事等を含む。)における建設機械施工の施工の管理のほか、オペレータ等としての実務経験も含まれます。
③ 必要な実務経験年月は、工事規模や従事した立場により1年、3年、5年のいずれかです。	③ 必要な実務経験年月は、学歴や取得している資格等により3年～15年となります。
④ 実務経験の証明は、原則として、従事した工事ごとに証明者による証明が必要です。	④ 実務経験の証明は、原則として、該当する実務経験の期間を一括して証明することができます。
⑤ 証明者は、原則として、実務経験時の受検者の所属先の代表者、または受検者が従事した工事の監理技術者等として配置された技術者になります。	⑤ 証明者は、原則として、受検者が現在所属する所属先の代表者によるものとします。現在の所属先がない者は、受検者自身を証明者とできます。

4.1 新受検資格による第二次検定の受検資格

新受検資格は、当該種目の技術者資格に対応する土木工事業、とび・土工工事業または舗装工事業(5.2項に示す建設工事に相当する工事等を含む。以下「当該種目の工事業」という。)の工事に係る建設機械施工^{*1}に関する実務経験について、次表に示す資格要件の区分(I)～(V)のいずれかを満たす必要があります。

(注)：区分(I)および(III)は1級第一次検定の合格から、区分(IV)および(V)は2級第二次検定の合格から3年または5年以上の実務経験を必要とします。これまでの実務経験が十分な方については、旧受検資格により1級第一次検定合格後の翌年度に第二次検定を受検できる場合があります。

区 分	資 格 要 件
区分(I)	1級第一次検定合格後、5年以上の <u>施工の管理の実務経験</u> ^{*2} を有する者
区分(II)	1級第一次検定合格後、 <u>特定実務経験</u> ^{*3} 1年以上を含む3年以上の <u>施工の管理の実務経験</u> ^{*2} を有する者
区分(III)	1級第一次検定合格後、 <u>監理技術者補佐</u> ^{*4} として1年以上の実務経験を有する者(主任技術者の資格を有する者に限る。)
区分(IV)	2級第二次検定(令和2年度までの2級技術検定を含む。)合格後に1級第一次検定を合格した者であって、2級第二次検定合格後、5年以上の <u>施工の管理の実務経験</u> ^{*2} を有する者
区分(V)	2級第二次検定(令和2年度までの2級技術検定を含む。)合格後に1級第一次検定を合格した者であって、2級第二次検定合格後、 <u>特定実務経験</u> ^{*3} 1年以上を含む3年以上の <u>施工の管理の実務経験</u> ^{*2}

※1	「5.3 建設機械施工の実務経験」に示す第1種～第6種までの建設機械を使用し施工する建設工事（建設業法における建設工事のほか、「5.2 対象となる建設工事等」に示す建設工事に相当する工事を含む。）をいいます。
※2	建設機械施工※1にあたり、その施工計画の作成および当該工事の工程管理、品質管理、安全管理、機械管理等の業務に直接的に関わる技術上の職務経験（業務として行われたものに限る。）をいいます。
※3	土木工事業、とび・土工工事業または舗装工事業の建設業許可を受けた者が請け負う請負代金の額が4,500万円以上の建設工事であって、当該請負者の従業員として従事した次の①または②のいずれかの実務経験をいいます。ただし、当該工事において専門技術者※5を配置して行う他の業種の工事を専ら担当した場合は、特定実務経験にはなりません。特定実務経験以外の実務経験としてください。 ① 監理技術者または主任技術者（監理技術者資格者証を有する者に限る）の指導のもとでの <u>施工の管理の実務経験</u> ※2（当該監理技術者または主任技術者と同じ勤務先の者に限る。） ② 自ら監理技術者または主任技術者として行った <u>施工の管理の実務経験</u> ※2
※4	1級第一次検定の合格者でかつ主任技術者の資格を有する者が、監理技術者の専任が求められる工事※6において、監理技術者の職務を補佐する者として専任で置かれる場合をいいます。（建設業法第26条第3項のただし書きに定める監理技術者を補佐する者をいいます。） ①実務経験証明書とともに、当該工事の施工体制台帳の写しを提出してください。 ただし、当該実務経験は、1級第一次検定に合格した後のものに限りします。
※5	土木工事業や建築工事業として請け負う一式工事における専門工事、または許可を受けた工事業の工事に付帯する工事について、当該工事を請負者が自ら施工する場合、その工事の施工の管理をつかさどる者として配置しなければならない技術者（監理技術者や主任技術者の資格を有する者）をいいます。
※6	受検資格の対象となる専任の監理技術者の配置が必要な建設工事は、土木工事業、とび・土工工事業または舗装工事業の特定建設業の許可を受けた建設業者が発注者から直接工事を請け負うものであって、下請代金額の総額が次の①～③のいずれかに該当する工事です。 ① 下請代金額の総額が5,000万円以上【令和7年2月1日以降の工事】 ② 下請代金額の総額が4,500万円以上【令和5年1月1日～令和7年1月31日までの工事】 ③ 下請代金額の総額が4,000万円以上【令和3年11月16日～令和4年12月31日までの工事】

4.2 旧受検資格による第二次検定の受検資格

旧受検資格は、当該種目に関する実務経験として、建設工事における建設機械施工(前項※1参照)に従事した実務経験が、学歴や保有する資格に応じて、次の区分(イ)～(ニ)のいずれかを満たす方となります。

(注)：2級技術検定の合格者は、新受検資格の方が必要な実務経験が短くなる場合があります。旧受検資格は、これまでの実務経験が十分にある方が、1級第一次検定の合格の翌年度に受検したい場合に適しています。

(1) 区分(イ)：指導監督の実務経験※3 1年以上を含む次表の実務経験を有すること

最終学歴※1または保有資格	必要とする資格要件(卒業後とは、最終学歴の学校の卒業後をいう。)	
	指定学科※2	指定学科以外※2
学校教育法による ・大学卒業 ・専門学校卒業(高度専門士)	卒業後3年以上の実務経験 (1年以上の指導監督の実務経験を 含む。)	卒業後4年6月以上の実務経験 (1年以上の指導監督の実務経験を 含む。)
学校教育法による ・短期大学卒業 ・高等専門学校卒業 ・専門学校卒業(専門士)	卒業後5年以上の実務経験 (1年以上の指導監督の実務経験を 含む。)	卒業後7年6月以上の実務経験 (1年以上の指導監督の実務経験を 含む。)
学校教育法による ・高等学校卒業 ・中等教育学校卒業 ・専門学校卒業 (高度専門士・専門士を除く)	卒業後10年以上の実務経験 (1年以上の指導監督の実務経験を 含む。)	卒業後11年6月以上の実務経験 (1年以上の指導監督の実務経験を 含む。)
その他の者 (最終学歴が中学校卒業)	学歴にかかわらず、15年以上の実務経験(1年以上の指導監督の実務経験を 含む。)	

※1～3については、10頁をご覧ください。

(2) 区分(ロ)：2級合格者※4であって、指導監督の実務経験※3 1年以上を含む次表の実務経験を有すること

最終学歴※1または保有資格		必要とする資格要件(卒業後とは、最終学歴の学校の卒業後をいう。)	
		指定学科※2	指定学科以外※2
○2級合格後、5年以上の者		2級合格後に、指導監督の実務経験1年以上を含む5年以上の実務経験がある者。	
○2級合格後、5年未満の者	学校教育法による ・高等学校卒業 ・中等教育学校卒業 ・専門学校卒業 (高度専門士・専門士を除く)	次のいずれかの者 ① 卒業後、2級合格の種別について2年以上の実務経験後に、指導監督の実務経験1年以上を含む6年以上(通算して8年以上)の実務経験がある者。 ② 卒業後、2級合格の種別について1年6月以上で、他の種別と合わせて3年以上の実務経験後に、指導監督の実務経験1年以上を含む6年以上(通算して9年以上)の実務経験がある者。	次のいずれかの者 ① 卒業後、2級合格の種別について3年以上の実務経験後に、指導監督の実務経験1年以上を含む6年以上(通算して9年以上)の実務経験がある者。 ② 卒業後、2級合格の種別について2年3月以上で、他の種別と合わせて4年6月以上の実務経験後に、指導監督の実務経験1年以上を含む6年以上(通算して10年6月以上)の実務経験がある者。
	その他の者	学歴にかかわらず、次のいずれかの者 ① 2級合格の種別について6年以上の実務経験後に、指導監督の実務経験1年以上を含む6年以上(通算して12年以上)の実務経験がある者。 ② 2級合格の種別について4年以上で、他の種別と合わせて8年以上の実務経験後に、指導監督の実務経験1年以上を含む6年以上(通算して14年以上)の実務経験がある者。	

※1～4については、10頁をご覧ください。

(3) 区分(ハ)：専任の主任技術者※⁵の実務経験1年以上を含む次表の実務経験を有すること

最終学歴※ ¹ または保有資格		必要とする資格要件(卒業後とは、最終学歴の学校の卒業後をいう。)	
		指定学科※ ²	指定学科以外※ ²
○ 2 級 合 格 者 ※ ⁴	合格後、3年以上の者	2級合格後に、専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む3年以上の実務経験がある者。	
	合格後、3年未満の者 学校教育法による ・短期大学卒業 ・高等専門学校卒業 ・専門学校卒業 (専門士)		次のいずれかの者 ① 卒業後、2級合格の種別について2年以上の実務経験後に、専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む4年以上(通算して6年以上)の実務経験がある者。 ② 卒業後、2級合格の種別について1年6月以上で、他の種別と合わせて3年以上の実務経験後に、専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む4年以上(通算して7年以上)の実務経験がある者。
	合格後、3年未満の者 学校教育法による ・高等学校卒業 ・中等教育学校卒業 ・専門学校卒業 (高度専門士・専門士を除く)		次のいずれかの者 ① 卒業後、2級合格の種別について2年以上の実務経験後に、専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む4年以上(通算して7年以上)の実務経験がある者。 ② 卒業後2級合格の種別について1年6月以上で、他の種別と合わせて3年以上の実務経験後に、専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む4年以上(通算して7年以上)の実務経験がある者。
	合格後、3年未満の者 その他の者	次のいずれかの者 ① 2級合格の種別について6年以上の実務経験後に、専任の主任技術者としての実務経験1年以上を含む4年以上(通算して10年以上)の実務経験がある者。 ② 2級合格の種別について4年以上で、他の種別と合わせて8年以上の実務経験後に、専任の主任技術者としての実務経験1年以上を含む4年以上(通算して12年以上)の実務経験がある者。	
○ そ の 他 の 者	学校教育法による ・高等学校卒業 ・中等教育学校卒業 ・専門学校卒業 (高度専門士・専門士を除く)	卒業後、専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む通算して8年以上の実務経験がある者。 ※(注)を必ず確認してください。	卒業後、専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む通算して9年6月以上の実務経験がある者。(土木施工管理技士等の資格を令和5年度までに取得している者) ※(注)を必ず確認してください。
	その他の者	専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む通算して13年以上の実務経験がある者。 ※(注)を必ず確認してください。	

※¹～⁵については、10頁をご覧ください。

(注)：専任の主任技術者としての実務経験の開始時期は、次の①～④のようになります。

- 主任技術者になるための国土交通大臣が認定する資格(土木施工管理技士の合格者等)を有する者は、その資格取得後に専任の主任技術者として従事した経験をいいます。当該資格を有することを証する合格証明書等の写しを必ず添付してください。
- 高校、中等教育学校および専門学校の指定学科の卒業生で、建設業法第7条により、実務の経験により主任技術者として従事する場合は、卒業後5年以上の実務経験後に専任の主任技術者として従事した経験をいいます。
- 高校、中等教育学校および専門学校の指定学科以外の卒業生で、建設業法第7条により、実務の経験により主任技術者として従事する場合は、卒業後10年以上の実務経験後に専任の主任技術者として従事した経験をいいます。この場合、通算の実務経験年数は最短で11年以上が必要です。
- その他の者で、建設業法第7条により、実務の経験により主任技術者として従事する場合は、卒業後10年以上の実務経験後に専任の主任技術者として従事した経験をいいます。

(4) 区分(二)：期間の重複のない指導監督の実務経験^{※3} 1年以上と専任の監理技術者の指導のもとにおける実務経験^{※6} 2年以上を含む次表の実務経験を有すること。

最終学歴 ^{※1} または保有資格	必要とする資格要件(卒業後とは、最終学歴の学校の卒業後をいう。)	
	指定学科 ^{※2}	指定学科以外 ^{※2}
学校教育法による ・高等学校卒業者 ・中等教育学校卒業者 ・専門学校卒業者 (高度専門士・専門士を除く)	卒業後、8年以上の実務経験がある者であって、次の①および②の要件を満たす者。(①と②の期間の重複は不可) ① 指導監督の実務経験が1年以上ある者。 ② 5年以上の実務経験の後に、専任の監理技術者による指導を受けた実務経験が2年以上ある者。	
○2級合格者 ^{※4}	2級合格後に、次の①および②の要件を満たす3年以上の実務経験がある者。(①と②の期間の重複は不可) ① 指導監督の実務経験が1年以上ある者。 ② 専任の監理技術者による指導を受けた実務経験が2年以上ある者。	

※1	最終学歴は、実務経験の前に卒業した学校となります。定時制または通信制の学校に在学中の経験や入学前の経験を実務経験とする場合は、その実務経験の前に卒業した学校を最終学歴としてください。
※2	指定学科は、「 受検の手引(別冊) 」の指定学科・専修学校等一覧でご確認ください。この別冊に記載された学科以外のものが「指定学科以外」になります。
※3	指導監督の実務経験は、実務経験のうち、施工監督等の立場で、部下や下請負者等に対して、建設機械施工の施工の管理に関する技術的事項において総合的に指導監督を行った経験です。
※4	2級合格者とは、令和3年度以降の2級建設機械施工管理第二次検定の合格者、または令和2年度までの2級建設機械施工技術検定の合格者をいいます。
※5	専任の主任技術者の実務経験は、建設業法第26条第3項により専任の技術者の配置が義務づけられた工事での主任技術者の経験をいいます。 専任の技術者の配置が必要な工事とは、個人住宅を除く公共性のある施設等の重要な建設工事で、請負代金額が次の①～④のいずれかに該当する工事です。 ① 1件の請負代金額が4,500万円以上(建築一式工事は9,000万円以上)【令和7年2月1日以降の工事】 ② 1件の請負代金額が4,000万円以上(建築一式工事は8,000万円以上)【令和7年1月31日以前の工事】 ③ 1件の請負代金額が3,500万円以上(建築一式工事は7,000万円以上)【令和4年12月31日以前の工事】 ④ 1件の請負代金額が2,500万円以上(建築一式工事は5,000万円以上)【平成28年5月31日以前の工事】
※6	専任の監理技術者の配置が必要な建設工事は、特定建設業の許可を受けた建設業者が発注者から直接工事を請け負うものであって、下請代金額の総額が次の①～④のいずれかに該当する工事です。この工事における監理技術者のもとでの実務経験は、受検者が当該監理技術者と同じ会社に所属している場合に限ります。 ① 下請代金額の総額が5,000万円以上(建築一式工事は8,000万円以上)【令和7年2月1日以降の工事】 ② 下請代金額の総額が4,500万円以上(建築一式工事は7,000万円以上)【令和7年1月31日以前の工事】 ③ 下請代金額の総額が4,000万円以上(建築一式工事は6,000万円以上)【令和4年12月31日以前の工事】 ④ 下請代金額の総額が3,000万円以上(建築一式工事は4,500万円以上)【平成28年5月31日以前の工事】

(5) 区分(イ)～(ニ)に係る学歴について

* 高校以上の学歴の者は、受検申込みの際に卒業証明書(原本)の提出が必要です。

大学卒業者	③ 大学院の卒業者は、進学前の卒業した大学を最終学歴としてください。 ④ 大学院に飛び入学された方は、その専攻に該当する大学の学科を卒業した者と同じに扱われます。 ⑤ 大学改革支援・学位授与機構により学位の授与を受けた方は、その専攻区分に応じた大学の学科を卒業した者と同じに扱われます。 ⑥ 国外における学士の学位に相当する学歴を有する方は、大学(指定学科以外)を卒業した者と同じに扱われます。 上記の方は、「6. 提出書類」の※7により、該当する卒業証明書等を提出してください。
専門学校卒業者 (高度専門士)	高度専門士とは、学校教育法により「専門学校」と称することができる専修学校のうち、修業年数が4年以上、全課程の修了に必要な総授業時間が3,400時間以上などの規定を満たす教育課程の修了を認定された者をいいます。 上記の方は、「6. 提出書類」の※8により、高度専門士の称号を証する書類を提出してください。
短期大学卒業者	短期大学卒業者には、旧専門学校卒業程度検定規程(昭和18年文部省令第46号)による検定合格者が含まれます。卒業した学科により指定学科と指定学科以外に区分されます。
専門学校卒業者 (専門士)	専門士とは、学校教育法により「専門学校」と称することができる専修学校のうち、修業年数が2年以上、全課程の修了に必要な総授業時間が1,700時間以上などの規定を満たす教育課程の修了を認定された者をいいます。 上記の方は、「6. 提出書類」の※8により、専門士の称号を証する書類を提出してください。
高等学校卒業者	国外の学校教育において12年目の課程を修了した方は、高校(指定学科以外)を卒業した者と同じに扱われます。「6. 提出書類」の※7により、卒業証明書の原本、卒業証明書の和訳(自己での和訳可)および誓約書(70頁の様式)を提出してください。 このほか、高等学校卒業者には、旧実業学校卒業程度検定規程(大正14年文部省令第30号)による検定合格者が含まれます。卒業した学科により指定学科と指定学科以外に区分されます。また、次の①～⑦の試験の合格者または卒業者は、高等学校の指定学科以外の卒業者となります。 ① 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による試験 ② 旧大学入学試験検定規程(昭和26年文部省令第13号)による検定 ③ 旧専門学校入学者検定規程(大正13年文部省令第22号)による検定 ④ 旧高等学校高等科入学資格試験規程(大正8年文部省令第9号)による試験 ⑤ 旧高等学校令(大正7年勅令第389号)による高等学校の尋常科 ⑥ 旧青年学校令(昭和14年勅令第254号)による青年学校本課 ⑦ 旧師範教育令(昭和18年勅令第109号)による付属中学、師範学校予科若しくは青年師範学校予科卒業又は修了者。

(6) 国外の学歴(指定学科)の大臣認定申請

国外の学歴を指定学科として受検申請する場合は、当該学歴について国土交通大臣の認定を受ける必要があります。事前に当協会試験部へ連絡したうえで、下記の1～8の書類を、受検申込み書類と合わせて提出してください。

	必要書類等	指定様式	掲載頁
1	技術検定受検資格認定申請書(国外学歴)	(様式1)	71頁
2	卒業証明書(原本に限る。コピーは不可) ※和訳および和訳の公証手続きが必要です。		
3	成績証明書(原本に限る。コピーは不可) ※和訳および和訳の公証手続きが必要です。		
4	成績証明書	(様式2)	72頁
5	履歴書	(様式3)	74頁
6	身分証明書(日本国籍の方のみ提出) ※運転免許証のコピー、住民票等		
7	在留カードのコピー(外国籍の方のみ提出)		
8	提出書類の返却用封筒(申請者の負担により受取できる方法のもの) ※証明書(原本)の返却を希望する場合のみ。		

- (注1)：大臣認定申請にあたっては、実務経験年数が「4. 受検資格」の区分(イ)～(ニ)の最終学歴が大学または高校の指定学科における要件のいずれかを満たす必要があります。この要件を満たさない場合は、認定審査の対象外となります。
- (注2)：大臣認定対象の学科は、「[受検の手引\(別冊\)](#)」の1頁の表にある指定学科に相当する学科です。国土交通省の審査の結果によっては、受検資格が得られないことがあります。
- (注3)：卒業証明書および成績証明書は、必ず原本を提出してください。また、外国語の書類については、和訳および和訳の公証手続きが必要となります。

① 大臣認定申請の方法について

認定申請は、当協会へ事前に連絡し、受検申込みの受付期間中に、受検申込みの書類と合わせて、受検申込みの専用の封筒により簡易書留で送付してください。

- * 送付にあたっては、受検申込み専用封筒の左上にある「国外の学歴(指定学科) 認定申請書在中」の欄を、太めのサインペン等により○で囲んで提出してください。
- * 専用の封筒に認定申請書類の在中を示す○囲みがない場合、同封された書類確認に遅れが生じ、国土交通大臣の認定が間に合わず受検できない場合がありますので注意してください。

当協会試験部への事前連絡がない場合、受付期間以外の送付の場合、専用の封筒以外での送付の場合、簡易書留以外での送付の場合は、認定申請は受付しません。

② 卒業証明書および成績証明書の原本の返却を希望する場合について【国外の学歴(指定学科)のみ】

国外の学歴(指定学科)の認定申請のための卒業証明書および成績証明書の原本の返却を希望する場合は、各証明書の原本のほか、原本の写しも合わせて提出してください。

- * 返却のための届け先を記入した返送用封筒を必ず同封してください。
- * 同封する返送用封筒は、A4レターパックプラス、簡易書留分の料金の切手を貼った封筒など、送料を申請者が負担する方法のものとしてください。返送用封筒がない場合は返却しません。
- * 国土交通省および当協会は、返送の際の郵便事故の責任は負いません。返却を希望する書類については、申請者の責任において必要な補償のついた送付方法を選択してください。

卒業証明書等の返却は、国外の学歴(指定学科)の国土交通大臣への認定申請の場合に限ります。通常の受検申請において提出する卒業証明書等は返却しません。

③ 認定結果について

国土交通省からの申請者への認定書の交付は行われません。指定学科として認定された場合は、当協会からの受検票の送付をもってお知らせします。

審査の結果、指定学科の認定が認められない場合は、国土交通省からの通知を受け、当協会から受検資格要件が満たされないため受検ができない旨をご連絡します。この場合、②により証明書(原本)の返却を求めた方に原本が返送されますが、受検申込み書類については返却しません。

④ 受検票の保管について

受検票は、指定学科の大臣認定を証する書類として、再受検をする場合に必要となりますので、検定試験に合格するまで大切に保管してください。

受検票を紛失された場合の再交付はしません。再受検する場合は、改めて指定学科の大臣認定申請をする必要があります。

⑤ その他

申請に必要な書類の(様式1)～(様式3)については、国土交通省ホームページから書式をダウンロードできます。証明書の和訳の公証についても、このホームページに案内がありますので、参照してください。

＜国土交通省ホームページ＞

国土交通省トップ > 政策情報・分野別一覧(土地・不動産・建設業) >

建設業関係(技術者制度・技術検定制度) > 受検資格認定申請

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_frl_000001_00026.html

5. 実務経験

建設機械施工管理技術検定における実務経験は、「5.2 対象となる建設工事等」に該当する工事での「5.3 建設機械施工の実務経験」をいいますが、新受検資格と旧受検資格で対象となる建設工事や実務経験の内容が異なります。受検申込みにあたっては十分に注意してください。

5.1 主な用語の定義

本手引において、本項以降の実務経験に関する用語の定義は次のとおりとします。

建設工事	建設業法第2条に定められた表-1の上段に示す29種類の工事をいいます。
小規模建設工事	建設業法による建設業の許可を必要としない軽微な建設工事※をいいます。 ※工事1件の請負代金の額が、建築一式工事は1,500万円未満、その他の工事は500万円未満の工事。
一式工事	建設工事のうち、土木一式工事および建築一式工事をいいます。
専門工事	建設工事のうち、一式工事を除く27種類の工事をいいます。
建設業を営む者	建設工事を継続的、反復的に請け負う者をいいます。
許可建設業者	建設業法による建設業の許可を受けて建設業を営む者をいいます。
小規模建設業者	小規模建設工事の建設業を営む者をいいます。
当該種目の工事業	表-1の下段に()書きで示す29種類の工事業のうち、土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業をいいます。
建設機械施工	表-2に示す第1種～第6種の建設機械による施工をいいます。

表-1 建設業法第2条における工事の種類と業種区分

1. 土木一式工事 (土木工事業)	11. 鋼構造物工事 (鋼構造物工事業)	21. 熱絶縁工事 (熱絶縁工事業)
2. 建築一式工事 (建築工事業)	12. 鉄筋工事 (鉄筋工事業)	22. 電気通信工事 (電気通信工事業)
3. 大工工事 (大工工事業)	13. 舗装工事 (舗装工事業)	23. 造園工事 (造園工事業)
4. 左官工事 (左官工事業)	14. しゅんせつ工事 (しゅんせつ工事業)	24. さく井工事 (さく井工事業)
5. とび・土工・コンクリート工事 (とび・土工工事業)	15. 板金工事 (板金工事業)	25. 建具工事 (建具工事業)
6. 石工事 (石工事業)	16. ガラス工事 (ガラス工事業)	26. 水道施設工事 (水道施設工事業)
7. 屋根工事 (屋根工事業)	17. 塗装工事 (塗装工事業)	27. 消防施設工事 (消防施設工事業)
8. 電気工事 (電気工事業)	18. 防水工事 (防水工事業)	28. 清掃施設工事 (清掃施設工事業)
9. 管工事 (管工事業)	19. 内装仕上工事 (内装仕上工事業)	29. 解体工事 (解体工事業)
10. タイル・れんが・ブロック工事 (タイル・れんが・ブロック工事業)	20. 機械器具設置工事 (機械器具設置工事業)	

表-2 建設機械の種別と施工の内容

検定科目(種別)		内 容
第1種	トラクター系建設機械	ブルドーザー、トラクター・ショベル、モーター・スクレーパーその他これらに類する建設機械による施工
第2種	ショベル系建設機械	パワー・ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェルその他これらに類する建設機械による施工

第3種	モーター・グレーダー	モーター・グレーダーによる施工
第4種	締め固め建設機械	ロード・ローラー、タイヤ・ローラー、振動ローラーその他これらに類する建設機械による施工
第5種	舗装用建設機械	アスファルト・プラント、アスファルト・デストリビューター、アスファルト・フィニッシャー、コンクリート・スプレッダー、コンクリート・フィニッシャー、コンクリート表面仕上機等による施工
第6種	基礎工事用建設機械	くい打機、くい抜機、大口径掘削機その他これらに類する建設機械による施工

※本表以外のホイールクレーン、コンクリートポンプ車、ダンプトラック等は、当該検定の建設機械の対象外です。

5.2 対象となる建設工事等

建設機械施工管理種目の実務経験となる建設工事は、次の①～⑤のいずれかに該当するもの(以下「建設工事等」という。)とします。

- ① 当該種目の工事業の許可建設業者が請け負い行う建設工事。
- ② 当該種目の工事業の小規模建設業者が請け負い行う建設工事。
- ③ 当該種目の工事業以外の許可建設業者が、請負工事に付帯する工事を、「専門技術者 ^(注1)」を置いて自ら行う当該種目の工事業の建設工事。
- ④ 当該種目の工事業以外の許可建設業者が請け負い行う工事の建設機械施工に該当する建設工事 ^(注2)。
- ⑤ その他、次の(1)～(3)に示す建設工事に相当する工事であって、当該種目の工事業の工事。

(注1)：許可を受けた工事業の工事に付帯する工事を請負者が自ら施工する場合、その工事の施工の管理をつかさどる者として配置しなければならない監理技術者や主任技術者の資格を有する者をいいます。

(注2)：造園工事業の許可建設業者が、造園工事として請け負う工事の中で土砂の掘削や埋め戻し等の建設機械施工を行った場合等で、当該建設機械施工の期間が実務経験の対象となります。

(1) 建設工事に相当する工事等【新旧受検資格共通】

- ① 建設業の許可を有する者が国外で施工した建設工事に相当する工事。
- ② 国や地方自治体等が発注する役務の提供に係る土木建築に関する工事に相当する業務であって、その発注仕様で、当該業務における業務管理を建設工事における監理技術者または主任技術者に相当する技術者が行うことを義務づけたもの。
- ③ 国または地方自治体等が自ら管理し施工する工事等(相当する作業を含む。)
- ④ 国土交通大臣が受検資格の実務経験と同等以上の工事と認定したもの(認定通知を受けたものに限る。)

(2) 建設工事に相当する工事等【新受検資格に限る】

- ① 自社ビルの建設や構内整備等の建設業許可を必要としない自社の事業目的のための土木建築に関する工事。ただし、建設工事における監理技術者または主任技術者に相当する技術者が施工の管理を行うものに限る。

(3) 建設工事に相当する工事等【旧受検資格に限る】

- ① 国土交通大臣が実務経験と認定する職業訓練(次表のとおり。)

国土交通大臣が実務経験と認定する職業訓練一覧

所在地	施設名	訓練科	準拠している カリキュラム規定 (職能法省令別表)	実務経験 とみなす 期間
熊本県	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 熊本職業能力開発促進センター 荒尾訓練センター	熊本職業能力開発促進センター 荒尾訓練センター短期課程 建設機械運転科	建設機械運転科	5ヶ月
鹿児島県	鹿児島県立吹上高等技術専門学校	鹿児島県立吹上高等技術専門学校 普通課程機械整備系 建設機械整備科	建設機械整備科	1年

(注3)：受検資格において種別の実務経験とする場合は、職業訓練の期間は「その他の種別での実務経験年数」となります。

(注4)：職業訓練を実務経験とする場合は、訓練修了時に職業訓練施設から発行された修了証の写しを実務経験証明書とともに必ず提出してください。

5.3 建設機械施工の実務経験

建設機械施工の実務経験は、建設機械施工に関する技術上の職務経験をいい、次の「(1) 施工の管理に関する実務経験」と「(2) 建設機械操作施工に関する実務経験」に区分されます。

＊新受検資格の実務経験は(1)に限られます。

＊旧受検資格は(1)および(2)が実務経験になりますが、「指導監督の実務経験」や「専任の主任技術者としての実務経験」として、(1)の実務経験が一定期間以上必要です。

＊建設機械施工の実務経験は、技術者(注5)として建設工事等に従事した経験のほか、発注者の技術者(注5)としてまたは工事監理業務の受託者の技術者(注5)として行う工事監理の業務（いずれも施工の管理に関する実務経験に限る。）も対象とします。

(注5)：技術者は、直接の雇用者のほか、この建設工事等に従事する派遣技術者または在籍型出向者も含みます。ただし、工事監理業務においては、請負契約の履行に関し工事現場に置く監督員として、発注者が請負者に書面などにより通知した者に限ります。また、発注者および工事監理業務の受託者の技術者は、建設業許可を有する者が請け負った工事に関するものに限ります。

(1) 施工の管理に関する実務経験【新旧受検資格(共通)】

当該種目の工事業に関する建設工事等の建設機械施工にあたり、業務として行われた、工事の施工計画の作成および当該工事の工程管理、品質管理、安全管理、機械管理等の施工の管理に直接的に関わる技術上の職務経験(注6)であって、次の①～③のいずれかの経験をいいます。

①請負者側の技術者として、施工の管理に従事した経験。

②発注者の技術者として、許可建設業者が請け負った建設工事の施工の指導または監督の業務に従事した経験。

③工事監理業務の受託者の技術者として、許可建設業者が請け負った建設工事の工事監理を行った経験。

(注6)：主任技術者や現場監督等の立場で施工の管理を行った経験のほか、これらの者のもとで担当者として施工の管理に関する業務に従事した経験をいいます。

＜以下の業務は、当該種目の施工の管理の実務経験となりません。＞

- ・土の掘削、コンクリート打設、型枠工等の実際の労務作業に従事する業務
- ・自動車や歩行者等の交通の安全確保のための監視・誘導等の業務
- ・工事着工前の基本設計や実施設計等の設計業務および設計業務に係る測量・調査・積算等の業務
- ・官公庁における行政および行政指導の業務
- ・研究所、学校等における研究、教育および指導等の業務
- ・現場事務、営業等の業務
- ・アルバイトによる業務および雑役務等の業務
- ・その他、建設機械施工に関わらない業務

(2) 建設機械操作施工に関する実務経験【旧受検資格に限る】

オペレータまたはその補助者として建設機械による施工を行った経験(業務として行われたものに限る。以下「建設機械操作施工に関する実務経験」という。)をいいます。

補助者としての経験は、建設機械施工の補助作業として実施する土の掘削・埋め戻し等の人力作業も含まれますが、建設機械施工に該当しない工事等での人力作業は対象外です。また、単純な見張りや交通誘導といった作業も対象外です。

5.4 他の種目等における実務経験との重複について

- * 土木施工管理技術検定などの他の種目の受検資格となる実務経験についても、その内容が前項までの実務経験に該当する場合は、建設機械施工管理種目の実務経験とすることができます。また、その実務経験を他の技術検定種目の実務経験とすることができます。
- * 今回提出される実務経験証明書の内容と、他の技術検定種目または過年度の建設機械施工管理種目の受検における実務経験証明の内容とに矛盾がある場合、その実務経験証明のいずれかまたはすべてが虚偽記載となり行政処分の対象となることがあります。

5.5 国外の実務経験の国土交通大臣による認定申請

- * 建設業の許可を受けた者が請け負う国外での建設工事以外は、国土交通大臣に個別に申請し認定書の交付を受ける必要があります。詳細は下記にお問い合わせください。

(認定に関する問合せ先)：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 技術検定係
TEL：03-5253-8111(代表) FAX：03-5253-1553

6. 提出書類

提出書類は、次表のとおりです。一般受検者は、新受検資格とするか旧受検資格とするかにより実務経験証明書等の提出書類が異なります。再受検者は、インターネット申請が困難な者に限り、次表の書類を提出して受検申込みをしてください。

申込みにあたっては、「4. 受検資格」および「5. 実務経験」により受検資格を新旧いずれにするかを選択したうえで、申込み期限までに必要な書類を揃えて受検申込みをしてください。

なお、提出書類のうち①～⑤のA票～D票については、原則として、当協会ホームページの「建設機械施工管理技術検定」からダウンロードした書式により作成(入力)し、所定のサイズでプリントアウトした書類としてください。

提出書類一覧

提出書類		一般受検者		再受検者
		新受検資格 の実務経験	旧受検資格 の実務経験	
① 1級建設機械施工管理(第二次検定)受検申請書	A票	○	○	○
② 1級技術検定一部免除申請書(実技試験免除申請者のみ(※1))	B票	△	△	△
③ 実務経験証明書【新受検資格の実務経験証明】(※2)	C-a票	○	×	×
④ // 【旧受検資格の実務経験証明】(※3)	C-b票	×	○	×
⑤ コンピュータ入力票	D票	○	○	○
⑥ 写真票(写真・郵便振替払込受付証明書を貼付したもの。)	E票	○	○	○
⑦ 住民票(※4)	—	○	○	○
⑧ 1級第一次検定の合格を証する書類(※5)	—	○	○	×
⑨ 2級第二次検定または2級技術検定の合格を証する書類(※6)	—	△	△	×
⑩ 卒業証明書(受検資格要件の最終学歴が高校卒以上となる者のみ(※7))	—	×	○	×
⑪ 「高度専門士」または「専門士」の称号を証する書類(※8)	—	×	△	×
⑫ 施工体制台帳の写し(新受検資格の区分(Ⅲ)の監理技術者補佐の実務経験を 確認できる書類)(※9)	—	△	×	×
⑬ 専任の主任技術者として従事したことが確認できる書類(※10)	—	×	△	×
⑭ 専任の監理技術者の指導を受けたことが確認できる書類(※11)	—	×	△	×
⑮ 所属先が建設工事に相当する工事を行っていることを証する書類(※12)	—	△	×	×
⑯ 受検者が派遣先で実務経験に従事したことが確認できる書類(派遣元の 代表者が実務経験証明を行う場合)(※13)	—	△	×	×
⑰ 国土交通大臣の認定した国外の学歴または実務経験の認定通知の写し (※14)	—	△	△	×
⑱ 再受検者の資格を有することを証する書類(※15)	—	×	×	○
⑲ 第二次検定受検資格確認申請書および定額小為替(1,000円)(※16)	—	△	△	△
⑳ 証明者による実務経験証明書に代わる実務経験を証する書類(※17)	—	△	×	×

凡例 ○：提出が必要な書類

×

△：該当者のみ必要となる書類

受検者の区分	必須の提出書類	該当者のみの提出書類
新受検資格の実務経験での受検	①、③、⑤、⑥、⑦、⑧	②、⑨、⑫、⑮、⑯、⑰、⑲、⑳
旧受検資格の実務経験での受検	①、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑩(注)	②、⑨、⑪、⑬、⑭、⑰、⑲
再受検者としての受検	①、⑤、⑥、⑦、⑱	②、⑲

(注) 資格要件の最終学歴が高校卒業以上となる者が対象。

※1	※令和3年度以降の2級第二次検定または令和2年度以前の2級技術検定の合格者で、免除を受けようとする者は、⑨の書類とともに提出してください。
※2	4.1項の新受検資格の区分(Ⅰ)～(Ⅴ)のいずれかで受検申込みする場合の実務経験証明書です。 ※受検区分に応じた実務経験年数を満たしていることを、証明者による証明書として提出してください。 ※実務経験は、1級第一次検定または2級第二次検定(令和2年度以前の2級技術検定を含む。)の合格後の施工の管理に関する実務経験に限ります。 ※証明書の記載にあたっては、「8. 実務経験証明書(C-a票)の記載方法【新受検資格】」をご覧ください。
※3	4.2項の旧受検資格の区分(Ⅰ)～(Ⅱ)のいずれかで受検申込み場合の実務経験証明書です。 ※受検区分に応じた実務経験年数を満たしていることを、証明者による証明書として提出してください。 ※実務経験は、これまでに従事した建設機械施工に関するすべての実務経験を対象とできます。 ※証明書の記載にあたっては、「10. 実務経験証明書(C-b票)の記載方法【旧受検資格】」をご覧ください。
※4	提出する住民票は、次の(i)～(iv)を満たすものとしてください。これ以外の住民票は受理しません。特に、(iii)(iv)の不備で再提出となる方が増えています。十分注意してください。 (i) 受検申請時から6ヶ月以内に取得したもので、その交付日が記載されたもの。 (ii) 原本であること。コピーは受理しません。 (iii) 外国籍の方は、国籍、通称名および在留資格が記載されたもの。通称名については記載がなくてもかまいません。 (iv) マイナンバーの記載がないもの。マイナンバー部を塗りつぶしたものは受理しません。窓口等での住民票の請求にあたっては、必ず、マイナンバーの記載のないもので交付を受けてください。 (注) 婚姻等の理由により、添付する証明書等の書類と氏名が異なる場合は、氏名の変更等の経緯が確認できる戸籍抄本等の原本も提出してください。
※5	当該種目の1級第一次検定の合格を証する書類として、次の(i)または(ii)のいずれかを提出してください。 (i) 当該技術検定の合格通知書の写し(当協会から合格発表に合わせて送付したもの) (ii) 当該技術検定の合格証明書の写し(国土交通大臣から交付を受けた証明書) (注) 上記書類を紛失された場合は、(i)については、本表※16による第二次検定受検資格の確認申請の手続きを行うことで、当該書類の提出に代えることができます。(ii)については、国土交通省へ再交付申請を行ってください。
※6	◎新受検資格の区分(Ⅳ)(Ⅴ)、旧受検資格の区分(Ⅲ)～(Ⅱ)の2級技術検定合格者であることが要件の者次の(i)または(ii)のいずれかを提出してください。 (i) 当該2級技術検定の合格通知書の写し(当協会から合格発表に合わせて送付したもの) (ii) 当該2級技術検定の合格証明書の写し(国土交通大臣から交付を受けた証明書) ◎第二次検定(実技)試験の免除を受けようとする者 上記(i)または(ii)のいずれかを、提出書類一覧の②の書類(B票)とともに提出してください。 (注) 上記書類を紛失された場合は、(i)については、本表※16の確認申請の手続きにより、当該書類の提出に代えることができます。(ii)については、国土交通省へ再交付申請を行ってください。
※7	旧受検資格の要件で、最終学歴を高校卒業以上とされる方は必ず提出してください。 最終学歴が中学校卒業となる方、2級技術検定の合格者で最終学歴を要件としない方は提出の必要はありません。 ※次の④～⑨の方は、大学または高校卒業と同じ扱いになります。下記の★により必要な書類を提出してください。 ④ 大学院の卒業者は、進学前の卒業した大学を最終学歴としてください。 ⑤ 大学院に飛び入学された方は、その専攻に該当する大学の学科を卒業した者と同じに扱われます。 ⑥ 大学改革支援・学位授与機構により学位の授与を受けた方は、その専攻区分に応じた大学の学科を卒業した者と同じに扱われます。 ⑦ 国外における学士の学位に相当する学歴を有する方は、大学(指定学科以外)を卒業した者と同じに扱われます。ただし、提出書類一覧の⑩の書類の提出者または4.2(6)項による申請を行い国土交通大臣の認定を受けた方は「指定学科」として扱われます。 ⑧ 国外の学校教育において12年目の課程を修了した方は、高校(指定学科以外)を卒業した者と同じに扱われます。ただし、提出書類一覧の⑩の書類(本表※14)の提出者または4.2(6)項による申請を行い国土交通大臣の認定を受けた方は「指定学科」として扱われます。 ★各学歴の者は、以下によりその学歴を証する書類を卒業証明書として提出してください。 ※④の者は、最終学歴となる大学の卒業証明書の原本。 ※⑤の者は、当該大学が発行する飛び入学の証明書、当該大学の退学証明書および大学院の入学証明書(これに代わる成績証明書)のいずれかの原本。 ※⑥の者は、学位証明書の原本。 ※⑦および⑧の者は、卒業証明書の原本、卒業証明書の和訳(自己での和訳可)および誓約書(69～70頁の様式)。

	(注) 今回の受検申込みで国外での学歴について国土交通大臣に指定学科卒の認定申請を行う方は、「4.2 (6) 項 国外の学歴(指定学科)の大臣認定申請」により申請してください。
※8	専門学校の卒業者で「高度専門士」または「専門士」に該当する方が提出する書類です。 *ただし、卒業証明書にその称号が記載されている場合は提出の必要はありません。
※9	新受検資格の区分(Ⅲ)により、監理技術者補佐としての実務経験を受検資格とする方は、実務経験証明書とともに、自身が監理技術者補佐として明記された該当工事の施工体制台帳の写しを必ず提出してください。
※10	旧受検資格の要件で、専任の主任技術者であることとされる方は、次の(i)～(iii)の書類を必ず提出してください。 (i) 該当工事の請負契約書の写し (ii) 該当工事で専任の主任技術者を務めたことがわかる書類として、コリンズ工事カルテ(竣工時)、現場代理人・主任技術者届、施工体制台帳のうちいずれかの書類の写し (iii) 主任技術者の資格を有することを証する書類(他の種目を含む技術検定第二次検定の合格証明書等、または受検者名が記載された建設業許可の申請において提出する営業所技術者等一覧表の写し。)
※11	旧受検資格の要件で、専任の監理技術者の指導を受けたことを要件とする方は、次の(i)および(ii)の書類を必ず提出してください。 (i) 該当工事の請負契約書の写し (ii) 指導を受けた監理技術者の監理技術者資格者証の写し
※12	新受検資格での申込み者のうち、所属先が次の(i)または(ii)となる方は、その所属先が当該種目の工事業の建設工事等の事業を営む者であることを証する書類として、例に示す書類またはこれに代わる書類を提出してください。 (i) 建設業許可を必要としない、小規模建設業者 (例) 実務経験の証明期間中の確定申告書の写しまたは契約台帳の写し (ii) 建設業許可を必要としない、自社の事業目的のため建設工事に相当する工事を行う者 (例) 実務経験の証明期間中の事業内容(目的物の仕様、事業期間、配置技術者等)が確認できる業務命令書の写し、社内決裁等の稟議書の写し等
※13	派遣技術者の実務経験を派遣元の代表者が証明する場合は、次の(i)～(iii)の確認ができる派遣契約書の写しを提出してください。 (i) 派遣者氏名(受検者名)、派遣期間 (ii) 派遣元および派遣先事業者の名称、代表者氏名 (iii) 派遣元の派遣事業の許可・受理番号(派遣契約書に番号の記載が無い場合は、労働者派遣事業許可証の写しを提出してください。)
※14	受検資格に係る国外での学歴(指定学科)や実務経験について、国土交通大臣の認定を受けた方が提出する書類です。 *今回の受検申込みで4.2 (6) 項により「指定学科」の認定申請をされる方は除きます。今回認定申請する者は、大臣認定された者に限り「指定学科」の扱いになります。
※15	再受検者は、次の(i)～(iv)の区分に従い、受検票等の写しを提出してください。 (i) 令和3～5年度の「1級第二次検定のみ」を受検し、不合格となった者 ・そのときの第二次検定の受検票または不合格通知の写し (ii) 令和3～5年度の「1級第一次検定・第二次検定」を受検し、第一次検定を合格した者(令和2年度までの学科試験合格者として受検した者を除く。) ・そのときの第一次検定の合格通知または合格証明書、第二次検定(実技)試験の受検票または不合格通知の写し (iii) 令和3～5年度の「1級第一次検定のみ」を一般受検者または再受検者として受検し、合格した者(2級合格者の資格で受検した者を除く。) ・そのときの第一次検定の合格通知または合格証明書の写し (iv) 令和6年度以降の「1級第二次検定」を受検し、不合格となった者 ・そのときの第二次検定の受検票または不合格通知の写し (注1) 合格証明書の写しを提出する場合は、その写しの右上に、そのときの受検番号を記載してください。受検番号が不明の場合は、当協会へ事前に連絡し確認してください。 (注2) 受検票および合否通知を紛失された方は、本表※16による第二次検定受検資格の確認申請の手続きを行うことで、当該書類の提出に代えることができます。合格証明書を紛失した方は、国土交通省へ再交付申請を行ってください。 (注3) 再受検者に該当するかが不明の方は、当協会へ事前に連絡し該当の有無の確認を受け、再受検者に該当する場合は、そのときの受検番号を確認しメモしておいてください。本表※16の手続きが必要です。

※16	提出書類一覧の⑧、⑨、⑬の書類を紛失した者は、次の手続きを行うことで、当該書類を提出した者として扱われ受検することができます。 ＊本手引の75頁の「第二次検定受検資格確認申請書」の書式に必要事項を記入のうえ、定額小為替(1,000円)を受検申請書類に同封してください。 ＊確認申請書には、当時の受検年度と受検番号を記載する必要があります。当該事項が不明の場合は、当協会に事前に連絡し確認してください。 ＊確認申請書の書式は、当協会ホームページ(URL https://jcmanet-shiken.jp/) からダウンロードすることもできます。 (注) 定額小為替(1,000円)の領収書を必要とされる方は、返信用封筒の送付に必要な切手を貼付し、宛先を記入のうえ、上記書類等とともに受検申請書類に同封してください。
※17	新受検資格の実務経験証明書について、証明者による証明を受けることができない場合の提出書類です。詳細は8.7項をご覧ください。 (注) 旧受検資格では受検者自身を証明者とすることもできます。新受検資格での申請が困難な場合は、旧受検資格での受検申込みの方法も検討してください。

提出書類については、受検申込みの受付審査のため、上記以外の書類の提出を求める場合があります。書類の提出等を拒否し受付審査が適切に行えないときは、欠格となり受検できない場合があります。

7. 申込み書類の記載方法

- *鉛筆や消えるインクの筆記具は使用しないでください。
- *誤って記入した場合は、誤りの箇所にも二重線を引き訂正してください。訂正印は不要です。

7.1 受検申請書(A票)上欄の記載((1)~(7)は、すべての受検者)

R081級

外字の場合は、このあたりへ拡大して正確に楷書で記入する。

(1)

A票

1級建設機械施工管理(第二次検定)受検申請書

※受検番号

令和 8 年 3 月 5 日

一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿

1級の建設機械施工管理第二次検定を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

(2)

フリガナ

タナカ ケンジ

氏 名

田中 賢二

(フリガナ)

(通称名)

生 年 月 日

(S)(H)(R) 2 年 10 月 5 日生 (満 35 年 5 ヶ月)

本 籍

神奈川県 神奈川 都・道 府・県

(3)

現 住 所

(〒○○○-×××××)

神奈川県 〇〇市△△△区□□町1-2

勤務先名称

(株)□△〇建設 土木部 工事2課

勤務先所在地

(〒〇△〇-×××××)

東京都 〇〇区△△△3-5-8

(4)

連絡先

第1連絡先(本人携帯番号)

第2連絡先(勤務先電話番号)

第3連絡先(自宅電話番号)

(TEL 090 - 〇〇〇〇 - ××××)

(TEL 03 - 〇〇〇〇 - ××××)

(TEL 045 - 〇〇〇 - ××××)

(5)

第二次検定(実技)

第1種(トラクター系建設機械)

第2種(ショベル系建設機械)

第3種(モーター・グレーダー)

第4種(締め固め建設機械)

第5種(舗装用建設機械)

第6種(基礎工事用建設機械)

受 検 種 別

受検 免除

受検 免除

受検・免除

受検・免除

受検・免除

受検・免除

(6)

受検者の区分

一般受検者

再受検者

再受検者の対象となる前回受検年度、(受検番号)

令和 年度、()

再受検者は、前回受検年度と受検番号を記入してください。

第一次検定合格証明書の写しを提出する者は受検番号の記入は不要です。

(7)

受 検 希 望 地

第二次検定(筆記)受検希望地

第二次検定(実技)受検希望地

東京

秩父

(8)

受検資格の区分

区分

受 検 資 格 要 件(※「2級技術検定」は、2級建設機械施工管理第二次検定および2級建設機械施工技術検定をいう。)

新受検資格

(Ⅰ) 1級建設機械施工管理第一次検定合格後、5年以上の施工の管理の実務経験

(Ⅱ) 1級建設機械施工管理第一次検定合格後、特定実務経験1年以上を含む3年以上の施工の管理の実務経験

(Ⅲ) 1級建設機械施工管理第一次検定合格後、監理技術者補佐としての1年以上の実務経験

(Ⅳ) 2級技術検定合格後に1級建設機械施工管理第一次検定に合格した者であって、2級技術検定に合格後、5年以上の施工の管理の実務経験

(Ⅴ) 2級技術検定合格後に1級建設機械施工管理第一次検定に合格した者であって、2級技術検定に合格後、特定実務経験1年以上を含む3年以上の施工の管理の実務経験

(Ⅵ) 指導監督の実務経験1年以上を含む、最終学歴の学校を卒業後の学歴に応じた実務経験

旧受検資格

(ロ) 2級技術検定の合格者であって、指導監督の実務経験1年以上を含む、最終学歴の学校を卒業後の学歴に応じた実務経験

(ハ) 専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む、2級技術検定合格後3年以上または最終学歴の学校を卒業後の学歴に応じた実務経験

(ニ) 期間の重複がない指導監督の実務経験1年以上と専任の監理技術者のもとにおける実務経験2年以上を含む、2級技術検定合格後または最終学歴の学校を卒業後の学歴に応じた実務経験

(9)

受検資格

①

1級建設機械施工管理第一次検定 [すべての受検者が記入]

令和 7 年 7 月 28日

備考(受検番号または合格証明書番号)

M 253〇〇〇〇〇〇

号

②

2級建設機械施工管理第二次検定

(第 2 種)

令和 3 年 12 月 10日

M 212〇〇〇〇〇〇

号

③

2級建設機械施工技術検定

(第 種)

S・H・R 年 月 日

号

④

その他()

S・H・R 年 月 日

←旧受検資格の区分(ハ)の「その他の者」の主任技術者資格

(1) 申込み年月日(右上の日付)

本受検申請書の作成年月日を記入してください。

(2) 氏名、通称名、本籍、生年月日

- *住民票の記載に従い、楷書で正確に記入してください。
 - *外国籍の方は、住民票に通称名の記載がある場合は通称名も記入してください。本籍欄には国名を記入してください。
 - *氏名の漢字に特殊な文字(以下「外字」という。)を使われている方は、記載例を参考に、該当する氏名の外字を○で囲み、引き出し線によりその外字を大きな文字で正確に楷書で書き出してください。
- (注) 受検者の申請に基づき、受検票、可否通知および合格証明書に記載する氏名に反映されます。外字を使用されている方は必ず申請してください。

(3) 現住所、勤務先名称および勤務先所在地

- * 現住所は、住民票に記載の住所を正確に記入してください。
- * 勤務先名称欄に現在所属している勤務先名称を部課名まで記入のうえ、その所在地を記入してください。
 - ・ 自営の方で、所在地が現住所と同じ場合は勤務先所在地欄に「現住所と同じ(自営)」と記入してください。
 - ・ 申込みの時点で所属先のない方は、勤務先名称欄に「所属先なし」と記入してください。

(4) 連絡先

- * 第1連絡先～第3連絡先の各欄に、受検者本人の携帯電話番号、勤務先電話番号、自宅電話番号（またはこれに代わる連絡先）を記入してください。
- * 受検の申込み書類に不備がある場合などに確実に連絡がとれるようにするため、できる限り3つの連絡先を記入してください。受検者との連絡がとれない場合、受検できない場合があります。

(5) 第二次検定(実技)受検種別

- * 1級の第二次検定(実技)試験は、第1種～第6種までの建設機械から2つの種別を受検する必要があります。
- * 受検しようとする種別について、該当欄の「受検」を○で囲んでください。ただし、当該種目の2級第二次検定(令和3年度以降)または2級技術検定(令和2年度以前)の合格者は、その合格種別について第二次検定(実技)試験の免除を受けることができます。免除を希望する場合は、該当欄の「免除」を○で囲んでください。

※記載例は、第2種の免除を受けて第1種だけで受検しようとする場合のものです。

第二次検定(実技)試験の免除を受ける場合は、B票(1級技術検定一部免除申請書)と、免除を受ける種別の2級技術検定の合格証明書の写しが必要です。(「6. 提出書類」の一覧表の②および⑨参照)

(6) 受検者の区分

- * 3.1 受検者の区分により、一般受検者となる方は「一般受検者」、再受検者となる方は「再受検者」を○で囲んでください。
- * 再受検者は、当該検定を受検した前回試験の受検年度と受検番号を必ず記入してください。
- ※再受検者は、前回受検の受検票等の写しが必要です。(「6. 提出書類」の一覧表の⑩参照)

(7) 受検希望地

- * 希望する第二次検定(筆記)試験の受検地と第二次検定(実技)試験の受検地を記入してください。
- * 第二次検定(実技)試験の2つの種別について2つともに免除を受けようとする方は、第2次検定(実技)受検希望地欄に「免除」と記入してください。
- * 試験地については、「2. 試験日程、試験地等」をご覧ください。

(8) 受検資格の区分(再受検者は記入不要)

- * 新旧受検資格のどの区分により受検するか、該当する区分の記号を「○」で囲んでください。
- * 区分に応じて必要な実務経験年月日を満たす必要があります。「4. 受検資格」および「5. 実務経験」より、新旧受検資格のいずれの区分で受検するかを選択してください。
- * 記載例は、2級技術検定の合格者が、新受検資格の区分(V)により受検する場合のものです。

(9) 受検資格に係る試験・検定または免許(再受検者は記入不要)

① 1級建設機械施工管理第一次検定

- * 受検しようとする者は必ず記入してください。
- * 合格年月日[※]と、合格通知書の受検番号または合格証明書の合格証明書番号を記入してください。
- * 合格通知書または合格証明書の写しを必ず提出してください。

② 2級建設機械施工管理第二次検定、2級建設機械施工技術検定

- * 次の(i)～(iii)のいずれかに該当する方が記入してください。
 - (i) 新受検資格の区分(IV)または(V)で受検しようとする方。
 - (ii) 旧受検資格の区分(ロ)、(ハ)若しくは(ニ)で受検しようとする者のうち、受検資格に2級合格者の要件がある方。
 - (iii) 第二次検定(実技)試験の免除を受けようとする方。
- * 該当する検定ごとに、合格年月日[※]と、合格通知書の受検番号または合格証明書の合格証明書番号を記入してください。
- * 記載した検定の合格通知書または合格証明書の写しを必ず提出してください。

	①	②	③	④	⑤	⑥
	証明書No.	証明者（氏名）	証明者による証明期間	建設工事の種類別の実務経験	実務経験年月の小計	実務経験年月の合計
(12)	No.1	川島 三郎	令和 4 年 1 月～平成 8 年 2 月	土木一式工事 1 年 0 ヶ月 とび・土工工事 1 年 6 ヶ月 舗装工事 0 年 10 ヶ月	3 年 4 ヶ月	
			令和 年 月～平成 年 月	土木一式工事 年 ヶ月 とび・土工工事 年 ヶ月 舗装工事 年 ヶ月	年 ヶ月	
			令和 年 月～平成 年 月	土木一式工事 年 ヶ月 とび・土工工事 年 ヶ月 舗装工事 年 ヶ月	年 ヶ月	
			令和 年 月～平成 年 月	土木一式工事 年 ヶ月 とび・土工工事 年 ヶ月 舗装工事 年 ヶ月	年 ヶ月	
			令和 年 月～平成 年 月	土木一式工事 年 ヶ月 とび・土工工事 年 ヶ月 舗装工事 年 ヶ月	年 ヶ月	
			令和 年 月～平成 年 月	土木一式工事 年 ヶ月 とび・土工工事 年 ヶ月 舗装工事 年 ヶ月	年 ヶ月	
			令和 年 月～平成 年 月	土木一式工事 年 ヶ月 とび・土工工事 年 ヶ月 舗装工事 年 ヶ月	年 ヶ月	
			令和 年 月～平成 年 月	土木一式工事 年 ヶ月 とび・土工工事 年 ヶ月 舗装工事 年 ヶ月	年 ヶ月	
			令和 年 月～平成 年 月	土木一式工事 年 ヶ月 とび・土工工事 年 ヶ月 舗装工事 年 ヶ月	年 ヶ月	
			令和 年 月～平成 年 月	土木一式工事 年 ヶ月 とび・土工工事 年 ヶ月 舗装工事 年 ヶ月	年 ヶ月	
			令和 年 月～平成 年 月	土木一式工事 年 ヶ月 とび・土工工事 年 ヶ月 舗装工事 年 ヶ月	年 ヶ月	
			令和 年 月～平成 年 月	土木一式工事 年 ヶ月 とび・土工工事 年 ヶ月 舗装工事 年 ヶ月	年 ヶ月	
(13)	特定実務経験 <区分(Ⅱ)または(V)の者が記入>					
	建設工事の種類	特定実務経験となる建設工事名		左記の工事に従事した期間	実務経験年月	
	土木一式工事	工事A		令和 4 年 1 月～令和 5 年 4 月	1 年 0 ヶ月	
				令和 年 月～令和 年 月	年 ヶ月	
				令和 年 月～令和 年 月	年 ヶ月	
				令和 年 月～令和 年 月	年 ヶ月	
				令和 年 月～令和 年 月	年 ヶ月	
				令和 年 月～令和 年 月	年 ヶ月	
	特定実務経験の合計					年 ヶ月

(12) 新受検資格の実務経験内訳

- * 実務経験証明書（C-a票）は、証明者ごとに作成、また工事件数が最大12件で1枚となっています。実務経験の古いものから証明書1枚ごとにNo.をつけ、(12)欄へは、その内訳を記入してください。
- * 証明者による証明期間は、1枚の証明書で証明する実務経験の最初の工事の開始日～最後の工事の終了日までの期間を記入してください。
- * 実務経験証明書が1枚の場合は、No.1の段に②～⑤を記入し、⑥へは⑤と同じ実務経験年月を記入してください。
- * ④は、建設工事の種類ごとに実務経験年月を記入し、その合計を⑤の小計欄に記入してください。
- * 証明者が複数名、証明書が複数枚となる者は、その実務経験証明書番号の順に、①～⑤まで記入し、⑥はNo.1からの実務経験の合計を記入してください。

(13) 特定実務経験(区分(Ⅱ)または(V)の者が記入)

- * 区分(Ⅱ)または(V)の受検者は、その資格要件となっている特定実務経験について、その工事ごとに記入してください。
- * 特定実務経験の実務経験年数は1年以上必要です。1件の工事で要件に満たない場合は、複数の工事について記入してください。
- ※記載例は、令和4年1月～令和5年4月に従事した土木一式工事について、当該種目の工事業以外の従事経験を除く1年の特定実務経験とする場合のものです。
- (注)特定実務経験は、土木工事業、とび・土工工事業、舗装工業のいずれかの建設業許可を受けた者が請け負う請負代金の額が4,500万円以上の建設工事です。詳細は、4.1項の表中の※3をご覧ください。

7.3 1級技術検定一部免除申請書(B票)の記載 (実技試験の免除を受ける者のみ)

当該種目の2級技術検定の合格者で、第二次検定(実技)試験の免除を受けようとする方は、この免除申請書に必要事項を記入のうえ、受検資格に関係する資格として当該種目の2級技術検定の合格通知書または合格証明書の写しを、本申請書とともに提出してください。

合格通知を紛失した方は、「6. 提出書類」の表中の※16に示す第二次検定受検資格の確認申請の手続きにより、当該通知の写しの提出に代えることができます。合格証明書を紛失された方は、国土交通省へ再交付申請を行ってください。

R08 1級

B 票

※第二次検定(実技)の免除を受けようとする者は、下表を記入してください。この場合、免除に必要な2級技術検定の資格について、A票の「受検資格に係る試験・検定または免許」に記入してください。

1級技術検定一部免除申請書					
令和 8 年 3 月 5 日					
一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿					
1級の建設機械施工管理第二次検定の一部の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。					
フリガナ	タナカ ケンジ			生年月日	S・H・R 2 年 10 月 5 日
氏名	田中 賢二			(年 令)	(満 35 年 5 ヶ月)
免除を受けようとする受検種目、検定区分、検定科目	受検種目、検定区分	検 定 科 目 (受検種別)		← A 票の第二次検定(実技)受検種別欄で「免除」を受ける とした種別の()内の建設機械名を記入すること。	
	建設機械施工管理、第二次検定	(ショベル系建設機械) 操作施工法			
	建設機械施工管理、第二次検定	() 操作施工法			
免 除 資 格 に 関 係 する 検 定	検 定 名 称 (種 別)		検定の合格年月日		合格証明書番号
	2級建設機械施工管理第二次検定	(第 2 種)	令和 3 年 12 月 10 日	M 212〇〇〇〇〇〇	号
		(第 種)	令和 年 月 日	M	号
	2級建設機械施工技術検定	(第 種)	S・H・R 年 月 日	M	号
		(第 種)	S・H・R 年 月 日	M	号

- * 申請の日付は、受検申請書(A票)の作成日としてください。
- * 氏名、生年月日は、住民票の記載に従い、楷書で正確に記入してください。
- * 免除を受ける検定科目の名称は、5.1 項の建設機械の種別一覧を参照し該当する検定科目名を記入してください。
- * 免除資格に係る資格として、該当の2級技術検定について、合格年月日、種別、合格証明書番号(または合格通知書の受検番号)をA票の記載に従い記入してください。2つの種別の免除を受けようとする場合は、それぞれの種別について記入してください。
- ※記載例は、令和3年度の2級建設機械施工管理第二次検定の第2種に合格した者が、その種別について第二次検定(実技)試験の免除の申請を行う場合のものです。記載例を参考に必要事項を記入してください。

7.4 コンピュータ入力データ票(D票)の記載

本票(D票)は、D-①～D-⑥に区分しています。このうちD-①～D-③は、すべての受検者が記入、D-④～⑥については、一般受検者、再受検者、受検資格の区分により、該当する票に記入してください。

7.4.1 D-①票の記載

R08 1級

<コンピュータ入力データ票>

D票(表)

※この欄には記入しないでください。

1級建設機械施工管理(第二次検定)

受検番号

(着色部)は全箇所必ず記入または該当番号に○をつけてください。

※ 誤って記入した場合は、記入した箇所に二重線を引き空白部に訂正事項を記入してください。訂正印は不要です。

※ 年月が一桁の場合は10の位に0(ゼロ)を記入し、受検番号等は左詰で記入してください。

(1)

D-①

申込み日 令和8年 03月05日

(2)

フリガナ タナカ ケンシ

受検者氏名 田中 賢二

フリガナ (氏) (名)

通称名

※ 長名の方は、フリガナ氏名を各10文字以内に略して記入してください。外国籍の方は、右欄に通称名も記入してください。

生年月日 令和 平成 昭和 1 2 3 0 2 年 1 0 月 0 5 日

本人と連絡のとれる電話(携帯)番号・FAX番号

TEL 090-0000-XXXX FAX 03-0000-XX△△

(4)

郵便物送付先住所 〒 東京 都 道 〇〇区△△△3-5-8

(会社の場合は、会社名と所属部署まで記入してください。)

勤務先住所 ① (株) △△建設 土木部 工事2課内 TEL 03-0000-XXXX

郵便物送付先住所が勤務先の場合は、「1」を○で囲んでください。その場合、下欄の「現在の勤務先」の記入の必要はありません。

勤務先の所在地と会社名 〒 都 道 府 県

TEL - -

(5)

希望する第二次検定(筆記)の受検地

希望する第二次検定(実技)の受検地^{※1}

第二次検定(実技)試験^{※2}

1 2 ③ 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 ④ 5 6 7 8 9 10 11 12 13

札幌 仙台 新潟 名古屋 大阪 広島 高松 福岡 那覇 千歳 仙台 下都賀郡 扶小 富田 刈谷 明小 広島 高松 糟屋郡 国頭郡

受検種別 左記のうち、免除を受けようとする種別

第1種 第2種 第2種 第 種

(6)

受検資格に 1級建設機械施工管理第一次検定^{※3} 合格年 令和 平成 昭和 0 7 年 合格証明書番号 M 2 5 3 〇 〇 〇 〇 〇 〇

関係する 2級建設機械施工管理第二次検定 第2種 合格年 令和 平成 昭和 ① 2 3 0 3 年 合格証明書番号 M 2 1 2 〇 〇 〇 〇 〇 〇

試験・資格 または2級建設機械施工技術検定^{※4} 第 種 合格年 令和 平成 昭和 1 2 3 年 合格証明書番号

または免許 その他()^{※5} 合格年 令和 平成 昭和 1 2 3 年 合格証明書番号

(1) 申込み年月日

本受検申請書の作成年月日を記入してください(A票と同じ日付としてください。)

(2) 氏名、通称名、本籍、生年月日

- ※ 氏名および生年月日は、住民票の記載に従い、楷書で正確に記入してください。
- ※ 長名の方は、氏名およびフリガナが各10文字以内に収まるように略して記入してください。
- ※ フリガナについては、記入例のように濁音や半濁音についても1文字としてください。
- ※ 本籍地は、該当の都道府県番号に○をつけてください。外国籍の方は、No.48に○をつけ、その下欄に国籍を記入してください。

(3) 本人と連絡のとれる電話(携帯)番号、FAX番号

- * 受検者本人と確実に連絡のとれる電話・FAX番号を記入してください。申込書の記載事項等について確認が必要な場合、この連絡先へ連絡します。
- * FAX番号の記載がない場合、申込書の確認等の方法が郵送となるため、審査期間内に受付審査が終了せず受検できない場合があります。また、この場合の当協会からの送付費用は受検者の負担とさせていただきます。

(4) 郵便物送付先住所、勤務先の所在地と会社名

- * 郵便物送付先住所は、受検票や合否通知等を郵送する住所です。郵便物を確実に受け取ることができる住所を記入してください。住民票の現住所とする必要はありません。
- * 自宅等を送付先とする場合は、郵便番号、建物名、団地名、棟番号、同居先名等まで正確に記入し、現在の勤務先欄に所属先の所在地、会社名と部署名を記入してください。
- * 勤務先を送付先とする場合は、株式会社→(株)、有限会社→(有)とし、会社名と所属部署名の後に「内」をつけてください。この場合、記載例のように「勤務先と同じ住所」の「1」を○で囲むことで、勤務先の所在地と会社名の欄への記入を省略することができます。
- * 勤務先住所は、現在所属している勤務先を部課名まで記入してください。自営の方で、現住所と同じ場合は「現住所に同じ(自営)」と記入してください。申込みの時点で所属先のない方や在学中の方は「所属先なし」と記入してください。

(注) 転居等により郵便物送付先住所が変わった場合は、「14.1 郵便物送付先住所の変更」による変更届けを行うとともに、郵便局への転居届による郵便物の転送サービスを受けるようにしてください。受検票や合否通知の不着の原因となりますので、必ず行ってください。

(5) 希望する第二次検定(筆記)および第二次検定(実技)の受検地、第二次検定(実技)の受検種別

- * 第二次検定(筆記)および第二次検定(実技)の受検地は、**A票**の受検希望地で記載した受検地の番号を○で囲んでください。
- * 第二次検定(実技)の受検地が複数ある方は、それぞれの受検地の番号を○で囲んでください。
- * 第二次検定(実技)の「受検種別」の欄は、**A票**で記載した2つの受検種別(免除を含む。)を記入してください。
- * 「左記のうち、免除を受けようとする種別」の欄は、免除を受けようとする種別を記入してください。
- * 記載例は、実技試験に第1種と第2種を選択、このうち2級技術検定に合格の第2種について免除を受けようとする場合のものです。
 - ・ 免除を受けるための資格となる2級技術検定について、下欄の「受検資格に関係する試験・資格または免許」の欄に、合格年と合格証明書番号(または合格時の受検番号)を記入してください。
 - ・ 2つの種別について免除を受けようとする場合は、それぞれの種別について、合格年と合格証明書番号(または合格時の受検番号)を記入してください。

(6) 受検資格に関係する試験・資格または免許 **(再受検者は記入の必要がありません。)**

- * 1級建設機械施工管理第一次検定は、すべての受検者が必要とする資格です。**A票**で記載した合格年、合格証明書番号(または合格時の受検番号)を記入してください。
- * 2級技術検定については、次の①～③のいずれかに該当する方が記入してください。
 - ① 実務経験を新受検資格で受検する者で、受検資格の区分が区分(IV)または(V)の方。
 - ② 実務経験を旧受検資格で受検する者で、受検資格の要件として2級技術検定の合格がその要件となっている方。
 - ③ 第二次検定(実技)試験で、2級技術検定の種別について免除を受けようとする方。
- * その他は、実務経験を旧受検資格とする者のうち、**4.2 (3) 項の区分(ハ)**の表中の**(注)**に該当する者で、主任技術者の資格が当該種目の技術検定以外の方は、その資格(試験)の名称と、合格年月日、合格証明書番号を記入し、その合格証明書の写しを必ず添付してください。

<以下、D票(裏)>
7.4.2 D-②票の記載

D-② このD-②の情報は、統計上の目的に限り使用するものです。

性別	男 ①	女 2	非回答 3				
最終学歴	01. 大学 05. 専門学校(高度専門士)	02. 短大、高等専門学校(5年制) 06. 専門学校(専門士)	03. 高等学校 07. 専門学校(05、06以外)	04. 中学校 08. その他	03	専攻分野	工学系 ① その他 2
勤務先の業種	01. 中央官庁(出先機関を含む) 02. 地方公共団体 03. 公団・公社・独立行政法人等 04. 建設業(土木工事業)	05. 建設業(建築工事業) 06. 建設業(とび・土工工事業) 07. 建設業(電気工事業) 08. 建設業(管工事業)	09. 建設業(舗装工事業) 10. 建設業(電気通信工事業) 11. 建設業(造園工事業) 12. 建設業(その他の工事業)	13. 建設コンサルタント 14. その他 ()	04		

- * 本票に記入いただく内容は受検制度の改善等のための資料となる情報で、統計上の目的に限り使用するものです。
- * 性別は、回答を希望しない場合は「3」を○で囲んでください。
- * 最終学歴は、受検申込みにおける最終学歴とし、該当する番号を○で囲み、その番号を右側の枠内に記入してください。在学中に受検する方は、その前に卒業した学校を最終学歴としてください。
- * 最終学歴の専攻分野は、高校卒業以上の方が該当する番号を○で囲んでください。中学校卒業の方は、その他「2」を○で囲んでください。
- * 勤務先の業種は、現在所属する勤務先の業種の該当する番号を○で囲み、その番号を右側の枠内に記入してください。現在の勤務先がない方は、その前に所属された勤務先の業種の番号を記入してください。在学中の方は、「14. その他」とし、()内に「在学中」と記入してください。

7.4.3 D-③票の記載

D-③ 受検者の区分および一般受検者は受検資格の実務経験の区分を記入のうえ、以下の該当する票に記入してください。

受検者の区分	一般受検者 ①	→ D-④を記入	受検資格の新受検資格の実務経験 ①	→ D-④を記入
	再受検者 2	→ D-⑥を記入	実務経験旧受検資格の実務経験 2	→ D-⑤を記入

- * 受検者の区分は、A票の記載に従い該当する番号を○で囲んでください。
- * 一般受検者の方は、右欄の受検資格の実務経験について、該当する番号を○で囲んでください。
- * 各番号の→に従い、該当するD-④～⑥票のいずれかに記入してください。
- (注) 再受検者の方は、「3.1 受検者の区分」により再受検者の要件をもう一度確認してください。

7.4.4 D-④票の記載 (一般受検者のうち、新受検資格の実務経験を受検資格とする者)

D-④ 一般受検者のうち、新受検資格の実務経験を受検資格とする方が記入してください。

受検資格の区分 ※該当の番号を○で囲んでください。				受検資格とする実務経験年月				
区分(I)	1	1級建設機械施工管理第一次検定合格後の5年以上の実務経験		上記のうちの特定実務経験	3	年	04	月
区分(II)	2	1級建設機械施工管理第一次検定合格後の特定実務経験1年以上を含む3年以上の実務経験						
区分(III)	3	1級建設機械施工管理第一次検定合格後の監理技術者補佐としての1年以上の実務経験						
区分(IV)	4	2級建設機械施工管理第二次検定合格後の5年以上の実務経験						
区分(V)	⑤	2級建設機械施工管理第二次検定合格後の特定実務経験1年以上を含む3年以上の実務経験			1	年	00	月

上記実務経験の証明期間	令和 ①	平成 2	昭和 3	04	年	01	月	～	令和 ①	平成 2	昭和 3	08	年	02	月
-------------	---------	---------	---------	----	---	----	---	---	---------	---------	---------	----	---	----	---

- * A票の記載に従い、受検資格の区分の該当する番号を○で囲み、受検資格とする実務経験年月を右欄に記入してください。
- * 「上記実務経験の証明期間」の欄は、A票に記載した実務経験の中の最初の実務経験の開始年月～最後の実務経験の終了年月を記入してください。
- * 区分(II)および(V)の者は特定実務経験が1年以上必要です。特定実務経験については「4.1 新受検資格による第二次検定の受検資格」の表中の※3をご覧ください。

7.4.5 D-⑤票の記載（一般受検者のうち、旧受検資格による実務経験を受検資格とする者）

D-⑤ 一般受検者のうち、旧受検資格の実務経験を受検資格とする方が記入してください。																															
(1) 最終学歴	学校名 東京都立港工業高等学校										学部名 学部		学科名 機械科		学科コード※ 01																
	卒業年月	令和1	平成2	昭和3	21	年	03	月	修業年限	03	年	00	月	※ 学科コードは、別冊「指定学科・専修学校等一欄」より、コード番号を記入、指定学科以外の者は「00」を記入してください。																	
(2) 受検資格の区分	受検資格とする実務経験年月																														
	区分(イ)	6	指導監督の実務経験1年以上										10年10月																		
	区分(ロ)	7	2級合格者で、指導監督の実務経験が1年以上																												
	区分(ハ)	8	専任の主任技術者の実務経験が1年以上																												
	区分(ニ)	9	指導監督の実務経験1年以上、かつ専任の監理技術者の指導のもとにおける実務経験2年以上																												
上記実務経験の証明期間												令和1	平成2	昭和3	27	年	04	月	～	令和1	平成2	昭和3	08	年	02	月					
(3)	受検資格の区分に応じて必要な実務経験項目										実務経験年月		当該実務経験の従事期間																		
	①	(イ)、(ロ)、(ニ)	指導監督の実務経験1年以上										01	年	02	月	令和1	平成2	昭和3	07	年	01	月	～	令和1	平成2	昭和3	08	年	02	月
	②	(ハ)	専任の主任技術者としての実務経験1年以上											年		月	令和1	平成2	昭和3		年		月	～	令和1	平成2	昭和3		年		月
	③	(ニ)	専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験											年		月	令和1	平成2	昭和3		年		月	～	令和1	平成2	昭和3		年		月

(1) 最終学歴

- * 受検資格の区分（イ）～（ニ）における最終学歴を記入してください。2級合格後の実務経験を要件とする者やその他の者として最終学歴が受検資格の要件となっていない者は、最後に卒業された学校について記入してください。
- * 高校卒業者以上の学歴で指定学科以外を卒業の者は、学科コードを「00」と記入してください。
- * 中学校卒業の者は学部名および学科名は記入不要です。学科コードを「00」と記入してください。

(2) 受検資格の区分、受検資格とする実務経験年月、実務経験の証明期間

- * A票および実務経験証明書のC-b票①の記載に従い、受検資格の区分の該当する番号を○で囲み、受検資格とする実務経験年月を右欄に記入してください。
- * 「上記実務経験の証明期間」の欄は、実務経験証明書のC-b票①の合計欄に記載した実務経験の開始～終了までの期間を記入してください。見込みの実務経験がある場合は、その期間を含みます。
- (注) 実務経験は、受検資格の区分に応じて必要な年月を満たしていることが確認できればよいため、卒業後の実務経験のすべてを記入する必要はありません。

(3) 受検区分に応じて必要な実務経験に係る事項

- * 受検区分に応じて必要な実務経験について、実務経験証明書のC-b票②および③の記載に従い、当該実務経験の実務経験年月と、その実務経験の従事期間を記入してください。
- * 記載例は、受検資格の区分を区分（イ）とする場合のものです。記載例を参考に、実務経験証明書のC-b票②に基づき、そこで証明されている期間と、その間の実務経験年月を記入してください。
 - ① 区分(イ)、(ロ)および(ニ)の者は、C-b票②により1年以上の指導監督の実務経験を記入してください。
 - ② 区分(ハ)の者は、C-b票②により1年以上の専任の主任技術者としての実務経験を記入してください。
 - ③ 区分(ニ)の者は、C-b票③により2年以上の専任の監理技術者の指導のもとにおける実務経験を記入してください。（①の指導監督の実務経験との期間の重複は認められません。）

※記載例は、最終学歴を高校卒（指定学科）の者が、受検資格の区分(イ)により、1年以上の指導監督の実務経験を含む10年以上の実務経験で受検しようとするときの、直近の実務経験を記入する場合のものです。

7.4.6 D-⑥票の記載（再受検者）

D-⑥ 再受検者の方が記入してください。

前回の受検年度	受検年度			受検番号								
受 検 番 号	令和	0	7	年度	1	2	○	○	○	○	○	○

※ 前回受検から氏名の変更があった方は、前回受検のときの旧氏名を記入してください。

[illegible][illegible]

※ 前回受検から本籍の変更があった方は、前回受検のときの旧本籍地の番号を、D票(表)の本籍地一覧を参考に該当する番号を記入してください。

(旧)本籍地番号		
----------	--	--

(注) 氏名に変更のあった方は、その変更が確認できる戸籍抄本等の原本を提出してください。

*前回の受検年度と、そのときの受検番号を記入してください。

* 前回の受検から氏名が変わった方は、前回受検のときの氏名を記入してください。

(注) 氏名に変更のあった方は、その変更が確認できる戸籍抄本等の原本を提出してください。

7.5 写真票(E票)の記載

次の記載例を参考に、以下の要領で記入および貼付を行ってください。

R08

※印の欄には記入しないでください。

(2)

1級第二次検定

受検番号

※

郵便振替払込受付証明書
(払込人→郵便局→払込人)

口座番号

00170-5-71122

加入者名

一般社団法人 日本建設機械施工協会

金額

千 百 十 万 千 百 十 円

4 4 5 0 0

払込人住所氏名

※ (〒○○○-×××××)
神奈川県○○市
△△△区□□町1-2
田中 賢二
(TEL 045-○○○-×××××)

貼受
検
付
申
込
用
書

受付局日付印
芝公園
8.3.5

記載事項を訂正した場合は、その箇所を訂正印を押してください。

(私製承認 東京貯金事務センター第1069号)

第二次検定(筆記)受検希望地

東京

氏 名

田中 賢二

条 件

パスポート用
カラー証明写真

写真店で撮影した明るさやコントラストが適切で鮮明なカラー証明写真
①縦4.5cm×横3.5cmのパスポート申請用のもの。
②6ヶ月以内に撮影した、カラー、フチなしのもの。
③無背景(白または淡い色)、無帽、正面を向き概ね肩から上のもの。
④自前のカメラで撮影したものは使用できません。
⑤写真の裏に、氏名、受検する級、希望する第二次検定(筆記)の受検地を記入してください。
⑥写真貼付欄にはがれないように全面のり付けしてください。(セロハンテープは使用不可)
※合格証明書の写真は、写真票の写真を転写します。不適切な場合は再提出していただきます。(受検できない場合もあります。)
詳しくは「受検の手引」32頁で確認してください。

R08

※印の欄には記入しないでください。

E 票

1級
(第二次)

第二次検定
(実技)
受検科目

トラクター系建設機械

ショベル系建設機械

モーター・グレーダー

締め固め建設機械

舗装用建設機械

基礎工事用建設機械

第二次検定
(実技)免除
申請科目

トラクター系建設機械

ショベル系建設機械

モーター・グレーダー

締め固め建設機械

舗装用建設機械

基礎工事用建設機械

令和8年度技術検定 写 真 票

フリガナ

タナカ ケンジ

氏 名

田中 賢二

(通称名:)

受検番号

※

出 欠 状 況

区 分

出・欠

第二次検定

筆記(記述式)

※

実技(第1種)

※

実技(第 種)

※

撮影日は、必ず記入してください。

(R8 年 3 月 5 日撮影)

(注)この大きさ以外は無効。

※印は記入しないこと。裏面にも記入箇所があります。

(4)

フリガナ

タナカ ケンジ

氏 名

田中 賢二

フリガナ

通 称 名

本 籍

神奈川県

都・道
府・県

生年月日
(年 令)

昭和 2 年 10 月 5 日生 (満 35 歳)

平成

現 住 所

〒○○○-×××××

神奈川県

都・道
府・県

○○市△△△区□□町1-2

TEL. 045-○○○-×××××

勤務先名

(株) □△○建設

勤 務 先
所 在 地

〒○△○-×××○○

東京

都・道
府・県

○○区△△△3-5-8

TEL. 03-○○○○-×××××

- 31 -

(1) 郵便振替払込受付証明書貼付欄

- * 郵便局の窓口で第二次検定の受検手数料（57,300円、44,500円、31,700円のいずれか）を払い込んだ際に受け取る「郵便振替払込受付証明書(原本)」を、左側の貼付欄へ貼付してください。
- * 貼り付ける際は、はがれないよう全面をのり付けし確実に貼り付けてください。
- * 事例は、第二次検定(実技)試験の1つの種別の免除を受ける者が、受検手数料44,500円を払い込む場合のもので、2つの種別の実技試験を受検する者は57,300円、2つの種別の免除を受ける者は31,700円の受検手数料となります。

(注) 受検手数料は、「**3.5(2)第二次検定受検手数料の払込み**」をよく読み、適切に払い込んでください。

所属会社等の第三者が払い込む場合は、払込人住所氏名欄にその者の住所氏名とともに、受検者本人の氏名も必ず()書きで記入するようにしてください。

(2) 第二次検定(筆記)受検希望地、第二次検定(実技)の受検種別、氏名

- * **A票**に記載した第二次検定(筆記)受検希望地を記入し、第二次検定(実技)の受検種別の該当欄に○を、実技試験の免除を受ける場合は免除種別の該当欄に○をつけてください。実技試験の受検地は記入不要です。
- * 氏名は、2カ所とも記入してください。このほか、裏面にも記載欄があります。
- * 受検番号のほか、「※」の記載がある欄は記入しないでください。

(3) 貼付する写真

写真票(E票)に貼付する写真は、技術検定の合格者に対して国土交通大臣が交付する合格証明書に転写される写真になります。

- * 個人での撮影は避け、写真店等で撮影した明るさやコントラストが適切で鮮明なものとしてください。一般の証明用スピード写真も不備による再提出の要因となっています。下記に従い適切な写真を貼付してください。
- * 不適切な写真は再提出していただきます。また、提出の写真と受検時のご本人とに乖離があると受検できない場合がありますので注意してください。

i) 写真の規格等

- ①パスポート申請用サイズで、縦4.5 cm×横3.5 cmのものとする。
- ②申請時から6ヶ月以内に撮影したカラー、フチなしのものとする。
- ③無背景のものとする(白または淡い色のものに限る。)
- ④無帽で正面を向き、概ね肩から上を撮影したものとする。

(注) 以下の写真は使用できません。

- ・画像にブレやピントのボケがあるもの
- ・背景色が白または淡い色以外のもの、衣服と同じ背景色のもの
- ・背景に壁、窓、カーテン、風景等が写り込んでいるもの
- ・前髪やメガネのフレームが目にかかっているもの
- ・メガネのレンズに照明等が反射し目もとが確認できないもの
- ・サングラスや色が入ったレンズ、マスク、帽子等を着用したもの
- ・横向きやうつむいた状態で真正面を向いていないもの
- ・写真の人物の頭頂部から顎までの長さが2/3未満のもの

ii) 写真の貼付

- ①写真は剥がれないように全面にのり付けして確実に貼り付けるものとし、セロハンテープ等での貼り付けはしないでください。
- ②貼付の写真の下に、当該写真の撮影日を必ず記入してください。
- ③貼り付ける際は、写真に傷や汚れがつかないように注意してください。

(4) E票の裏面

- * 氏名、本籍、生年月日、現住所、勤務先および所在地を正確に楷書で記入してください。
- * 現住所は、住民票に記載の住所としてください。

8. 実務経験証明書(C-a票)の記載方法【新受検資格】

8.1 実務経験の証明者

新受検資格の実務経験証明書の証明者は、次表に示す者に限ります。証明者が複数の場合は、証明者ごとに実務経験証明書を作成してください。

(注) 新受検資格は、実務経験となる工事に従事したときの所属先の代表者等に限ります。

旧受検資格は、所属先の異なるこれまでの実務経験について、現在の所属先の代表者が一括して証明することができます。これまでの実務経験が十分にある方は、旧受検資格での実務経験証明の方が簡単な場合があります。

被証明者(受検者)	証明者
建設工事等 ^{※1} を施工する請負者等の従業員	次のいずれかの者 ・工事請負者または建設工事等 ^{※1} の事業者の代表者 ^{※3} ・当該工事の監理技術者または主任技術者 ・専門工事の専門技術者 ^{※4}
当該種目の工事業の建設業許可を有する者が請け負う建設工事の発注者の従業員 ^{※2}	・工事発注者の代表者 ^{※3}
建設業許可を有する者が請け負う建設工事の監理業務等受託者の従業員	・工事監理業務等受託者の代表者 ^{※3}

※1	建設業法における建設工事のほか、5.2項の(1)および(2)の建設工事に相当するものを含みます。
※2	請負契約の履行に関し工事現場に置く監督員として、建設工事に従事した者に限ります。 ただし、発注者が請負者に書面などにより通知した者に限ります。
※3	受検者の所属先の代表者をいい、代表者の代理として人事権を分掌する部署長等を含みます。 (i) 下請負工事の場合、その下請負人の代表者をいいます。 (ii) 建設業を営む個人事業主が自ら施工の管理の業務に従事した場合、事業主自身が証明者となります。 (iii) 令和6年3月31日以前に完了した工事または令和6年3月31日を含む施工中の工事については、現在の所属先の代表者による証明とすることができます。 (iv) 証明書作成時点で廃業している場合、(iii)によるほか、廃業前の代表者を証明者とすることができます。 (v) 受検者の所属先が変わらなければ、途中で代表者が代わった場合でも実務経験の作成時点における代表者により一括して証明を受けることができます。 (vi) 派遣技術者については、その派遣先または派遣元の代表者のいずれも可能とします(派遣元の代表者が証明者となる場合は、「6. 提出書類」の一覧表の⑩に示す書類が必要です。)
※4	土木工事業や建築工事業として請け負う一式工事における専門工事、または許可を受けた工事業の工事に付帯する工事について、当該工事を請負者が自ら施工する場合、その工事の施工の管理をつかさどる者として配置しなければならない技術者(監理技術者や主任技術者の資格を有する者)をいいます。

8.2 実務経験証明書作成の基本事項

- * 実務経験証明は、「C-a票」により4.1項の受検資格の区分(I)～(V)のいずれかの要件を満たす実務経験年月を証明するものです。
- * 実務経験の証明は、原則として、受検者が従事した工事ごとに工事名や従事期間等を記載し、その工事における所属先の代表者等の証明を受けてください。
- * 証明書は、証明者ごとに作成し提出してください。
- * 次の①～③に該当の方は、9.2項の証明方法により、原則1年を限度として、その期間に担当した複数の工事の実務経験を一括して証明することができます。(特定実務経験および監理技術者補佐の実務経験を除きます。)
- ① 建設業許可を有する者の従業員
- ② 建設業許可を必要としない小規模建設業者であって、専ら当該種目の工事業の建設業を営む者^{※1}の従業員
- ③ 当該種目の工事業に相当する5.2項の(1)または(2)の事業を経営的に営む者^{※2}の従業員

※1	実務経験証明書のほか、証明者が専ら建設業を営む者であることを証明するための書類(当該期間中の確定申告書や契約台帳等の写し)の添付が必要です。
※2	実務経験証明書のほか、証明者が当該種目の工事業に相当する事業を経営的に営む者であることを証明するための書類(当該期間中の確定申告書や契約台帳等の写し)の添付が必要です。

* 次の①～③に該当する者は、8.6項に示す書類を必ず添付してください。

①受検資格の区分(Ⅲ)により受検しようとする者

②所属先が建設業許可を有しない者

③派遣技術者であって、派遣元の代表者による実務経験証明を受ける者

* やむを得ない理由により本来の証明者による実務経験証明書の提出ができない者は、8.7項により必要な書類を提出することで受検できます。

8.3 実務経験証明書の様式

* 原則として、当協会ホームページからPDF版をダウンロードし、それにより作成入力してください。パソコン環境によりダウンロードが困難な方は、本手引に同封の実務経験証明書(C-a票)をご利用ください。

* 提出する証明書は、A3版サイズで印刷(片面印刷)してください。

当協会ホームページの「建設機械施工管理技術検定」<https://jcmnet-shiken.jp/>

8.4 (C-a票)証明者、被証明者欄の記載

以下は、本手引に同封の実務経験証明書(C-a票)により手書で作成する場合の記載要領です。

当協会ホームページからのダウンロードの様式によりパソコン上で作成する場合は、記載事項によってはプルダウン形式等となるため、本手引の要領とは異なる部分がありますが、記載事項の内容は同じです。

R08 1級		C-a票 (1 / 1) (1)	
1級建設機械施工管理技術検定実務経験証明書【新受検資格】		※受検番号	
国土交通大臣 殿		令和 8 年 3 月 5 日 (2)	
建設業法に基づく技術検定の受検資格に関して、下記の内容を証明します。			
(3) 証 明 者	会社等名称	会社等所在地・連絡先電話番号	職 名
	(株)□△○建設	東京都 ○○区△△△3-5-8 Tel (03 - ○○○○ - ××××)	代表取締役 社長
	氏 名	川 島 三 郎	
	許可を受けた建設業の業種	土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、その他()	
	建設業許可番号	○-○ 第○○○○○○○号	
記			
(4) 被証明者 (受検者)	氏 名		生 年 月 日
	田 中 賢 二		S (H) R 2 年 10 月 5 日生
証明する被証明者の建設機械施工の施工の管理に関する実務経験(被証明者が受検資格とする実務経験の期間に限る。)			
工事№	(建設工事の種類)	(工事名)	証 明 事 項
			(工事注文者) (工事請負者) (請負金額)

(1) 実務経験証明書の番号

* 実務経験証明書の枚数と順番がわかるように番号を記入してください。

証明書が1枚の場合は記載例のように1 / 1と、複数枚の場合は右側に全枚数、左側に該当する証明書の番号を記入してください(3枚中2枚目の証明書の場合は2 / 3というように記入してください)。

(2) 証明書の日付

* 証明書の日付は、証明者が記載内容のすべてを確認し証明するときの年月日を記入してください。

(3) 証明書欄

* 証明者は、8.1項の表に示す者とし、証明しようとする実務経験期間に被証明者(以下「受検者」という。)と同じ勤務先に所属する者に限ります。

ただし、制度改正前の令和6年3月31日以前の工事または令和6年3月31日を含む施工中の工事については、現在の勤務先の代表者が証明することができます。

* 見込みの実務経験については、現在の所属先の代表者による証明に限るものとし、証明の期間は令和8年8月15日までに限ります。

* 証明者の勤務先名、勤務先の所在地・連絡先電話番号、証明者の役職および氏名を正確に楷書で記入してください。

* 建設業許可を受けている場合は、記載の該当業種に○をつけるか()内に許可を受けている業種を記入し、下欄に建設業許可番号を記入してください。

(注) 建設業許可を受けていない者による証明の場合は、8.6項により必要な書類を添付してください。

(4) 被証明者(受検者)欄

＊実務経験の証明を受ける受検者の氏名および生年月日を記入してください。

8.5 (C-a票)実務経験の記載

- ＊証明する実務経験は、次表の受検資格の区分(Ⅰ)～(Ⅴ)のいずれかを満たす実務経験についてのものになります。
- ＊受検資格の実務経験は、「5. 実務経験」とおり、当該種目の工事業に関する建設工事等における建設機械施工に関するもので、施工の管理に関する実務経験に限ります。
- ＊実務経験年月の考え方、本証明書への記載方法については、次の(1)～(10)および「9. 実務経験年月の算出方法【新受検資格】」を参考に、適切に記入してください。
- ＊8.2項の①～③の該当者で、短期間の実務経験を1年以内の所定の期間で一括して証明しようとする場合は、9.2項を参考に適切に記入してください。
- ＊実務経験は、過去の工事から最新の工事までを順番に整理し記入してください。

受検資格の区分と実務経験の要件(「4. 受検資格」より)

区 分	受検資格となる実務経験
区分(Ⅰ)	1級第一次検定合格後における、5年以上の施工の管理の実務経験
区分(Ⅱ)	1級第一次検定合格後における、特定実務経験1年以上を含む3年以上の施工の管理の実務経験
区分(Ⅲ)	1級第一次検定合格後における、監理技術者補佐としての1年以上の実務経験
区分(Ⅳ)	2級第二次検定(令和2年度までの2級技術検定を含む。)合格後における、5年以上の施工の管理の実務経験
区分(Ⅴ)	2級第二次検定(令和2年度までの2級技術検定を含む。)合格後における、特定実務経験1年以上を含む3年以上の施工の管理の実務経験

(1)		(2)		(3)		(4)	
工事No.	証明事項	証 明 事 項		(工事注文者)	(工事請負者)	(請負金額)	
①	(建設工事の種類) 土木一式工事	(工事名) 工事A	(工事内容) 土工、基礎工(2種、6種)	国土交通省〇〇事務所	(株)〇〇建設	***,700,000 円	
	(受検者の所属部署) 土木部工事1課	(受検者の従事期間) H (R) 4 年 1 月 ~ H (R) 5 年 4 月	(実務経験年月) 1 年 0 ヶ月	(受検者の従事内容・職名) 施工管理補助	(監理技術者等名) 森田 一郎	(資格者証交付番号) 第1234-1234567890	
(5)		(6)		(7)		(8)	
(9)		(10)					

(1) 建設工事の種類

- ＊建設工事の種類は、当該種目の工事業の請負工事で「土木一式工事」、「とび・土工・コンクリート工事」、「舗装工事」のいずれかに限られます(相当する工事を含む。)
- ＊記載にあたり、「とび・土工・コンクリート工事」は「とび・土工工事」と省略することができます。
- ＊建設業許可を必要としない小規模建設業者で、専ら当該種目の工事業の工事を請け負う者は、その工事の内容に応じて「土木一式工事」、「とび・土工工事」、「舗装工事」のいずれかを記入してください。この場合、8.6項により必要な書類を添付してください。
- ＊当該種目の工事業以外の許可を有する者が、専門技術者を置いて附帯工事として行う当該種目の工事業の工事は、附帯工事であることがわかるように、「(附)とび・土工工事」、「(附)舗装工事」と記入してください。
- ＊当該種目の工事業以外の許可を有する者が、その工事業の工事を建設機械施工により施工した場合は、その施工の内容に応じて、「とび・土工工事相当」、「舗装工事相当」として記入してください。
- ＊発注者側の従業員または工事監理等業務受託者の従業員については、当該工事の請負者が有する許可業種として、「土木一式工事」、「とび・土工工事」、「舗装工事」のうち、いずれかを記入してください。民間事業者が発注者の場合は、当該工事の請負者に通知した監督員通知等の写しを添付してください。
- ＊5.2項の(1)または(2)の建設工事に相当する工事等は、その施工の内容に応じて「土木一式工事相当」、「とび・土工工事相当」、「舗装工事相当」として記入してください。この場合、8.6項により必要な書類を添付してください。

(2) 工事名

- * 契約書(注文書)の工事名または業務名としてください。下請負工事の場合は、その工事を下請負工事として発注した元請負者等と受検者の所属先とが取り交わす契約書の工事名としてください。
- * 8.2項の①～③の該当者で、短期間の実務経験について1年以内の所定の期間で一括して証明しようとする場合は、9.2項により、その期間中の代表的な工事名と他の工事の件数を「〇〇工事（ほか〇件）」と記入し、次の(3)および(4)についてはその代表する工事名の工事について記入してください。

(3) 工事内容

- * 受検者が担当した建設機械施工の内容がわかるように、「土工」、「基礎工」、「舗装工」のいずれかから1つまたは複数を記入したうえで、使用した建設機械のうち主な建設機械の種別を()書きで記入してください。
- * バックホウをアタッチメントにより杭打ち機として使用した場合は、「基礎工(第6種)」と記入してください。
- * 実務経験となる建設機械施工の工事は、原則として、5.1項の表-2 に示す第1種～第6種の土工工事用、基礎工事用もしくは舗装工事用の建設機械を使用し施工したものに限りします。
- * とび・土工工事業および舗装工事業以外の専門工事業の工事を、第1種～第6種の建設機械を使用して施工した場合も、その施工の内容に応じて「土工」、「基礎工」、「舗装工」のいずれかに区分してください。これ以外の用途で建設機械を使用した場合は、新受検資格の実務経験とはなりません。
- (例) 解体工事業として請け負う工事で、解体工事を第1種～第6種の建設機械を使用して行った場合、「土工」、「基礎工」、「舗装工」以外の用途であるため、新受検資格の実務経験とはなりません。
- * 土木一式工事においては、一式工事に含まれる専門工事業の工事を、第1種～第6種の建設機械を「土工」、「基礎工」、「舗装工」以外の用途で使用し施工した場合、その工事の期間を一式工事の施工の管理の実務経験とすることができます。この場合は、その施工の内容がわかるように記入してください。

(4) 工事注文者、工事請負者、請負金額

- * 当該工事(または代表工事)の契約書に記載の注文者名(発注者名)、請負者名(受注者名)、および請負金額(受注金額)を記入してください。(金額は税込み額とします。)
- * 下請負工事の場合、その工事を下請負工事として発注した元請負者が注文者、受検者の所属先の会社が請負者となります。

(5) 受検者の所属部署

- * 勤務先における部署名を記入してください。勤務先が部署を設けていない場合は記入不要です。

(6) 受検者の従事期間

- * 該当の工事において受検者が従事していた期間(所定の期間の工事を一括して証明する場合はその期間)を記入してください。
- * 工事ごとの従事期間は重複してもかまいませんが、(7)の実務経験年月を重複して計上しないように注意してください。

(7) 実務経験年月

- * (6)の従事期間のうち、実際の実務経験年月(所定の期間の工事を一括して証明する場合は、その期間の実務経験年月)を記入してください。(6)の従事期間のうち、当該種目の工事業に関する実務経験を行わない月がある場合は、その月数は実務経験になりません。「9. 実務経験年月の算出方法【新受検資格】」を参考に、適切な実務経験年月を記入してください。

(8) 受検者の従事内容・職名

- *「監理技術者」、「主任技術者」、「監理技術者補佐」として従事した場合はその職名を、それらの者のもとで施工の管理を担当した場合は「施工管理補助」と記入してください。

(9) 監理技術者等名

- *当該種目の工事業の許可建設業者は当該工事における監理技術者または主任技術者の氏名、当該種目の工事業以外の許可を有し当該種目の工事業の建設工事を附帯工事として行った場合は当該工事の専門技術者の氏名を記入してください。その他の者(建設業許可を必要としない軽微な建設工事等)は記入の必要はありません。
- *下請負工事であって、建設業法第26条の3第1項に基づき元請負者の監理技術者等が当該下請負工事の管理を行う場合は、元請負者の監理技術者等名を記入してください。

(10) 資格者証交付番号

- *特定実務経験および監理技術者補佐の実務経験については、工事No.に○をつけ、当該建設工事の監理技術者または主任技術者が有する監理技術者資格者証の資格者証交付番号を記入してください。

(注) 特定実務経験は、土工工事業、とび・土工工事業、舗装工事業の許可建設業者が請け負う請負代金の額が4,500万円以上の建設工事であって、監理技術者証を有する者が監理技術者または主任技術者として配置されたものに限りです。

証明する被証明者の建設機械施工の施工の管理に関する実務経験(被証明者が受検資格とする実務経験の期間に限る。)									
工事No.		証明事項		(8)		(9)		(10)	
工事No.	建設工事の種類	工事名	工事内容	工事注文者	工事請負者	監理技術者等名	資格者証交付番号	請負金額	資格者証交付番号
①	土木一式工事	工事A	土工、基礎工(2種、6種)	国土交通省〇〇事務所	(株)〇〇〇建設	森田 一郎	第1234-1234567890	***,700,000 円	
	(受検者の所属部署)	(受検者の従事期間)	(実務経験年月)	(受検者の従事内容・職名)	(工事注文者)	(工事請負者)	(資格者証交付番号)	(請負金額)	(資格者証交付番号)
	土木部工事1課	H (R) 4 年 1 月 ~ H (R) 5 年 4 月	1 年 0 ヶ月	施工管理補助	(株)〇〇〇組	(株)〇〇〇建設		***,700,000 円	
2	とび・土工工事	工事B	土工(2種)	(株)〇〇〇組	(株)〇〇〇建設	佐藤 浩一		***,700,000 円	
	(建設工事の種類)	(工事名)	(工事内容)	(工事注文者)	(工事請負者)	(監理技術者等名)	(資格者証交付番号)	(請負金額)	(資格者証交付番号)
	土木部工事2課	H (R) 5 年 5 月 ~ H (R) 5 年 8 月	0 年 3 ヶ月	施工管理補助	(株)〇〇〇組	(株)〇〇〇建設		***,000,000 円	
3	とび・土工工事	工事C	土工(1種、2種)	(株)〇〇〇組	(株)〇〇〇建設	大木 洋介		***,000,000 円	
	(建設工事の種類)	(工事名)	(工事内容)	(工事注文者)	(工事請負者)	(監理技術者等名)	(資格者証交付番号)	(請負金額)	(資格者証交付番号)
	土木部工事2課	H (R) 5 年 7 月 ~ H (R) 6 年 2 月	0 年 6 ヶ月	施工管理補助	(株)〇〇〇組	(株)〇〇〇建設		***,500,000 円	
3	舗装工事	工事D	舗装工(4種、5種)	(株)〇〇〇組	(株)〇〇〇建設	大木 洋介		***,500,000 円	
	(建設工事の種類)	(工事名)	(工事内容)	(工事注文者)	(工事請負者)	(監理技術者等名)	(資格者証交付番号)	(請負金額)	(資格者証交付番号)
	同上	H・R 年 月 ~ H・R 年 月	0 年 1 ヶ月					円	
4	とび・土工工事	工事E	土工(2種)	(株)〇〇〇組	(株)〇〇〇建設	大木 洋介		***,500,000 円	
	(建設工事の種類)	(工事名)	(工事内容)	(工事注文者)	(工事請負者)	(監理技術者等名)	(資格者証交付番号)	(請負金額)	(資格者証交付番号)
	土木部工事2課	H (R) 6 年 2 月 ~ H (R) 6 年 5 月	0 年 3 ヶ月	施工管理補助	(株)〇〇〇組	(株)〇〇〇建設		***,200,000 円	
5	舗装工事	工事F	舗装工(4種、5種)	△〇〇建設(株)	(株)〇〇〇建設	佐藤 浩一		***,200,000 円	
	(建設工事の種類)	(工事名)	(工事内容)	(工事注文者)	(工事請負者)	(監理技術者等名)	(資格者証交付番号)	(請負金額)	(資格者証交付番号)
	土木部工事2課	H (R) 6 年 5 月 ~ H (R) 6 年 8 月	0 年 3 ヶ月	施工管理補助	△〇〇建設(株)	(株)〇〇〇建設			
※上記までの実務経験の合計を下欄に記入してください。(証明書が複数枚となる場合は、証明書1枚ごとにその合計を記入してください。)									
合計欄		証明期間	①土木一式工事の実務経験年月合計 (相当する工事を含む)	②とび・土工工事の実務経験年月合計 (相当する工事を含む)	③舗装工事の実務経験年月合計 (相当する工事を含む)	①~③の合計			
		H (R) 4 年 1 月 ~ H (R) 8 年 2 月	1 年 0 ヶ月	1 年 6 ヶ月	0 年 10 ヶ月	3 年 4 ヶ月			

(11) 工事No.

- *証明する工事ごとに番号をつけてください。実務経験証明書が複数枚となる場合は、2枚目以降はその前の工事No.の続きからの番号で整理してください。
- *記載例のNo. 3のように、1つの工事(工事C)において2つの種類の建設工事の実務経験を証明する場合は、それぞれ同じ工事No.とし、工事名等は上段のみ記入、下段は「同上」として省略してください。
- *特定実務経験および監理技術者補佐の実務経験については、工事No.に○をつけてください。

(12) 合計欄

- * この1枚の証明書に記載の実務経験（最大12件）について、その証明期間、建設工事の種類ごとの実務経験年月の合計、実務経験年月の合計を記入してください。
- * 実務経験年月を9.1.2項または9.2項により従事業務比率を乗じて算出した場合で、①～③の合計に小数点以下の月数が生じたときは、その小数点以下の月数は切り捨ててください。
- * 実務経験証明書が複数枚となる場合は、証明書1枚ごとの合計としてください。この場合、受検申請書(A票(裏))の実務経験内訳に、それぞれの実務経験証明書の内容を整理したうえで、その合計を記入してください。

◎実務経験証明書の作成日以降の見込みの実務経験について

- * 実務経験の証明は、原則として証明日までの実務経験としますが、証明日の翌日から令和8年8月15日までの見込みについても証明を受けることができます。
- * 見込みの実務経験を記入する場合は、「工事No.」の欄へ「見込み」と記入してください。
- * 見込みの実務経験は、すでに契約が締結されているなどの建設工事等で、確実性のあるものに限り、また、証明者は、受検者の所属先の代表者に限ります。
- * 見込みの実務経験として予定していた業務に従事せず受検資格を満たさない場合は、令和8年8月15日までに「14.4受検の取り消し」により、受検の取り消しの手続きを行ってください。受検資格を満たさず第二次検定(実技)試験まで受検した場合、後日行政処分を受ける場合があります。

8.6 実務経験証明書への添付書類

- * 次のいずれかに該当する者は、「6. 提出書類」の一覧表に示す以下の書類を必ず添付してください。

受検者の区分	「6. 提出書類」の一覧表の提出書類
受検資格区分の区分(Ⅲ)の者	⑫ 施工体制台帳の写し
所属先が建設業許可を有しない者	⑮ 所属先が建設工事に相当する工事を行っていることを証する書類
派遣技術者 (派遣元の代表者による証明の場合)	⑯ 受検者が派遣先で実務経験に従事したことが確認できる書類

8.7 実務経験証明書の提出ができない場合の代替措置

本来の証明者となる者の所在が不明またはその者が証明を拒否し実務経験証明書を提出できない場合、当該証明書に代わる次の①～⑤の書類のすべてを提出することで実務経験の証明を行うことができます。

- ① 本来の証明者による実務経験証明が得られないこと理由書
- ② 受検者自らを証明者とする工事ごとでの実務経験証明書(C-a票)
- ③ 本来の証明者が建設業を営んでいたことなどを証する書類
(例) 建設業許可に関する書類、閉鎖登記簿などの写し
- ④ 受検者と本来の証明者との関係を示す資料
(例) 雇用契約書、労働条件明示書などの写し
- ⑤ 受検者が従事した②の実務経験の内容を十分に推定できる資料
(例) 出張命令書、経費精算書などの写し

8.8 実務経験証明書のコピーの保存と利用について

- * 今回提出する実務経験証明書は、必ずコピーをとり保管するようにしてください。
- * 実務経験証明書は、建設機械施工管理技術検定以外の種目を受検する場合、その種目の受検資格の要件に合致する実務経験については、今回提出する実務経験証明書のコピーを提出することで実務経験の証明を行うことができます。
- * 2級建設機械施工管理技術検定を受検する場合は、受検種別ごとの実務経験年月の確認が必要なため新たな実務経験証明書が必要となります。

9. 実務経験年月の算出方法【新受検資格】

実務経験証明は、原則として従事した工事ごとに証明するものとします。9.1項により、従事した工事について実務経験年月を適切に計上してください。

＊次の①～③に該当する受検者については、最大12ヶ月間（1年間）を限度に、その期間に担当した工事の実務経験年月を一括して証明することができます。所定の期間の一括証明については9.2項を参照してください。
ただし、特定実務経験および監理技術者補佐の実務経験の一括証明はできません。

- ① 許可建設業許者の従業員
- ② 建設業許可を必要としない小規模建設業者であって、専ら当該種目の工事業（土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業）の建設業を営む者の従業員
- ③ 当該種目の工事業に相当する5.2項の(1)または(2)の事業を経常的に営む者の従業員

(注1)	②および③の証明者は、該当する事業者であることを証する「6. 提出書類」の一覧表の⑮書類が必要です。
(注2)	一括で証明できる期間は最大で12ヶ月（1年）です。12ヶ月を超えての一括証明はできません。
(注3)	短期間の工事の実務経験が多い者で、これまでの実務経験が十分な方は、旧受検資格による証明がより簡潔です。 上記①～③以外の者も含め、これまでの実務経験を一括で証明することができます。詳細は10項をご覧ください。

9.1 工事ごとの実務経験年月の算出

＊実務経験年月は月単位で整理します。各月に担当した工事が複数ある場合は、9.1.1項または9.1.2項のいずれかの方法により工事ごとにその実務経験月数を算出してください。

9.1.1 重複する月の実務経験を主たる担当業務の工事で整理する方法

＊月内に担当した複数の業務のうち、業務に従事した比率（以下「従事業務比率」という。）が最も高いものを主たる担当業務の工事とし、その工事の実務経験だけを採用するもので、他の工事は実務経験としない整理方法です。
＊従事業務比率は、受検者の就労記録や工事の実施工程表等に基づき算出してください。

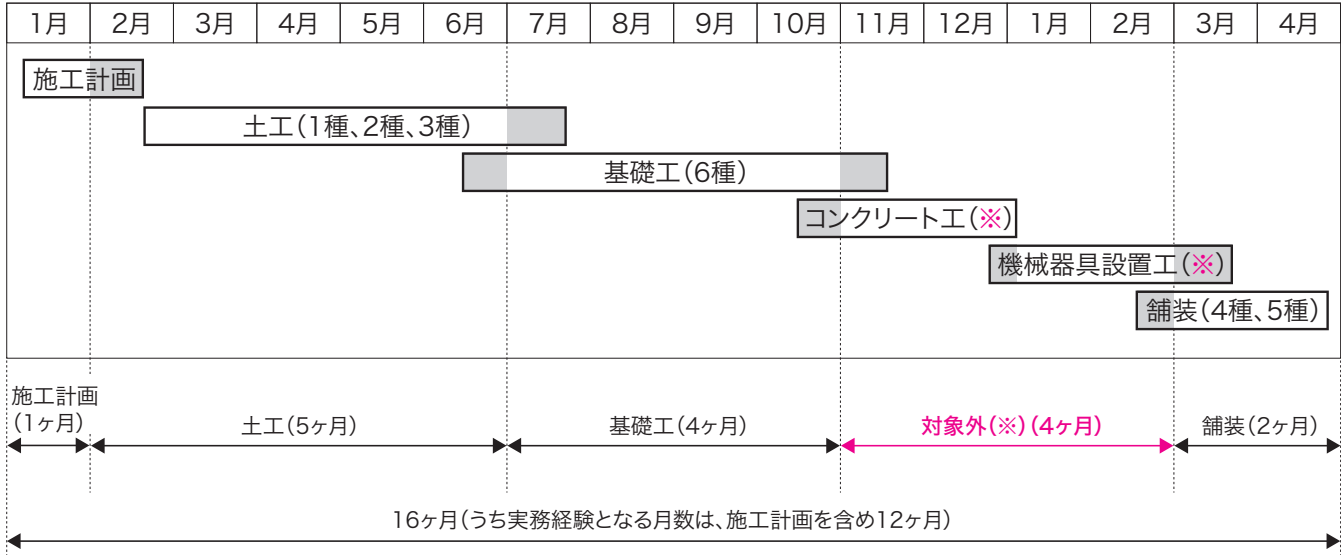
9.1.1.1 土木一式工事の実務経験

(1) 実務経験年月の整理

＊土木一式工事の実務経験では、一式工事に含まれる専門工事（一式工事を除く27業種の工事）のうち、当該種目の実務経験となる建設機械施工に該当しない専門工事の施工期間は、実務経験の対象から除外する必要があります。

＊事例の一式工事（工事A）では、コンクリート工や機械器具設置工は、5.3項に示すとおり、建設機械施工に該当しない工事のため、その工事の従事期間を除外する必要があります。(注)

＊事例では、図の着色をしていない工事が各月の主たる担当業務の工事とします。この場合、一式工事に従事した16ヶ月の期間のうち、対象外の工事期間を除く12ヶ月が当該種目の実務経験年月となります。



(注)	コンクリートポンプ車によるコンクリート打設、クレーンによる機械器具設置については、使用する建設機械が第1種～第6種の建設機械に該当しないため、建設機械施工の実務経験となりません。 なお、特殊工法等により、これらの工事を第1種～第6種の建設機械により施工した場合は実務経験とすることができますが、その作業内容が確認できる書類の提出を求める場合があります。
-----	--

(2) 実務経験証明書の記載

- * (1)により整理した実務経験について、次の記載例を参考に実務経験証明書(C-a票)に記入してください。
- * 工事内容は、一式工事の主な工事種別とともに、使用した主な建設機械の種別を()書きで記入してください。
記載例では、主な工事種別を土工および基礎工とし、主な使用機械として2種と6種を記載としています。
- * 従事期間は、当該一式工事の施工の管理に従事した16ヶ月の期間となります。
- (注) 一式工事の工事期間がそのまま実務経験年月となっている場合等は、確認のため、当該工事の実施工程表等を提出いただく場合があります。

工事No	証 明 事 項					
1	(建設工事の種類)	(工事名)	(工事内容)	(工事注文者)	(工事請負者)	(請負金額)
	土木一式工事	工事A	土工、基礎工(2種、6種)	国土交通省〇〇事務所	(株)□△〇建設	※※,700,000円
	(受検者の所属部署) 土木部工事1課	(受検者の従事期間) H (R) 4 年 1 月～ H (R) 5 年 4 月	(実務経験年月) 1 年 0 ヶ月	(受検者の従事内容・職名) 施工管理補助	(監理技術者等名) 森田 一郎	(資格者証交付番号)

(3) 特定実務経験または監理技術者補佐の実務経験の記載

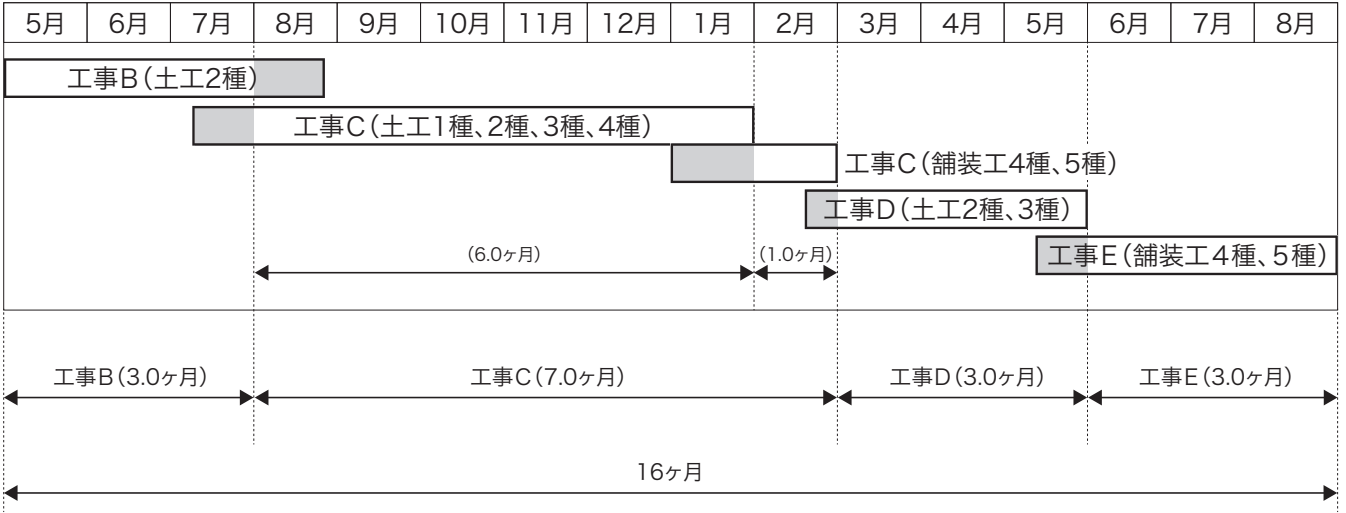
- * 当該一式工事が、「特定実務経験」または「監理技術者補佐」の実務経験となる場合は、次の記載例のように、工事No.に○をつけ、当該工事の監理技術者または主任技術者が有する監理技術者証の資格者証交付番号を記入してください。なお、受検者自身が当該工事の主任技術者となる場合、資格者証交付番号は不要です。

工事No	証 明 事 項					
①	(建設工事の種類)	(工事名)	(工事内容)	(工事注文者)	(工事請負者)	(請負金額)
	土木一式工事	工事A	土工、基礎工(2種、6種)	国土交通省〇〇事務所	(株)□△〇建設	※※,700,000円
	(受検者の所属部署) 土木部工事1課	(受検者の従事期間) H (R) 4 年 1 月～ H (R) 5 年 4 月	(実務経験年月) 1 年 0 ヶ月	(受検者の従事内容・職名) 施工管理補助	(監理技術者等名) 森田 一郎	(資格者証交付番号) 第1234-1234567890

9.1.1.2 一式工事以外の工事の実務経験

(1) 実務経験年月の整理

- * 事例は、とび・土工工事業と舗装工事業の許可を有する者が、工事B～工事Eを請け負い施工する場合のものです。
- * 前項の一式工事と同様に、業務が重複する月のうち着色のない工事が主たる担当業務の工事とし、他の工事は実務経験としないものとします。
- * 工事Cは、1件の工事の中にとび・土工工事業と舗装工事業の工事が含まれ、受検者がそれぞれの専門工事に従事した場合の事例です。この場合は、それぞれを専門工事ごとに区分して実務経験年月を整理してください。



(2) 実務経験証明書の記載

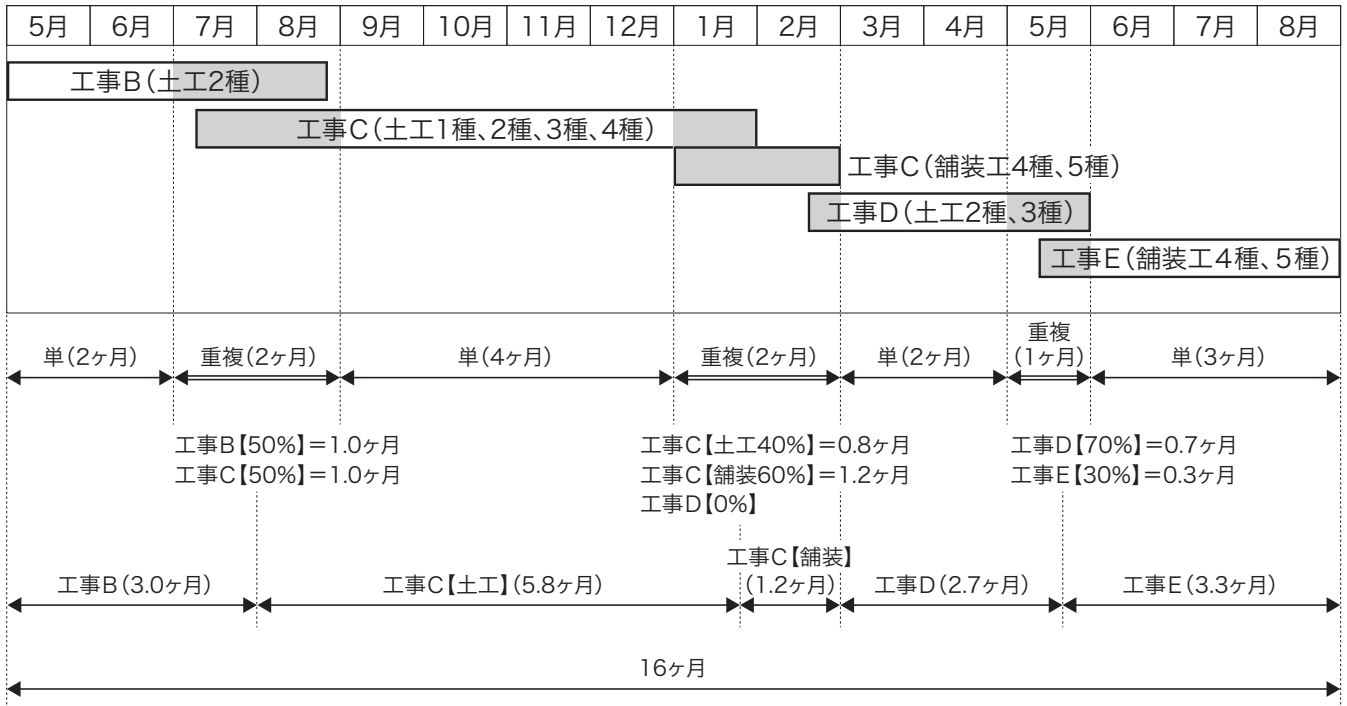
- * 次の記載例を参考に、前項の土木一式工事と同じ要領で記入してください。
 - * 事例の工事Cのように、1件の工事で複数の専門工事を担当した場合は、工事No.を同じ番号とし、それぞれの工事の種類ごとの実務経験に区分して記入してください。事例では、とび・土工工事が6ヶ月、舗装工事が1ヶ月となります。この場合、工事名等は最初の段のみに記載し以下は省略してください。
 - * 複数の業種の工事のうちの1つが許可業種ではなく専門技術者を置いて行う附帯工事の場合は、請負工事と附帯工事の担当の監理技術者等名をそれぞれの欄に記入してください。
 - * 工事内容は、専門工事の主な工事種別とともに、使用した主な建設機械の種別を()書きで記入してください。
 - * 従事期間は、実際に工事に従事した期間(工期)、または主たる業務として従事した期間のどちらでもかまいません。記載例は、実際に工事に従事した期間(工期)に従事期間として記載したものです。
- (注) 従事期間が重複しているにもかかわらず、それぞれの従事期間を実務経験として重複計上し再提出となる者が多くみられます。実務経験とする各月に重複がないことを必ず確認してください。**
- * いずれかの工事が「特定実務経験」または「監理技術者補佐」の実務経験となる場合は、前項の(3)を参考に、工事No.に○をつけ、資格者証交付番号の欄に監理技術者資格者証交付番号を記入してください。

工事No.	証 明 事 項					
2	(建設工事の種類) とび・土工工事	(工事名) 工事B	(工事内容) 土工(2種)	(工事注文者) (株)〇〇△組	(工事請負者) (株)□△○建設	(請負金額) ** ,700,000 円
	(受検者の所属部署) 土木部工事2課	(受検者の従事期間) H (R) 5 年 5 月 ~ H (R) 5 年 8 月	(実務経験年月) 0 年 3 ヶ月	(受検者の従事内容・職名) 施工管理補助	(監理技術者等名) 佐藤 浩一	(資格者証交付番号)
3	(建設工事の種類) とび・土工工事	(工事名) 工事C	(工事内容) 土工(1種、2種)	(工事注文者) (株)〇〇△組	(工事請負者) (株)□△○建設	(請負金額) ** ,000,000 円
	(受検者の所属部署) 土木部工事2課	(受検者の従事期間) H (R) 5 年 7 月 ~ H (R) 6 年 2 月	(実務経験年月) 0 年 6 ヶ月	(受検者の従事内容・職名) 施工管理補助	(監理技術者等名) 大木 洋介	(資格者証交付番号)
3	(建設工事の種類) 舗装工事	(工事名) 同上	(工事内容) 舗装工(4種、5種)	(工事注文者)	(工事請負者)	(請負金額) 円
	(受検者の所属部署) 同上	(受検者の従事期間) H・R 年 月 ~ H・R 年 月	(実務経験年月) 0 年 1 ヶ月	(受検者の従事内容・職名)	(監理技術者等名)	(資格者証交付番号)
4	(建設工事の種類) とび・土工工事	(工事名) 工事D	(工事内容) 土工(2種)	(工事注文者) (株)〇〇△組	(工事請負者) (株)□△○建設	(請負金額) ** ,500,000 円
	(受検者の所属部署) 土木部工事2課	(受検者の従事期間) H (R) 6 年 2 月 ~ H (R) 6 年 5 月	(実務経験年月) 0 年 3 ヶ月	(受検者の従事内容・職名) 施工管理補助	(監理技術者等名) 大木 洋介	(資格者証交付番号)
5	(建設工事の種類) 舗装工事	(工事名) 工事E	(工事内容) 舗装工(4種、5種)	(工事注文者) △〇□建設(株)	(工事請負者) (株)□△○建設	(請負金額) ** ,200,000 円
	(受検者の所属部署) 土木部工事2課	(受検者の従事期間) H (R) 6 年 5 月 ~ H (R) 6 年 8 月	(実務経験年月) 0 年 3 ヶ月	(受検者の従事内容・職名) 施工管理補助	(監理技術者等名) 佐藤 浩一	(資格者証交付番号)

9.1.2 重複する実務経験を従事業務比率により按分する整理方法

(1) 実務経験年月の整理

- * 月内に担当した複数の業務について、従事業務比率により実務経験を按分する整理方法です。
- * 従事業務比率は、受検者の就労記録や工事の実施工程表等に基づき算出するものとし、四捨五入により10 % 単位に丸めてください。10 % 未満の業務は切り捨て、他の業務の合計を100 % として整理することができます。
- * 重複月の実務経験年月は、重複期間(月数)に従事業務比率を乗じ小数点第1位まで算出してください。
- * 算出した実務経験年月の合計が重複期間を超える場合は、重複期間以内となるようにいずれかの工事の実務経験年月を減じて調整してください。
- * 事例は、9.1.1.2項と同じ事例工事で、【 】内の数値を各工事の従事業務比率とした場合のものです。
- * 事例の1月～2月は、工事Dの従事業務比率が10 % 未満となった場合です。この場合、工事Dを0 % として切り捨て、工事Cを100 % として土工工事と舗装工事で按分した場合のものです。



(2) 実務経験証明書の記載

- * 次の記載例を参考に記入してください。
- * 基本的な記載要領は前項までと同じですが、実務経験年月は小数点第1位まで記入してください。
- * いずれかの工事が「特定実務経験」または「監理技術者補佐」の実務経験となる場合は、9.1.1.1項の(3)を参考に、工事No.に○をつけ、資格者証交付番号の欄に監理技術者資格者証交付番号を記入してください。

工事No.	証 明 事 項					
2	(建設工事の種類)	(工事名)	(工事内容)	(工事注文者)	(工事請負者)	(請負金額)
	とび・土工工事	工事B	土工(2種)	(株)〇〇△組	(株)□△〇建設	** ,700,000 円
3	(受検者の所属部署)	(受検者の従事期間)	(実務経験年月)	(受検者の従事内容・職名)	(監理技術者等名)	(資格者証交付番号)
	土木部工事2課	H (R) 5 年 5 月 ~ H (R) 5 年 8 月	0 年 3.0ヶ月	施工管理補助	佐藤 浩一	
3	(建設工事の種類)	(工事名)	(工事内容)	(工事注文者)	(工事請負者)	(請負金額)
	とび・土工工事	工事C	土工(1種, 2種)	(株)〇〇△組	(株)□△〇建設	** ,000,000 円
3	(受検者の所属部署)	(受検者の従事期間)	(実務経験年月)	(受検者の従事内容・職名)	(監理技術者等名)	(資格者証交付番号)
	土木部工事2課	H (R) 5 年 7 月 ~ H (R) 6 年 2 月	0 年 5.8ヶ月	施工管理補助	大木 洋介	
3	(建設工事の種類)	(工事名)	(工事内容)	(工事注文者)	(工事請負者)	(請負金額)
	舗装工事	工事D	舗装工(4種, 5種)	(株)〇〇△組	(株)□△〇建設	円
4	(受検者の所属部署)	(受検者の従事期間)	(実務経験年月)	(受検者の従事内容・職名)	(監理技術者等名)	(資格者証交付番号)
	同上	H・R 年 月 ~ H・R 年 月	0 年 1.2ヶ月			
4	(建設工事の種類)	(工事名)	(工事内容)	(工事注文者)	(工事請負者)	(請負金額)
	とび・土工工事	工事D	土工(2種)	(株)〇〇△組	(株)□△〇建設	** ,500,000 円
5	(受検者の所属部署)	(受検者の従事期間)	(実務経験年月)	(受検者の従事内容・職名)	(監理技術者等名)	(資格者証交付番号)
	土木部工事2課	H (R) 6 年 2 月 ~ H (R) 6 年 5 月	0 年 2.7ヶ月	施工管理補助	大木 洋介	
5	(建設工事の種類)	(工事名)	(工事内容)	(工事注文者)	(工事請負者)	(請負金額)
	舗装工事	工事E	舗装工(4種, 5種)	△〇□建設(株)	(株)□△〇建設	** ,200,000 円
5	(受検者の所属部署)	(受検者の従事期間)	(実務経験年月)	(受検者の従事内容・職名)	(監理技術者等名)	(資格者証交付番号)
	土木部工事2課	H (R) 6 年 5 月 ~ H (R) 6 年 8 月	0 年 3.3ヶ月	施工管理補助	佐藤 浩一	

9.2 所定の期間内の実務経験の算出<8.2項の①～③の該当者>

- * 8.2項の①～③に該当する受検者は、特定実務経験および監理技術者補佐の実務経験を除き、原則として1年間を限度に、その期間に担当した工事の実務経験年月を一括して証明することができます。
- * この場合、派遣技術者は、派遣先の代表者が証明する場合に限ります。派遣元の代表者が証明する場合は9.1項により工事ごとに証明を行ってください。

(1) 実務経験年月の整理

- * 証明しようとする期間内（12ヶ月以内に限る。）に受検者が従事した業務について、当該期間の月数に従事業務比率を乗じて実務経験年月を算出します。
- * 従事業務比率は、受検者の就労記録や工事の実施工程表等に基づき算出するものとし、四捨五入により10%単位に丸めてください。10%未満のものは切り捨て、他の業務を100%として整理することができます。
- * 事例は、とび・土工工事業および舗装工事業の建設業許可を有する者が、工事F～工事Hを請け負い施工する場合のものです。
- * 事例の工事Hのように業務が証明期間の1年（12ヶ月）を超える場合は、8月分までをこの証明期間に算入し、この期間を超える9月分以降の実務経験については、次の証明期間で行った工事Iなどの工事と合わせて同様に計上してください。
- * 工事Gは、1件の工事にとび・土工工事業と舗装工事業の工事が含まれ、受検者がそれぞれの専門工事に従事した場合のものです。この場合は、それぞれを専門工事ごとに区分して実務経験年月を整理してください。
- * 実務経験年月は、建設工事の種類ごとに合計してください。事例の場合、とび・土工工事が10.8ヶ月、舗装工事が1.2ヶ月になります。

9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	従事比率	実務経験年月
工事F(土工2種)													20%	2.4ヶ月
工事G(土工1種、2種、3種、4種)													50%	6.0ヶ月
工事G(舗装工4種、5種)													10%	1.2ヶ月
工事H(土工2種、3種)													20%	2.4ヶ月
工事I(舗装工4種、5種)													0%	—
12ヶ月													次の証明期間の実務経験	

(2) 実務経験証明書の記載

- * 次の記載例を参考に、一括証明期間中の実務経験を整理して記入してください。
- * 一括証明期間の実務経験は、工事No.を同じ番号とし、工事名は期間内に従事した工事の1つを代表的な工事として記入し、期間中の他の工事件数を（ ）書きで「(ほか○件)」と記入してください。
- * 工事内容、工事注文者、工事請負者、請負金額および監理技術者等名は、工事名とした工事のものを記入してください。事例は代表的な工事を工事Fとして記入する場合です。
- * 受検者の従事期間は、証明期間となり最大で12ヶ月までです。事例は、証明期間を令和6年9月から令和7年8月の12ヶ月間とした場合です。令和7年9月以降の証明は、工事No.を7として同様に整理するものとします。
- * 実務経験年月と受検者の従事内容・職名は、建設工事の種類ごとに記入してください。
- * 監理技術者等名の欄は、工事名とした工事の技術者名を最初の段に記入してください。

工事No.	証 明 事 項					
6	(建設工事の種類)	(工事名)	(工事内容)	(工事注文者)	(工事請負者)	(請負金額)
	とび・土工工事	工事F (ほか2件)	土工(2種)	(株)〇〇△組	(株)□△〇建設	**700,000 円
6	(受検者の所属部署)	(受検者の従事期間)	(実務経験年月)	(受検者の従事内容・職名)	(監理技術者等名)	(資格者証交付番号)
	土木部工事2課	H (R) 6 年 9 月 ~ H (R) 7 年 8 月	0 年10.8ヶ月	施工管理補助	大木 洋介	
6	(建設工事の種類)	(工事名)	(工事内容)	(工事注文者)	(工事請負者)	(請負金額)
	舗装工事		舗装工(4種、5種)			円
6	(受検者の所属部署)	(受検者の従事期間)	(実務経験年月)	(受検者の従事内容・職名)	(監理技術者等名)	(資格者証交付番号)
		H・R 年 月 ~ H・R 年 月	0 年 1.2ヶ月	施工管理補助		

9.3 見込みの実務経験の証明

- * 8.6項により見込みの実務経験を証明する場合は、実務経験が見込まれる工事ごとに証明してください。
- * 見込みの実務経験の証明期間は、最大で実務経験証明書の証明日から令和8年8月15日までとし、すでに契約が締結されているなどの建設工事等で、確実性のあるものに限ります。
- * 見込みの実務経験を記入する場合は、「工事No.」の欄へ「見込み」と記入してください。
- * 見込みの実務経験として予定していた業務に従事せず受検資格を満たさない場合は、令和8年8月15日までに「14.4受検の取り消し」により、受検の取り消しの手続きを行ってください。
受検資格を満たさず第二次検定(実技)試験まで受検した場合、後日行政処分を受ける場合があります。

9.4 合計欄の記載

- * 実務経験証明書の下段にある合計欄には、8.5項(12)により、証明書1枚ごとに実務経験年月の合計を記入してください。
- * 9.1.2項や9.2項により実務経験月数が小数点第1位で計上されているものは、この合計欄で小数点第1位を四捨五入し整数としてください。四捨五入により、その合計年月に矛盾が生じる場合は、いずれかの実務経験年月を切り捨てして調整してください。

10. 実務経験証明書(C-b票)の記載方法【旧受検資格】

旧受検資格は、「5. 実務経験」のとおり、建設工事等における建設機械施工に関する実務経験として、施工の管理に関する実務経験のほか、当該工事で使用する建設機械のオペレータやその補助者としての経験も含みます。

また、最終学歴となる学校を卒業した後の実務経験が対象であり、1級第一次検定や2級技術検定の合格前のものも実務経験となります。

10.1 実務経験の証明者

- * 実務経験の証明は、現在の勤務先の代表者^{※1}が、所属部署における所属期間のうち該当する実務経験について、実際に従事した期間を実務経験年月として証明するものです。
- * 現在の勤務先となる前の実務経験についても、現在の勤務先の代表者が代表して証明することができます。
- * 現在の勤務先が建設業と関係のない業種の場合は、その勤務先の代表者を証明者とすることはできません。原則として、実務経験となる工事に従事したときの勤務先の代表者による証明としてください。^{※2}
- * 現在の勤務先がない場合は、実務経験となる工事に従事したときの勤務先の代表者による証明としてください。^{※2}

※1	勤務先の代表者は、原則としてその会社または行政機関の代表権を有する者（代表取締役社長、行政機関の長等）、並びにその代表者の権限を分掌する者とします。なお、派遣技術者は派遣先、在籍型出向者は出向先の建設業者を勤務先とします。個人事業主は、自身が証明者となります。
※2	実務経験となる工事に従事したときの勤務先の代表者による証明が困難な場合は、受検者自身を証明者とすることができます。

10.2 実務経験証明書の様式

- * 原則として、当協会ホームページからPDF版をダウンロードし、それにより作成してください。パソコン環境によりダウンロードが困難な方は、本手引に同封の実務経験証明書(C-b票)をご利用ください。
- * 提出する証明書は、A3版サイズで印刷(片面印刷)してください。

当協会ホームページの「建設機械施工管理技術検定」 <https://jcmanet-shiken.jp/>

10.3 日付、証明者、受検申請者の記載

R08 **1級**
(1) C-b票

1級建設機械施工管理技術検定実務経験証明書【旧受検資格】							※受検番号
一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿							令和 8 年 3 月 5 日
下記の受検申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。							
証明者	勤務先名 (株)□△○建設	所在地・連絡先電話番号 東京都 ○○区△△△3-5-8 Tel (03 - ○○○○ - ××××)	役職 代表取締役社長	氏名 川島 三郎			
受検申請者	氏名 田中 賢二			生年月日 S(H)R 2 年 10 月 5 日生	証明者との関係 従業員		
C-b票① 実務経験証明書							
No	勤務先名	勤務先所在地	所属 (部課名)	在職期間中の受検種目に関する実務経験内容 工事種別	在職期間中の受検種目に関する実務経験内容 工事内容	在職期間中の受検種目に関する実務経験内容 従事した立場	在職期間中の受検種目に関する実務経験 年 月 ~ 年 月 (年 ヶ月)
1							(.)
以下は、書類作成日から令和8年8月15日までの見込みの実務経験の記入欄です。見込みの実務経験年数(月数)を加算すると実務経験が2年以上を満たす場合に記入してください。							
3				(.)			年 ヶ月

(1) 証明書の日付欄

- * 証明書の日付は、証明者が記載内容のすべてを確認し証明するときの年月日を記入してください。

(2) 証明者、受検申請者

- * 証明者の勤務先名、勤務先の所在地・連絡先電話番号、役職および氏名を楷書で正確に記入してください。
- * 受検申請者の氏名および生年月日は、住民票の記載に従い楷書で正確に記入してください。証明者との関係は、証明者が勤務先の代表者の場合は「従業員」、受検者自身が証明者となる場合は「本人」と記入してください。

10.4 (C-b票①)の記載

所属した部署、工事種別、工事内容(使用機械の種別)、従事した立場ごとに欄を変えて、記載例を参考に、下記の要領で記入してください。

* 証明する実務経験は、受検資格を満たすことがわかる直近の実務経験だけでかまいません。

* 受検資格とする過去の経験から最新の経験までを順番に整理して記入してください。

(1)				(2)		(3)	(4)	(5)				
C-b票① 実務経験証明書				在職期間中の受検種目に関する実務経験内容		在職期間中の受検種目に関する実務経験						
No	勤務先名	勤務先所在地	所属 (部課名)	工事種別	工事内容	従事した立場	年	月	年	月	(年 月)	
1	〇〇土木(株)	神奈川県〇〇市△△区2-2	工務課	土工工事	第1種施工	オペレータ	H27	4	H28	3	(0 4)	
2	同上	同上	同上	同上	第2種施工	オペレータ	H27	4	H28	3	(0 6)	
3	同上	同上	同上	舗装工事	第4種施工	オペレータ	H27	4	H28	3	(0 2)	
4	(株)□△〇建設	東京都〇〇区△△△3-5-8	土木部 工事1課	土工工事	第1種施工	施工管理補助	H28	4	R8	2	(2 8)	
5	同上	同上	同上	同上	第2種施工	施工管理補助	H28	4	R8	2	(3 5)	
6	同上	同上	同上	同上	第4種施工	施工管理補助	H28	4	R8	2	(1 6)	
7	同上	同上	同上	舗装工事	第4種施工	施工管理補助	H28	4	R8	2	(0 7)	
8	同上	同上	同上	同上	第5種施工	施工管理補助	H28	4	R8	2	(0 5)	
9	同上	同上	同上	基礎工事	第6種施工	施工管理補助	H28	4	R8	2	(1 3)	
10											()	
(6) 合 計				書類作成日現在までの建設機械施工に関する実務経験年数を上記(No.1～No.11)に記入し、合計を右欄に記入してください。 ※ここまでの合計で実務経験年数が受検資格を満たす場合は、下表のNo.12には記入しないでください。			H27		4	R8	2	(10 10)
(7) 以下は、書類作成日から令和8年8月15日までの見込みの実務経験の記入欄です。見込みの実務経験年数(月数)を加算すると受検資格を満たす場合に記入してください。												
No	勤務先名	勤務先所在地	所属 (部課名)	工事種別	工事内容	従事した立場	年	月	年	月	(年 月)	
12											()	

(1) 勤務先名、勤務先所在地、所属(部課名)

* 実務経験を証明しようとする期間に所属した勤務先、所在地および所属(部課名)を、所属時期の順に記入してください。

* 所属(部課名)は、勤務先で部署を設けていない場合は記入不要です。

(2) 工事種別

* 建設機械施工となる工事の種別がわかるように、土工工事、基礎工事、舗装工事等と記入してください。

(注) 建設機械施工は、第1種～第6種の土工工事用、基礎工事用、舗装工事用の建設機械を使用して施工する工事を対象としているため、工事種別は、原則として土工工事、基礎工事、舗装工事のいずれかとしてください。ただし、バックホウをアタッチメント交換により解体工事に使用した場合は解体工事と記入してください。

(3) 工事内容

* 担当した工事において主に使用した建設機械の種別がわかるように「第〇種施工」と記入してください。

* 主に使用した建設機械の種別が複数ある場合は、種別ごとに欄を変えて記入してください。この場合、実務経験年月は、担当した業務の従事業務比率により按分してください。

特に、受検資格の区分(ロ)と(ハ)の者については、その受検資格となる2級合格の種別の実務経験について、期間と年月が明確にわかるように記入してください。

* バックホウをアタッチメントにより杭打ち機として使用した場合は、「基礎工(第6種)」と記入してください。

(4) 従事した立場

* 監理技術者または主任技術者となった場合はその職名を、それらの者のもとで施工の管理を担当した場合は「施工管理補助」、建設機械による操作施工を行った者は「オペレータ」、その施工の補助を行った者は「操作施工補助」と記入してください。これ以外の立場での経験は実務経験となりません。

(5) 在職期間中の受検種目に関する実務経験

* 年月～年月は、勤務先の所属部署での在職期間を、()内は、その在職期間中において記載欄の実務経験に実際に従事した年月を記入してください。

(6) 合計 書類作成日現在までの建設機械施工に関する実務経験年数を上記(No.1～No.11)に記入し、合計を右欄に記入してください。
※ここまでの合計で実務経験年数が受検資格を満たす場合は、下表のNo.12には記入しないでください。

H27・4～R8・2(10・10)

(7) 以下は、書類作成日から令和8年8月15日までの見込みの実務経験の記入欄です。見込みの実務経験年数(月数)を加算すると受検資格を満たす場合に記入してください。

No.	勤務先名	勤務先所在地	所属 (部課名)	在職期間中の受検種目に関する実務経験内容 工事種別	工事内容	従事した立場	在職期間中の受検種目に関する実務経験 年 月～年 月(年 ヶ月)
12							・ ・ ・ (・ ・)

(6) 合計

- * 年月～年月は、(5)に最初に記載した在职期間の年月の始まりから最後に記載した在职期間の年月の最終の年月を、()内には上記までに記載した実際の実務経験年月の合計を記入してください。
- * 実際の実務経験の合計が、証明書に記載の従事期間の月数を超過していないか確認してください。従事期間が重複する月を二重計上するミスにより再提出が必要となる方が毎年いらっしゃいます。十分注意してください。

(7) 見込みの実務経験

- * 実務経験の証明は、原則として証明日までの実務経験としますが、証明日の翌日から令和8年8月15日までの見込みの実務経験についても証明することができます。
- * 受検資格を満たすために見込みの実務経験が必要な場合は、この記入欄に記入してください。
- * 見込みの実務経験は、すでに契約が締結されているなどの建設工事等で、確実性のあるものに限ります。
- * 見込みの実務経験として予定していた業務に従事せず受検資格を満たさない場合は、令和8年8月15日までに「14.4受検の取り消し」により、受検の取り消しの手続きを行ってください。受検資格を満たさず第二次検定(実技)試験まで受検した場合、後日行政処分を受ける場合があります。

10.5 (C-b票②)の記載

- * 受検資格の区分(イ)、(ロ)および(ニ)の受検者は「指導監督の実務経験」を、区分(ハ)の受検者は「専任の主任技術者としての実務経験」を○で囲み、当該実務経験に従事した工事について具体的に記入してください。
- * 指導監督の実務経験の具体的内容は10.5.2項、専任の主任技術者としての実務経験の具体的内容は10.5.3項を参考に、適切に記入してください。
- * 当該実務経験は、受検資格の要件を満たす1年以上の実務経験が必要です。1件の工事が1年未満の場合は、合計で1年以上となるように複数の工事経験をそれぞれ記入してください。

10.5.1 記載事項

指導監督の実務経験・専任の主任技術者としての実務経験のいずれかを○で囲むこと。

C-b票②「指導監督の実務経験」または「専任の主任技術者としての実務経験」証明書

※C-b票①に記載の実務経験のうち、「指導監督の実務経験」または「専任の主任技術者としての実務経験」に該当する工事について、通算で1年以上の実務経験を記入してください。

証 明 内 容 (指導監督の実務経験 ・ 専任の主任技術者としての実務経験) 該当する実務経験を○で囲んでください。

No.	勤務先名	所属(部課名)	工 事 名	発注者名	従事期間(工事工期等) 年月～年月(年月)	請負金額	実務経験の内容			実務経験年数
							工事種別	工事内容	地位・職名	年 ヶ月
1	具体的内容：あなたが担当した業務(施工管理、品質管理、安全管理等)を具体的に記入してください。									年 ヶ月
⑩	具体的内容：									年 ヶ月
2	具体的内容：									年 ヶ月
	具体的内容：									年 ヶ月

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨

⑪ 以下は、書類作成日から令和8年8月15日までの見込みの実務経験の記入欄です。見込みの実務経験年数(月数)を加算すると実務経験が1年以上を満たす場合に記入してください。

4					(・ ・)				年 ヶ月
	具体的内容：								

- ① 勤務先および所属（部課名）は、当該実務経験の期間に所属した勤務先と所属（部課名）を記入してください。勤務先で部署を設けていない場合は、所属（部課名）の記入は不要です。
- ② 工事名は、工事請負契約書に記載の工事名を記入してください。下請負工事の場合、その下請負工事を発注した建設会社との契約書の件名を記入してください。
- ③ 発注者名は、上記②の工事の契約書の発注者名を記入してください。
- ④ 従事期間（工事工期等）は、上段に当該工事の工期を、下段の（ ）内にその工期年月を記入してください。
- ⑤ 請負金額は、上記②の工事の契約書における契約金額（税込み）を記入してください。
- ⑥ 工事種別は、建設機械施工となる工事の種別がわかるように、土木工事、基礎工事、舗装工事等と記入してください。
- ⑦ 工事内容は、担当した工事において主に使用した建設機械の種別がわかるように「第○種施工」と記入してください。
- ⑧ 地位・職名は、受検資格の区分に従い、当該工事における受検者の指導監督的な立場または主任技術者として配置されたことがわかるように記入してください。
- ⑨ 実務経験年数は、工事の工期年月ではなく、受検者がその工事で実際に業務に従事した年月を記入してください。工期の途中で当該業務を行わない月がある場合は、その月を実務経験年月に加えないでください。
- ⑩ 具体的内容は、次の10.5.2項または10.5.3項の記載例を参考に、指導監督の具体的な内容や、専任の主任技術者として従事した工事の具体的な内容を記入してください。
- ⑪ 見込みの実務経験を受検資格とする場合は、10.4項の(7)の注意事項を厳守してください。

10.5.2 指導監督の実務経験の記載例(区分(イ)、区分(ロ)、区分(二)の者)

* 指導監督の実務経験は、C-b票①に記載した実務経験のうち、監理技術者や主任技術者のほか、施工管理補助の業務において、現場代理人、施工監督、工事主任などの立場で、所属会社の部下や下請負者等に対して、建設機械施工に係る安全管理、工程管理、品質管理、機械管理、建設機械操作施工等の技術的事項について総合的に指導監督した実務経験をいいます。

* 具体的内容の欄には、記載例を参考に、受検者がどのような指導的立場で、誰に対して、どのような技術的指導を行ったかがわかるように記入してください。

* 区分(二)の者は、C-b票③も記載が必要です。

C-b票②「指導監督の実務経験」または「専任の主任技術者としての実務経験」証明書										
※C-b票①に記載の実務経験のうち、「指導監督の実務経験」または「専任の主任技術者としての実務経験」に該当する工事について、通算で1年以上の実務経験を記入してください。										
証 明 内 容		指導監督の実務経験				専任の主任技術者としての実務経験			← 該当する実務経験を○で囲んでください。	
No	勤務先名	所属(部課名)	工 事 名	発注者名	従事期間(工事工期等) 年月～年月(年月)	請負金額	実務経験の内容			実務経験年数 年 月 日
							工事種別	工事内容	地位・職名	
1	(株) □△○建設	土木部工事2課	県道○号舗装工事	□□建設(株)	R7・1～R7・6 (0・6)	60,500千円	舗装工事	第4種施工	工事監督	0 年 6 月
具体的内容：あなたが担当した業務(施工管理、品質管理、安全管理等)を具体的に記入してください。										
2	(株) □△○建設	土木部工事2課	○○地先盛土工事	△△県 □□事務所	R7・7～R8・2 (0・8)	77,000千円	土木工事	第2種施工	工事主任	0 年 8 月
具体的内容：元請け工事の工事主任として、土砂の掘削・積みおよび運搬作業の工程管理と出来形管理等に係る下請負者等の指導の業務。										
3					()					年 月
具体的内容：										
合 計										1 年 2 月
書類作成日現在までの建設機械施工に関する実務経験年数を上記(No.1～No.3)に記入し、合計を右欄に記入してください。 ※ここまでの合計で実務経験年数が受検資格を満たす場合は、下表のNo.4には記入しないでください。										
以下は、書類作成日から令和8年8月15日までの見込みの実務経験の記入欄です。見込みの実務経験年数(月数)を加算すると実務経験が1年以上を満たす場合に記入してください。										
4					()					年 月
具体的内容：										

10.5.3 専任の主任技術者としての実務経験の記載例(区分(ハ)の者)

* C-b票①に記載した実務経験のうち、専任の主任技術者 ^(注)として従事した工事について、建設機械施工の内容を具体的に記入してください。

C-b票②「指導監督の実務経験」または「専任の主任技術者としての実務経験」証明書										
※C-b票①に記載の実務経験のうち、「指導監督の実務経験」または「専任の主任技術者としての実務経験」に該当する工事について、通算で1年以上の実務経験を記入してください。										
証明内容 (指導監督の実務経験 ◀ 専任の主任技術者としての実務経験 ▶) ← 該当する実務経験を○で囲んでください。										
No.	勤務先名	所属(部課名)	工事名	発注者名	従事期間(工事工期等) 年月～年月(年月)	請負金額	実務経験の内容			実務経験年数
							工事種別	工事内容	地位・職名	年 ヶ月
具体的内容：あなたが担当した業務(施工管理、品質管理、安全管理等)を具体的に記入してください。										
1	(株)□△○建設	土木部工事2課	県道○号舗装工事	□□建設(株)	R7・1～R7・6 (0・6)	60,500千円	舗装工事	第4種施工	主任技術者	0年 6ヶ月
具体的内容：主機をローラ、主作業を盛土路盤の整形および締め固めとする工事で、専任の主任技術者として従事した。										
2	(株)□△○建設	土木部工事2課	○○地先盛土工事	△△県 □□事務所	R7・7～R8・2 (0・8)	77,000千円	土木工事	第2種施工	主任技術者	0年 8ヶ月
具体的内容：主機をバックホウ、主作業を掘削・盛土とする工事で、専任の主任技術者として従事した。										
3					・ ～ (・)					年 ヶ月
具体的内容：										
合計	書類作成日現在までの建設機械施工に関する実務経験年数を上記(No.1～No.3)に記入し、合計を右欄に記入してください。 ※ここまでの合計で実務経験年数が受検資格を満たす場合は、下表のNo.4には記入しないでください。									1年 2ヶ月
以下は、書類作成日から令和8年8月15日までの見込みの実務経験の記入欄です。見込みの実務経験年数(月数)を加算すると実務経験が1年以上を満たす場合に記入してください。										
4					・ ～ (・)					年 ヶ月
具体的内容：										

(注) 専任の主任技術者は、建設業法第26条第3項に定められた技術者で、個人住宅を除く公共性のある施設等の重要な建設工事であって、請負代金額が次の①～④のいずれかに該当する工事において専任での配置が義務づけられた主任技術者に限ります。

① 1件の請負代金額が4,500万円以上(建築一式工事は9,000万円以上)【令和7年2月1日以降の工事】

② 1件の請負代金額が4,000万円以上(建築一式工事は8,000万円以上)【令和7年1月31日以前の工事】

③ 1件の請負代金額が3,500万円以上(建築一式工事は7,000万円以上)【令和4年12月31日以前の工事】

④ 1件の請負代金額が2,500万円以上(建築一式工事は5,000万円以上)【平成28年5月31日以前の工事】

10.6 (C-b票③)の記載(区分(ニ)の者)

* 受検資格の区分(ニ)の受検者は、前項の指導監督の実務経験と合わせて、当該C-b票③を記入してください。

* この実務経験は、前項の指導監督の実務経験の期間とは重複しない期間のものであって、受検者が指導を受ける専任の監理技術者 ^(注1)と同一の会社に所属する場合のものに限ります。

また、専任の監理技術者の指導を受ける時点で主任技術者となる要件 ^(注2)を満たしている必要があります。

* 当該実務経験は、受検資格の要件を満たす2年以上の実務経験が必要です。1件の工事が2年未満の場合は、合計で2年以上となるように複数の工事経験をそれぞれ記入してください。

C-b票③「専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験」証明書											
※受検資格の区分(ニ)の者は、C-b票①の実務経験のうち、「専任の監理技術者の指導のもとにおける実務経験」に該当する工事について、通算で2年以上の実務経験を記入してください。											
No.	勤務先名	所属(部課名)	工事名	発注者名	従事期間(工事工期等) 年月～年月(年月)	請負金額	工事種別	工事内容	専任の監理技術者		実務経験年数
									氏名	資格者証番号	年 ヶ月
1	(株)□△○建設	土木部工事2課	県道□号改良工事	国土交通省	R4・9～R6・12 (2・4)	200,000千円	土工・舗装工事	第2種・第5種施工	森田 浩一	第1234-1234567890	2年 4ヶ月
2					・ ～ (・)						年 ヶ月
合計	書類作成日現在までの建設機械施工に関する実務経験年数を上記(No.1～No.2)に記入し、合計を右欄に記入してください。 ※ここまでの合計で実務経験年数が受検資格を満たす場合は、下表のNo.3には記入しないでください。										2年 4ヶ月
以下は、書類作成日から令和8年8月15日までの見込みの実務経験の記入欄です。見込みの実務経験年数(月数)を加算すると実務経験が2年以上を満たす場合に記入してください。											
3					・ ～ (・)						年 ヶ月

* 勤務先名～工事種別の記入要領は、10.5.1項の①～⑦を参照してください。

* 専任の監理技術者の欄には、指導を受けた監理技術者の氏名と、その監理技術者が有する監理技術者資格者証に記載された資格者証番号を記入してください。

* 実務経験年数は、工事の工期年月ではなく、その工事で実際に業務に従事した年月を記入してください。工期の途中で当該業務を行わない月がある場合は、その月を実務経験年月に加えないでください。

* 見込みの実務経験を受検資格とする場合は、10.4項の(7)の注意事項を厳守してください。

(注1)	特定建設業の許可を受けた建設業者が発注者から直接工事を請け負うものであって、下請代金額の総額が次の①～④のいずれかに該当する工事に配置される専任の監理技術者に限ります。 ① 下請代金額の総額が5,000万円以上(建築一式工事は8,000万円以上)【令和7年2月1日以降の工事】 ② 下請代金額の総額が4,500万円以上(建築一式工事は7,000万円以上)【令和7年1月31日以前の工事】 ③ 下請代金額の総額が4,000万円以上(建築一式工事は6,000万円以上)【令和4年12月31日以前の工事】 ④ 下請代金額の総額が3,000万円以上(建築一式工事は4,500万円以上)【平成28年5月31日以前の工事】
(注2)	次の①または②のいずれかの要件を満たす必要があります。専任の監理技術者の指導のもとでの実務経験は、この要件を満たした後のものに限ります。 ① 高等学校、中等教育学校または専門学校（高度専門士、専門士を除く）の指定学科を卒業後、当該種目に関する5年以上の実務経験を有すること。 ② 当該種目の2級技術検定に合格した者であること（当該者の指導監督の実務経験は、同技術検定に合格後のものに限ります。）。

11. 実務経験年月の算出方法【旧受検資格】

旧受検資格の実務経験年月は、所属先の従事期間における当該種目の実務経験について、以下の11.1項～11.3項を参考に算出してください。

11.1 オペレータまたは操作施工補助者としての実務経験

(1) 実務経験年月の算出

- * 事例は、オペレータとして12ヶ月間に従事した工事において、第1種、第2種および第4種の建設機械の操作施工を行った場合です。(当該施工の補助者としての実務経験も同じ考え方です。)
- * 各建設機械の操作施工の実務経験年月は、この業務期間中の受検者の就労記録や実施工程表等に基づき、各業務に従事した比率(以下「従事業務比率」という。)を、当該業務期間に乗じて算出します。
- * 従事業務比率は、その期間の業務の合計を100%とし、四捨五入により10%単位に丸めてください。
- * 算出した実務経験年月は、小数点を四捨五入し月単位に丸めてください。
- * 算出した実務経験年月の合計が業務期間の月数を超える場合は、いずれかの業務の実務経験年月を切り下げて調整してください。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	従事業務比率	実務経験年月
土工工事(ブルドーザ)1種												30%	4ヶ月
		土工工事(ショベル)2種										50%	6ヶ月
									舗装工事(ローラ)4種			20%	2ヶ月
12ヶ月													

(2) 実務経験証明書(C-b票①)の記載

- * 勤務先名～在職期間中の受検種目に関する実務経験の記入要領は、10.4項の(1)～(5)を参照してください。
- * 所属部署、従事した工事の種別および工事内容(建設機械の種別)ごとに記入してください。
- * 「在職期間中の受検種目に関する実務経験」の欄には、受検者が所属部署に所属した期間を、()内には(1)で整理した実務経験年月を記入してください。

C-b票① 実務経験証明書							
No.	勤務先名	勤務先所在地	所属 (部課名)	在職期間中の受検種目に関する実務経験内容			在職期間中の受検種目に関する実務経験 年 月～ 年 月 (年 ヶ月)
				工事種別	工事内容	従事した立場	
1	〇〇土木(株)	神奈川県〇〇市△△△区2-2	工務課	土工工事	第1種施工	オペレータ	H27・4～H28・3 (0・4)
2	同上	同上	同上	同上	第2種施工	オペレータ	H27・4～H28・3 (0・6)
3	同上	同上	同上	舗装工事	第4種施工	オペレータ	H27・4～H28・3 (0・2)

(注) 所属(部課名)、工事種別、工事内容のいずれかが異なる場合は、それぞれ区分して記入してください。

11.2 施工の管理に関する実務経験(専門工事の実務経験事例)

(1) 実務経験年月の算出

- * 事例は、とび・土工工事業および舗装工事業の許可建設業者の従業員として、工事A～工事Cに18ヶ月間従事した場合のものです。
- * 各工事は、土工工事と舗装工事を第1種、第2種、第4種および第5種の建設機械を使用して行ったもので、当該工事の監理技術者等の下で、施工の管理に関する業務を行った事例です。
- * この業務期間中の実務経験は、11.1項と同様に、受検者の就労記録や実施工程表等に基づき、従事した従事業務比率を求め、その従事業務比率を業務期間に乗じて実務経験年月を算出してください。
- * 従事業務比率は、その期間の業務の合計を100%とし、四捨五入により10%単位に丸めてください。
- * 事例の工事Bや工事Cのように、1件の工事で複数の種別の建設機械による施工の管理を行った場合は、建設機械の種別ごとに従事業務比率を求めて整理してください。
- * 算出した実務経験年月は、小数点を四捨五入し月単位に丸めてください。
- * 算出した実務経験年月の合計が業務期間の月数を超える場合(事例では18ヶ月を超える場合)は、いずれかの業務の実務経験年月を切り下げて調整してください。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	従事業務比率	実務経験年月
工事A(土工)2種																		20%	4ヶ月
工事B(土工)1種																		30%	5ヶ月
工事B(土工)4種																		30%	5ヶ月
工事C(舗装工)4種																		10%	2ヶ月
工事C(舗装工)5種																		10%	2ヶ月
18ヶ月																			

(2) 実務経験証明書(C-b票①)の記載

- * 勤務先名～在職期間中の受検種目に関する実務経験の記入要領は、10.4項の(1)～(5)を参照してください。
- * 所属部署、従事した工事の種別および工事内容(建設機械の種別)ごとに記入してください。
- * 「在職期間中の受検種目に関する実務経験」の欄には、受検者が所属部署に所属した期間を、()内には(1)で整理した実務経験年月を記入してください。

C-b票① 実務経験証明書							
No.	勤務先名	勤務先所在地	所 属	在職期間中の受検種目に関する実務経験内容			在職期間中の受検種目に関する実務経験
			(部課名)	工事種別	工事内容	従事した立場	年 月～ 年 月 (年 ヶ月)
4	(株)□△○建設	東京都○○区△△△3-5-8	土木部 工事1課	土工工事	第1種施工	施工管理補助	H28・4～H29・9 (0・5)
5	同上	同上	同上	同上	第2種施工	施工管理補助	H28・4～H29・9 (0・4)
6	同上	同上	同上	同上	第4種施工	施工管理補助	H28・4～H29・9 (0・5)
7	同上	同上	同上	舗装工事	第4種施工	施工管理補助	H28・4～H29・9 (0・2)
8	同上	同上	同上	同上	第5種施工	施工管理補助	H28・4～H29・9 (0・2)

(注) 所属(部課名)、工事種別、工事内容のいずれかが異なる場合は、それぞれ区分して記入してください。

11.3 施工の管理に関する実務経験(土木一式工事の実務経験事例)

(1) 実務経験年月の算出

- * 事例は、土木一式工事における建設機械施工の施工の管理に関する業務に、監理技術者等の下で施工管理補助の業務として12ヶ月間従事した場合のものです。
- * 一式工事では、施工する専門工事(一式工事を除く27業種の工事)のうち、建設機械施工の工事に該当しない工事は実務経験の対象から除外する必要があります。
- * 事例の場合、コンクリート工や機械器具設置工は、5.2項に示すとおり、建設機械施工に該当しない工事のため、その工事の従事期間の4ヶ月を除外します。^(注)
- * 上記より、事例の実務経験期間は8ヶ月で、実務経験年月はこの経験期間に各担当業務の従事業務比率を乗じて算出します。
- * 従事業務比率は、受検者の就労記録や実施工程表等に基づき、対象とする実務経験期間(事例は8ヶ月)の業務の合計を100%とし、四捨五入により10%単位に丸めてください。
- * 算出した実務経験年月は、小数点を四捨五入し月単位に丸めてください。
- * 算出した実務経験年月の合計が業務期間の月数を超える場合は、いずれかの業務の実務経験年月を切り下げて調整してください。

10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	従事業務比率	実務経験年月
土工(ブルドーザ)1種												20%	2ヶ月
	土工(ショベル)2種											10%	1ヶ月
		基礎工(くい打ち機)6種										40%	3ヶ月
						コンクリート工		(コンクリートポンプ車)				—	対象外
						(クレーン車)	機械器具設置工					—	対象外
								(ローラ)4種	舗装工			30%	2ヶ月
実務経験期間(6ヶ月)						実務経験対象外(4ヶ月)				実務経験期間(2ヶ月)			
実務経験期間の合計(8ヶ月)													

(注) 特殊工法等によりこれらの建設機械を使用し作業する場合は実務経験の対象とすることができますが、その作業内容を証明する書類の提出を求める場合があります。

(2) 実務経験証明書(C-b票①)の記載

- * 勤務先名～在職期間中の受検種目に関する実務経験の記入要領は、10.4項の(1)～(5)を参照してください。
- * 所属部署、従事した工事の種別および工事内容(建設機械の種別)ごとに記入してください。
- * 「在職期間中の受検種目に関する実務経験」の欄には、受検者が所属部署に所属した期間を、()内には(1)で整理した実務経験年月を記入してください。

C-b票① 実務経験証明書							
No.	勤務先名	勤務先所在地	所属 (部課名)	在職期間中の受検種目に関する実務経験内容			在職期間中の受検種目に関する実務経験 年 月～ 年 月 (年 ヶ月)
				工事種別	工事内容	従事した立場	
9	(株)□△○建設	東京都○○区△△△3-5-8	土木部 工事1課	土工工事	第1種施工	施工管理補助	H29・10～H30・9 (0・2)
10	同上	同上	同上	同上	第2種施工	施工管理補助	H29・10～H30・9 (0・1)
11	同上	同上	同上	舗装工事	第4種施工	施工管理補助	H29・10～H30・9 (0・2)
12	同上	同上	同上	基礎工事	第6種施工	施工管理補助	H29・10～H30・9 (0・3)

(注) 所属(部課名)、工事種別、工事内容のいずれかが異なる場合は、それぞれ区分して記入してください。

◎実務経験証明書への一括掲載

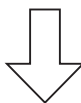
* 11.2項と11.3項の事例のように、勤務先および所属が変わらない場合、その部署での在職期間中の実務経験については、工事種別、工事内容、従事した立場ごとに一括して記入できます。

<11.2項の実務経験>

C-b票① 実務経験証明書							
No.	勤務先名	勤務先所在地	所 属	在職期間中の受検種目に関する実務経験内容			在職期間中の受検種目に関する実務経験
			(部課名)	工事種別	工事内容	従事した立場	年 月～ 年 月 (年 ヶ月)
4	(株)□△○建設	東京都○○区△△△3-5-8	土木部 工事1課	土工工事	第1種施工	施工管理補助	H28・4～H29・9 (0・5)
5	同上	同上	同上	同上	第2種施工	施工管理補助	H28・4～H29・9 (0・4)
6	同上	同上	同上	同上	第4種施工	施工管理補助	H28・4～H29・9 (0・5)
7	同上	同上	同上	舗装工事	第4種施工	施工管理補助	H28・4～H29・9 (0・2)
8	同上	同上	同上	同上	第5種施工	施工管理補助	H28・4～H29・9 (0・2)

<11.3項の実務経験>

C-b票① 実務経験証明書							
No.	勤務先名	勤務先所在地	所 属	在職期間中の受検種目に関する実務経験内容			在職期間中の受検種目に関する実務経験
			(部課名)	工事種別	工事内容	従事した立場	年 月～ 年 月 (年 ヶ月)
9	(株)□△○建設	東京都○○区△△△3-5-8	土木部 工事1課	土工工事	第1種施工	施工管理補助	H29・10～H30・9 (0・2)
10	同上	同上	同上	同上	第2種施工	施工管理補助	H29・10～H30・9 (0・1)
11	同上	同上	同上	舗装工事	第4種施工	施工管理補助	H29・10～H30・9 (0・2)
12	同上	同上	同上	基礎工事	第6種施工	施工管理補助	H29・10～H30・9 (0・3)



同一部署の在職期間中における実務経験（11.2項および11.3項の工事）を一括で証明する場合

C-b票① 実務経験証明書							
No.	勤務先名	勤務先所在地	所 属	在職期間中の受検種目に関する実務経験内容			在職期間中の受検種目に関する実務経験
			(部課名)	工事種別	工事内容	従事した立場	年 月～ 年 月 (年 ヶ月)
4	(株)□△○建設	東京都○○区△△△3-5-8	土木部 工事1課	土工工事	第1種施工	施工管理補助	H28・4～H30・9 (0・7)
5	同上	同上	同上	同上	第2種施工	施工管理補助	H28・4～H30・9 (0・5)
6	同上	同上	同上	同上	第4種施工	施工管理補助	H28・4～H30・9 (0・5)
7	同上	同上	同上	舗装工事	第4種施工	施工管理補助	H28・4～H30・9 (0・4)
8	同上	同上	同上	同上	第5種施工	施工管理補助	H28・4～H30・9 (0・2)
9	同上	同上	同上	基礎工事	第6種施工	施工管理補助	H28・4～H30・9 (0・3)

12. 試験方法および内容

第二次検定は、令和3年度以降の第一次検定の合格者であって、第二次検定の受検資格要件を満たす者を対象に、第二次検定(筆記)と第二次検定(実技)により行います。

12.1 試験方法

検 定 区 分	試 験 方 法	備考(試験日)
第二次検定(筆記)	記述解答方式	令和8年6月21日(日)
第二次検定(実技)	実機による操作施工	令和8年8月下旬～9月中旬

※第二次検定(筆記)の採点は、第二次検定(実技)の実施時期に合わせて行います。

12.2 第二次検定(筆記)

第二次検定(筆記)の検定科目と検定基準は下表のとおりです。試験は、記述解答方式で行います。

検定科目	検 定 基 準
建設機械 施工法	1. 監理技術者として、建設機械による建設工事の施工を行うために必要な知識を有すること。 2. 監理技術者として、建設機械の施工能力の測定を行うために必要な知識を有すること。 3. 監理技術者として、建設機械による建設工事の施工の経費の積算を行うために必要な知識を有すること。 4. 監理技術者として、建設機械の統一的かつ能率的な運用を行うために必要な応用能力を有すること。
施工管理法	1. 監理技術者として、建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 2. 監理技術者として、設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画に基づいて施工方法及び手順の選定、施工等を適確に実施することができる応用能力を有すること。
建設機械 組合せ施工法	建設機械の組合せによる建設工事の施工の監督を適確に行う能力を有すること。

12.3 第二次検定(実技)

第二次検定(実技)は、実際の建設機械を使用し、所定のコース内での操作施工を行う実技試験により行います。

実技試験は、建設機械により次表のように6つの検定科目(種別)に区分されており、このうち2つの検定科目を選択し受検する必要があります。

ただし、2級合格者※は、その合格種別について該当する検定科目の実技試験の免除を受けることができます。免除を受ける場合は、「[6. 提出書類](#)」に従い必要な書類を提出してください。なお、2級合格者は、免除を受けずに第1種～第6種の検定科目を選択して受検することもできます。

※	令和3年度以降の2級建設機械施工管理第二次検定の合格者、または令和2年度までの2級建設機械施工技術検定の合格者をいいます。
---	---

検定科目(種別)		検 定 基 準
第1種	トラクター系 建設機械操作施工法	1. トラクター系建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2. トラクター系建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. トラクター系建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第2種	ショベル系 建設機械操作施工法	1. ショベル系建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2. ショベル系建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. ショベル系建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第3種	モーター・グレーダー 操 作 施 工 法	1. モーター・グレーダーの操作を正確に行う能力を有すること。 2. モーター・グレーダーの点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. モーター・グレーダーによる建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。

第4種	締め固め 建設機械操作施工法	1. 締め固め建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2. 締め固め建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. 締め固め建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第5種	舗装用 建設機械操作施工法	1. 舗装用建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2. 舗装用建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. 舗装用建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第6種	基礎工事用 建設機械操作施工法	1. 基礎工事用建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2. 基礎工事用建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. 基礎工事用建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。

実技試験で使用する建設機械

検定科目(種別)		使用建設機械	規格
第1種	トラクター系 建設機械操作施工法	ブルドーザ	6～12t級
第2種	ショベル系 建設機械操作施工法	油圧ショベル[バックホウ]	山積み0.28～0.45 m ³ 級※
第3種	モーター・グレーダー 操作施工法	モータ・グレーダ	3.1 m級
第4種	締め固め 建設機械操作施工法	ロード・ローラ	10～12t級
第5種	舗装用 建設機械操作施工法	アスファルト・フィニッシャ	舗装幅2.5～4.5 m級
第6種	基礎工事用 建設機械操作施工法	アースオーガ	杭打機40～50t吊級

※操作方式は、JIS規格の「左操作レバー横旋回方式」です。操作方式の変更はできません。

13. 身体の不自由がある方の受検について

身体の不自由がある方については、受検の申込み時に当協会試験部までご連絡ください。必要に応じて次の準備をいたします。

- ① 車椅子による受検および付添者による介助についての配慮。(注1)
- ② 試験会場までの自家用車の利用についての配慮。(注2)
- ③ 補聴器、拡大鏡等の使用の許可。
- ④ 注意事項等についての文字による説明。
- ⑤ その他対応可能な身体の不自由への配慮。

上記の配慮にあたっては、受検における配慮の申請書を別途提出いただきます。また、事故防止等の観点から医師の許可書等を提出していただく場合もあります。

(注1)	第二次検定(筆記)については、試験中は付添者に退室していただきます。また、第二次検定(実技)では、受検者は実機に搭乗して実際の運転操作を行います。実機への乗降のための付添者による介助は許可となりますが、それ以外の介助は許可されません。付添者の準備および必要な経費は受検者の負担となります。
(注2)	第二次検定(筆記) 試験会場においては、試験会場に駐車場がない場合があります。その場合は、会場近くの駐車場を受検者により確保してください。

14. 申込み内容の変更、取り消し手続き

14.1 郵便物送付先住所の変更

受検の申込み後に郵便物送付先住所に変更を生じた場合は、76頁の「郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届」をコピーし、必要事項を記入のうえ、当協会試験部あてにFAXで送信してください。

FAX送信後は必ず当協会試験部に電話し、当方で受理されたことをご確認ください。

(注) FAXでの送信ができない方は、上記の書類を簡易書留により送付してください。この場合も、簡易書留により送付したことを当協会試験部に電話してください。なお、書簡の配達状況については、日本郵政の郵便追跡サービスにより受検者ご自身で確認してください。

14.2 氏名、本籍の変更

受検の申込み後に、婚姻等により氏名や本籍に変更を生じた場合は、76頁の「郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届」をコピーし、必要事項を記入のうえ提出してください。なお、氏名が変更の場合は、事実が確認できる戸籍抄本等の証明書類（原本）を同封し、**当協会試験部あてに簡易書留で送付**してください。

14.3 受検地の変更

受検地の変更は原則としてできません。ただし、転勤や転職等により居住地が変わる等のやむを得ない理由であって、試験会場での受入が可能な場合に限り受検地を変更することができます。

受検地の変更については、必ず**事前に当協会試験部まで電話**をし、変更理由と変更希望先を告げ、変更の可否について確認したうえで、変更可能な場合は、下記①～③の書類を簡易書留またはFAXで当協会試験部まで、次表の期限内に送付してください。なお、**FAXでの送信後は必ず当協会試験部に電話**し、当方で受理されたことをご確認ください。簡易書留による場合の書簡の配達状況は、日本郵政の郵便追跡サービスにより受検者ご自身で確認してください。郵便の遅配により変更期限を過ぎた場合は、受検地の変更ができない場合があります。

(1) 提出書類

- ①郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届(76頁の書式をコピーし記入してください。)
- ②変更理由を証明するもの(住民票の写し、転勤等の異動の辞令の写し等)^(注)
- ③受検票の写し(発送日前、発送後で未着の方は不要です。)

(注) 短期(概ね3ヶ月未満)の出張、旅行等は変更理由にはなりません。工事先等に3ヶ月以上派遣される場合は、所属先の異動辞令の写しのほか、従事する工事の件名および工期が確認できる書類の写しを提出してください。

(2) 提出期限

受検地の変更期限(下記の期限を過ぎての変更はできません。)		
第二次検定(筆記)	令和8年6月5日(金)	17時30分※必着
第二次検定(実技)	令和8年7月24日(金)	17時30分※必着

14.4 受検の取り消し

受検の取り消しを行う場合は、必ず**事前に当協会試験部まで電話**をし、77頁の「受検取消届」をコピーし、必要事項を記入のうえ、簡易書留またはFAXで当協会試験部まで、次表の期限内に送付してください。**FAXでの送信後は必ず当協会試験部に電話**し、当方で受理されたことをご確認ください。簡易書留による場合の書簡の配達状況は、日本郵政の郵便追跡サービスにより受検者ご自身で確認してください。郵便の遅配により取り消し期限を過ぎた場合は、受検の取り消しはできません。

受検の取り消し手続きを受理した方へは、試験事務手数料を差し引いたうえで受検手数料を返還いたします。

取り消し手続きの期限を過ぎた方および取り消し手続きを行わない方への受検手数料の返還はいたしません。当該受検者が受検されない場合は「欠席」となります。また、欠席者へは試験の可否通知はいたしません。

受検の取り消し期限(下記の期限を過ぎての取り消しはできません。)		
第二次検定(筆記)	令和8年6月5日(金)	17時30分※必着
第二次検定(実技)	令和8年7月24日(金)	17時30分※必着

15. 受検時の注意事項

15.1 第二次検定(筆記)

(1) 事前の準備～試験会場までの注意事項

- ① 試験会場は、必ず受検者自身の受検票により確認してください。地域によっては、試験会場が複数となる場合があります。勤務先が同じ受検者でも試験会場が異なる場合があります。
会場所在地までの経路と所要時間等をあらかじめ確認したうえで、遅刻しないように時間に余裕をもって来場してください。
- ② 試験会場までは、できる限り公共交通機関をご利用ください。「駐車場有り」の会場でも満車となる場合があります。
試験中に駐車違反等で呼び出しを受けた場合、試験開始から所定の時間内は退室できません。また、一度退室した場合の再入室もできません。

(2) 当日に持参するもの

①受検票	紛失された方は、(3)②により再発行の手続きをしてください。
②筆記具	硬度がBまたはHBの黒鉛筆またはシャープペンシル、プラスチック消しゴム(※1、2)
③写真付き身分証明書	本人確認ができる運転免許証等の顔写真付き身分証明書(※3)

※1	その他の筆記具(ボールペン等)は、マークシートの読み取り機が読み取れないため使用できません。
※2	通信機能や計算機能の付いた電子機器(電卓、スマホ等)は使用できません。
※3	試験監督者等から提示を求められたときは、必ず提示してください。提示に応じない受検者は失格となる場合があります。また、次の(3)②の受検票の再発行の手続きにも必要となります。

(3) 試験会場における注意事項

- ① 試験当日は、13時45分までに来場し、受付で試験室(受検番号で指定)を確認したうえで、14時00分までに入室をして、受検票を机の上に置いてお待ちください。
- ② 受検票を紛失または忘れた受検者は、受付で受検票の再発行手続きをしてください。再発行には、本人確認のための写真付きの身分証明書(運転免許証等)が必要です。
※紛失により再発行した受検票は、受検後も大切に保管してください。
- ③ 遅刻者は、試験開始後30分以内であれば入室し受検できますが、それ以後の入室および受検はできません。なお、試験の終了時刻は変わりません(試験時間は短くなります。)
- ④ 第二次検定(筆記)は、試験開始から60分経過するまで退室できません。また、試験終了時間の10分前から試験終了までの時間も退室できません。
- ⑤ **試験会場は、原則として禁煙です。**喫煙場所の指定がある場合を除き、会場周辺での路上喫煙を含め喫煙は行わないでください。試験監督者等が喫煙行為を認めた場合は、その受検者を失格とする場合があります。また、喫煙行為の証拠として、受検者の行為を撮影する場合があります。本手引の表紙「注2」のとおり、受検者は当該事項に同意し受検するものとみなします。
- ⑥ 試験室では、携帯電話の使用はできません。必ず電源を切り、鞆等にしまっておいてください。
- ⑦ 試験中は、許可された場合を除き、お茶等の缶・ペットボトルは机の上に置かないでください。
- ⑧ 試験中は、試験監督者が受検者の目もとを確認できないようなサングラスおよび濃い色のメガネの着用は禁止します。メガネが必要な方は、透明若しくは薄い色のレンズのものを準備してください。
- ⑨ 試験室では、試験監督者の指示に従ってください。
- ⑩ 不正行為があった場合や試験監督者の指示に従わない場合は、失格としたうえで退場させます。また、不正行為を行った受検者には、「16. 不正行為の禁止および措置」の措置を行います。
- ⑪ 試験問題は、試験日の翌日の9時30分から当協会ホームページにおいて公表いたします(掲載期間は1年を予定しています。)
- ⑫ 試験問題の持ち帰りは、試験終了時刻まで受検していた者に限り許可します。途中退室の方は持ち帰りはできません。

(4) 試験の中止または試験時間の繰り下げ(緊急時の措置)

自然災害等により試験を中止する場合や試験時間の繰り下げを行う場合は、当協会ホームページでお知らせします。ホームページは、状況の変化に応じて適宜情報を更新いたします。

政府および自治体機関から自然災害等に関する情報が発せられた場合は、ホームページの最新情報を適宜確認するようにお願いいたします。

公共交通機関の遅延などで不特定多数の受検者に影響がある場合も、試験時間の繰り下げを行う場合がありますので、ご確認をお願いします。試験時間の繰り下げがない場合も、試験開始から30分以内は受検できますので、会場までは行くようにしてください。

(5) 自然災害等の不可抗力による試験の中止について

① 全部の試験会場で中止の場合

同一年度内に再試験が可能な場合に限り再試験を行います。再試験を行わない場合は、受検手数料を返還いたします。

② 一部の試験会場で中止の場合

中止による再試験は行いません。該当者へは、受検手数料を返還いたします。

※ 損害の免責について

当協会は、上記による試験の中止を行った場合、受検手数料の返還を除き、試験の中止により受検者に生じる一切の損害について補償の責を負いません。

15.2 第二次検定(実技)

(1) 事前の準備～試験会場までの注意事項

試験日時と試験会場について、第二次検定(実技)の実施案内により確認してください。集合日時と試験会場は、受検者ごとに指定しています。同じ会社に複数の受検者がいる場合でも、日時や試験会場が異なる場合があります。

会場所在地までの経路と所要時間等をあらかじめ確認したうえで、遅刻しないように時間に余裕をもって来場してください。

(2) 当日に持参するもの

①受検票	紛失された方は、次の(3)②により再発行の手続きをしてください。
②第二次検定(実技)実施案内	紛失された方は、事前に当協会試験部まで連絡してください。(※1)
③ヘルメット、作業服、安全靴	実技試験にふさわしい服装としてください。(※2)
④写真付き身分証明書	本人確認ができる運転免許証等の顔写真付き身分証明書(※3)

※1	受検者本人による電話連絡とします。紛失の旨を告げ、試験日時と試験会場について確認してください。FAX受信が可能な方へは、実施案内の写しをFAXで送信します。
※2	ヘルメットを着用しない方は受検できません。作業服は長袖のものが望ましいですが、半袖でもかまいません。安全靴はスニーカータイプのものでかまいませんが、つま先が保護された適切なものとしてください。実技試験の実施にあたり安全上適切でない服装の方は、受検できない場合があります。
※3	試験監督者等から提示を求められたときは、必ず提示してください。提示に応じない受検者は失格となる場合があります。また、(3)②の受検票の再発行の手続きにも必要となります。

(3) 試験会場における注意事項

- ① 試験当日は、第二次検定(実技)の実施案内で指定した集合時刻までに来場し、受付を済ませてください。試験日や集合時刻等は、受検者あての実施案内で確認してください。
- ② 受検票を紛失または忘れた受検者は、試験当日の受付で受検票の再発行の手続きをしてください。受検票の再発行には、本人確認のための写真付きの身分証明書(運転免許証等)が必要です。
※紛失により再発行した受検票は、受検後も大切に保管してください。
- ③ 試験会場の受付で当協会作成の名簿と受検票との照合を行います。名簿と照合できない受検者は受検できません。照合のため、受付で第二次検定(実技)の実施案内の提示を求める場合がありますので、実施案内は必ず持参してください。
- ④ その他の試験に関する注意事項については、試験当日に試験会場において説明をします。

(4) 試験の中止または試験の延期(緊急時の措置)

原則として雨天でも試験を実施します。ただし、大規模災害等の発生または災害発生が予想され試験を中止若しくは延期する場合は、当協会ホームページでお知らせします。詳細は、前項の(4)および(5)をご覧ください。

公共交通機関の遅延や突発事故等での道路渋滞により遅刻する場合は、試験会場または当協会試験部へ電話連絡をしてください。試験会場で試験の順番の入れ替え等の対応が可能な場合は、受検できる場合がありますので、確認してください。

16. 不正行為の禁止および措置

16.1 試験中の不正行為

(1) 不正行為

次の行為は禁止されています。次の行為を行った場合、退室および退場を命じ、失格とします。

- (ア) 受検申請者以外の者が代わりに試験を受けること。
- (イ) 試験に関係する内容が記載されたメモ等を利用できる状態に置くことや、他の人から答えを教わることをすること。(これらと紛らわしい行為を行うことを含む。)
- (ウ) 他の受検者の答案をのぞき見ること。(これらと紛らわしい行為を行うことを含む。)
- (エ) 他の受検者に答えを教えたり、禁止行為の手助けを行うこと。(これらと紛らわしい行為を行うことを含む。)
- (オ) 試験場において試験監督者等の指示に従わないこと。

(2) 不正行為への措置

上記(1)の禁止行為を行った場合、以下のような措置が取られる可能性があります。

- ・建設業法に基づく、最長3年間の受検禁止の処分
- ・刑法第233条その他の法令違反に関する刑事告訴

16.2 その他の不正行為

試験中の不正行為のほか、申請書類に虚偽記載がある等の不正の手段による受検が明らかとなった場合は、受検の停止や合格の取消の措置が行われます。この措置を受けると、3年以内の期間を定めて当該技術検定の受検を禁止される場合があります。

不正行為に関係した者は、建設業法違反として処罰を受ける場合があるほか、不正の手段により取得した資格により「建設業の許可」や「経営事項審査」を受けた場合および「技術者の配置」をしたときは、建設業法違反として処罰を受けることがあります。

不正行為については、必要に応じて国土交通省の立入による確認が行われます。受検のための申請書類の提出にあたっては、本受検の手引を参考に必要事項を適切に記入のうえ、受検者および実務経験証明書の証明者による確認を適切に行ってください。

また、試験会場では、試験監督者等からの注意事項を遵守するとともに、指示に従い適切に受検することを心がけてください。

※試験会場およびその周辺における喫煙等の迷惑行為について

近年、受検者による路上喫煙等の行為により、試験会場周辺の方々から苦情が寄せられ、試験会場の施設管理者から会場貸出を断られる事案が発生しております。そのため、受検者による迷惑行為は、今後受検しようとする方々への試験妨害の行為にもなると考え、会場および会場周辺で迷惑行為を行った受検者については、不正行為に対する措置と同等の措置を行う場合がありますので注意してください。

17. 合格発表、合否通知

(1) 合格発表(予定)

合格発表は、合格者の受検番号を掲示してお知らせします。下記の合格発表日は、本受検の手引作成時点での予定です。正式な発表日が確定次第、当協会のホームページでお知らせします。

①第二次検定の合格発表	令和8年11月18日(水)
②合格者番号の掲示場所	一般社団法人 日本建設機械施工協会(本部、支部、ホームページ※)

※<https://jcmanet-shiken.jp/>

(2) 合否通知

合否通知は、受検者あてに郵便物送付先住所へ合格発表日に発送する予定です。合格発表日から1週間経過しても通知が届かない場合は、受検者本人から当協会試験部へ連絡してください。なお、試験を欠席した方へは合否の通知は行いません。

合否の区分	通知内容(合否通知は封書またはハガキにより送付します。)
合格者	①第二次検定合格通知書 ②第二次検定合格証明書交付申請書(※1)
不合格者	ハガキにより結果を通知します。(欠席者には通知しません。)

※1	次項の「18. 合格証明書の交付申請手続き」により、合格証明書の交付申請を行ってください。交付申請書の提出先は、各合格通知書に記載してあります。
----	--

(3) 合否等の問合せ

合否および採点に関する問合せには一切応じられません。合否の確認は、上記(1)の掲示および(2)の通知により確認してください。

(4) 不合格者の再受検について

1級第二次検定の不合格者は、令和9年度以降に行われる1級第二次検定について、合格するまで再受検者として受検することができます。再受検者として受検するためには、令和3年度以降の第二次検定の受検票または、不合格通知書の写しが必要です。不合格通知書は大切に保管してください。

令和9年度に再受検する場合は、インターネット申請となるため、当協会ホームページから「インターネット申請」にアクセスして申込みをしてください。

18. 合格証明書の交付申請手続き

1級建設機械施工管理技士として建設工事に従事する場合は、第二次検定の合格証明書の交付を受ける必要があります。合格通知書と一枚綴りの第二次検定合格証明書交付申請書(以下、「交付申請書」という。)により、同封の手続き案内に従い国土交通大臣あてに提出してください。

(1) 合格証明書交付手数料

合格証明書の交付手数料として、交付申請ごとに収入印紙(2,200円分)が必要です。

(2) 提出書類

合格通知書と同封の交付申請書を、受検者に関する事項に間違いがないか確認のうえ提出してください。受検申込み時から氏名、本籍を変更している場合は、交付申請書を訂正するとともに、変更事項が確認できる戸籍抄本等を同封してください。

(3) 提出先

交付申請書に記載の国土交通省が指定する「合格証明書交付申請書の送付先」へ、簡易書留で送付してください。

(注) 交付申請書の提出先は、当協会ではありません。当協会へ提出された場合は、原則として送料を受信人払いとする方法により返送させていただきます。当協会より転送を希望される場合は、別途事務手数料が必要となります。

19. 合格者の処遇

第二次検定の合格者は(合格証明書の交付を受けた者に限る。),「1級建設機械施工管理技士(以下、「施工管理技士」という。)」の称号が付与され、以下の資格等を得られます。

19.1 建設業法に基づく資格

建設業法における「土木工事業」「とび・土工工事業」「舗装工事業」の業種で、次の①～⑤に示す有資格者になることができます。

- ① 建設業の許可を得る場合に必要な、営業所ごとに置く専任の技術者になることができます。(建設業法第7条関係)
- ② 特定建設業(土木工事業にあつては指定建設業)の許可を得る場合に必要な、営業所ごとに置く専任の技術者になることができます。(建設業法第15条関係)
- ③ 建設工事の施工に必要な、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者になることができます。(建設業法第26条関係)
- ④ 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者が、一定額以上の請負代金での下請契約を締結して施工する場合に置くことが必要な、監理技術者になることができます。(建設業法第26条関係)
- ⑤ 公共性のある工作物等に関する一定金額以上の重要な建設工事で、工事現場ごとに置くことが必要な、専任の主任技術者または監理技術者になることができます。(建設業法第26条関係)

19.2 その他の資格等

労働安全衛生法における次の資格または処遇を受けることができます。

(1) 特定自主検査(事業内検査に限る。)の資格等(事業者を除く。)

労働安全衛生法で定める特定自主検査(事業内検査に限る。)の資格(事業者を除く。)または必要な研修の一部免除を受けることができます。特定自主検査の対象となる建設機械等との関係は、次表のとおりです。

なお、検査方法、検査に必要な工具、検査記録簿およびステッカーについては、最寄りの公益社団法人建設荷役車両安全技術協会(建荷協)の支部等にお問合せください。

建設機械施工管理技士と労働安全衛生法に定める特定自主検査の資格等との関係

事業内検査の 資格種類 検定区分等	車両系建設機械				高所 作業車	不整地 運搬車	フォーク リフト
	整地・運搬・積込み・ 掘削及び解体用	基礎 工事用	締固め用	コンクリート 打設用			
1級建設機械施工管理技士	○	○	○	△	△	○	△
2級建設機械 施工管理技士	第1種	○	△	△	△	○	△
	第2種	○	△	△	△	○	△
	第3種	○	△	△	△	○	△
	第4種	△	△	○	△	○	△
	第5種	△	△	△	△	○	△
	第6種	△	○	△	△	○	△

凡例(○:有資格者、△:検査者として必要な研修の一部を免除)

(2) 運転技能講習等の免除

労働安全衛生法の定めにより、就業にあたり必要となる技能講習等について、建設機械施工管理技士は講習等の一部または全部の免除を受けることができます。検定区分等と免除される運転技能講習等の関係は、次表のとおりです。

建設機械施工管理技士と労働安全衛生法に定める運転技能講習等との関係

技能講習等 検定区分等		技能講習								特別教育
		車両系建設機械			不整地 運搬車	高所 作業車	ショベル ローダ	クレーン 等	地山の 掘削作業 主任者	ローラ
		整地・運搬・ 積み込み・掘削用	基礎 工事用	解体用						
1級建設機械 施工管理技士 (実技試験の 選択科目別)	第1種	○	△	△	○	△	△	×	△	
	第2種	○	△	△	△	△	△	△	△	
	第3種	△	△	△	△	△	△	×	△	
	第4種	△	△	△	△	△	△	×	△	○
	第5種	△	△	△	△	△	△	×	△	
	第6種	△	○	△	△	△	△	△	△	
2級建設機械 施工管理技士	第1種	○	△	△	○	△	△	×	△	
	第2種	○	△	△	△	△	△	△	△	
	第3種	○	△	△	△	△	△	×	△	
	第4種	△	△	△	△	△	△	×	△	○
	第5種	△	△	△	△	△	△	×	△	
	第6種	△	○	△	△	△	△	△	△	

凡例（○：必要な講習・教育の全部を免除、△：必要な講習科目の一部免除・時間短縮、×：免除なし）

(注1)	上表は、労働安全衛生法の運転技能講習規程および安全衛生特別教育からの抜粋です。建設機械施工管理技士の資格で従事できる業務の詳細については、最寄りの労働局または労働基準監督署に確認してください。
(注2)	地山の掘削作業主任者欄は、土止め支保工作業主任者にも適用となります。また、第二次検定（実技）の第5種で使用するアスファルト・フィニッシャの運転は、労働安全衛生法において就業制限を受ける業務の対象外となっています。
(注3)	法令の改正にともない適用が変わる場合がありますので、必要に応じて労働基準監督署等の厚生労働省関係機関へご確認ください。

20. 個人情報の取扱

- 当協会は、受検者の個人情報を尊重します。
- 当協会は、受検申込みの際に試験業務の遂行上必要な事項として氏名、生年月日、本籍、住所等の個人情報を収集します。これらの情報は、当協会および国土交通省が技術検定を適切に遂行するために利用し、それ以外の目的では利用しません。
- 受検者個人を特定する情報は、外部（国土交通省および当該技術検定に係る業務の受託者を除く。）に対して一切公表または提供を行いません。
- 外部から個人情報の公開提供の依頼があっても、当協会はその要請を拒否し、受検者の個人情報保護を遵守します。ただし、法令により開示しなければならないときは、個人情報を開示する場合があります。
- 受検者から当協会に提出された申請書類は、当協会の規定による保存期間経過後速やかに溶解処分します。なお、受検者の受検番号、氏名、生年月日、可否の別および写真票については、電子データにより当協会が試験事務を廃止するまで保存します。
- 受検者情報およびそれに付随する情報を確実に管理し、データの流出を防止いたします。なお、当協会が提供を求めない個人情報（住民票に記載されたマイナンバーなど）については、当協会が管理するデータの対象外とします。

21. よくある質問

1級第二次検定【新しい検定制度についての質問】

Q 令和3年度～5年度の1級第一次検定の合格者ですが、第二次検定の受検資格はどうなりますか？

A 令和3年度～令和5年度の1級第一次検定の合格者は、令和6年度以降の1級第一次検定の合格者と同様に、令和10年度までは新受検資格と旧受検資格のどちらでも受検できます。なお、令和11年度以降は新受検資格での受検に限られます。ただし、令和10年度までに第二次検定を受検した者は、令和11年度以降も再受検者として第二次検定を受検できます。詳細は、受検の手引の「4. 受検資格」をご覧ください。

Q 令和6年度以降に第一次検定から受検する場合、新受検資格を満たすまで第二次検定を受検できないのですか？

A 経過措置により、令和10年度までは旧受検資格でも第二次検定を受検できます。旧受検資格は、最終学歴となる学校を卒業後の実務経験年数を資格要件としており、第一次検定の合格前に十分な実務経験を有していれば、第一次検定合格の翌年度以降に受検することができます。また、令和10年度までに第二次検定を受検した者は、令和11年度以降も再受検者として第二次検定を受検できます。詳細は、受検の手引の「4. 受検資格」をご覧ください。

Q 受検資格となる実務経験は、新受検資格と旧受検資格で違いはありますか？

A どちらも建設機械施工に関する実務経験を対象としますが、新受検資格では施工の管理に関する実務経験に限るなど、新旧の資格要件は異なっています。詳細は「5. 実務経験」をご覧ください。

Q 新受検資格の実務経験の証明は、原則として工事ごととありますが、それ以外にも証明の方法はあるのですか？

A 短期間の工事について、原則1年を限度として、その期間に担当した複数の工事の実務経験を一括して証明する方法もありますが、所定の要件を満たす者に限られます。また、特定実務経験や監理技術者補佐の実務経験は工事ごとでの証明に限られます。詳細は「8. 実務経験証明書(C-a票)の記載方法【新受検資格】」をご覧ください。

Q 実務経験の証明は誰が行うのですか？

A 新受検資格では、受検者の実務経験時に所属する勤務先の代表者（人事権を有する者を含む。）または証明する工事の監理技術者、主任技術者または附帯工事の専門技術者による証明が必要です。旧受検資格は、現在の勤務先の代表者がそれまでの実務経験を代表して証明することができます。詳細は「8. 実務経験証明書(C-a票)の記載方法【新受検資格】」をご覧ください。

Q 以前に勤務していたときの实務経験を受検資格としたいのですが、そのときの勤務先の代表者による証明が必要ですか？

A ・新受検資格での受検の場合は、令和6年3月31日以前または令和6年3月31日を含む施工中の工事については、現在の勤務先の代表者による証明とすることができます。
・旧受検資格により受検する場合は、そのすべてを現在の勤務先の代表者が一括して証明することができます。

Q 制度改正により試験問題が変わるのですか？

A 1級第二次検定（筆記）については、令和6年度から出題形式等が変更されました。令和7年度の試験問題は、当協会のホームページに掲載しています。

Q これまでの技術検定の合格者と処遇の違いはありますか？

A 合格者の処遇はこれまでと変わりありません。1級第二次検定の合格者の処遇については受検の手引の「19. 合格者の処遇」をご覧ください。

1級第二次検定【受検申込みについての質問】

Q 第一次検定と第二次検定を同年度に受検することはできないのですか？

A 第二次検定の受検は、第一次検定の合格者に限ります。したがって、同年度に第一次検定と第二次検定を受検することはできません。

Q 申込みに必要なものはどのようなものですか？

A 受検の手引に同封の申請書類、実務経験証明書、写真票などのほか、住民票や1級第一次検定の合格を証する書類などが必要となりますが、新規受検者と再受検者で異なるほか、受検資格を新受検資格と旧受検資格のいずれとするかにより提出書類が変わります。

詳細については、新規受検者は、本手引の「6. 提出書類」を、再受検者は、令和8年度から、原則、当協会ホームページからのインターネット申請による受検申込みとなりますので、当協会ホームページの「建設機械施工管理技術検定」をご覧ください。

Q 提出する住民票や写真は古いものでも大丈夫ですか？

A 住民票は申請時から6ヶ月以内に交付を受けたもの、写真は申請時から6ヶ月以内に撮影したものを提出してください。卒業証明書については古いものでもかまいません。

詳細は受検の手引の「6. 提出書類」をご覧ください。

Q 申込期限までに必要な書類が揃わない場合はどうすればよいですか？

A 原則として、申込みに必要な書類はすべて準備のうえ、申込み期限までに専用の封筒により簡易書留で提出してください。ただし、住民票や卒業証明書などの公的機関の交付する書類に限り、やむを得ない事情により提出が間に合わない場合は、事前に連絡いただければ該当の書類について所定の期間まで延期できる場合があります。他の書類は必ず期限内に提出してください。

なお、必要な記載事項に多くの空欄や不備がある申込みについては受付しません。

Q 申込みは専用の封筒でなければダメですか？

A 受付審査を的確に行う必要から、受検の手引に同封の専用封筒により簡易書留で送付してください。

申請書類は、専用封筒により、受検種目、検定区分、受検地ごとに個別に保管し審査を行います。他の方法により送付をされた場合は、送料を受信人払いとする方法により返送させていただきます。

Q 受検申込書の記入に際して、誤った事項を記入してしまいました。訂正方法はどうすればいいですか？

A 訂正箇所には二重線を引き、余白に訂正事項を記入してください。訂正印は不要です。

Q 申込み後、氏名、本籍、住所が変わりました。どうすればいいですか？

A 受検の手引の「14. 申込み内容の変更、取り消し手続き」をご覧ください。 「郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届」の様式に必要事項を記入し、「当協会試験部あて」に送付してください。

Q 受検地を変更したいのですが、どうすればよいですか？

A 原則として受検地の変更はできません。ただし、転勤、転職、婚姻等で居住地が変わる等のやむを得ない理由の場合であって、希望先の受検地で受け入れが可能な場合に限り受検地を変更できる場合があります。受検地変更については、事前に当協会試験部あてに電話で確認してください。

Q 現在失業中です。実務経験証明書の証明はどのように行えばいいですか、勤務先欄は、どのように記入すればいいですか？

A 実務経験時の勤務先の代表者による証明が困難な場合は、受検者自身による証明を行うことができますが、新受検資格と旧受検資格で方法が異なります。
新受検資格は受検の手引の「**8.7 実務経験証明書の提出ができない場合の代替措置**」を、旧受検資格の場合は受検の手引の「**10.1 実務経験の証明者**」をご覧ください。

Q 人材派遣による実務経験は有効ですか？

A 施工の管理を行う技術者としての実務経験は有効ですが、それ以外については、労働者派遣法第4条において、「建設業務(土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの準備の作業に直接従事した業務をいう。)」では労働者派遣事業を行ってはならないと規定されています。

Q 他の施工管理技術検定との実務経験期間の重複について教えてください。

A 他の種目の受検資格となる実務経験についても、その内容が当該種目の実務経験となる建設機械施工に該当する場合は、当該種目の実務経験とすることができます。また、その実務経験を他の種目の実務経験とすることができます。なお、実務経験については新受検資格と旧受検資格で内容に異なる点があります。詳細は受検の手引の「**5. 実務経験**」をご覧ください。

1 級第二次検定【試験および合否発表等についての質問】

Q 受検票はいつ発送されますか？

A 第二次検定(筆記)試験の受検票は令和8年5月29日(金)、第二次検定(実技)試験の受検票は令和8年7月15日(水)を予定しています。
第二次検定(筆記)試験は令和8年6月5日(金)、第二次検定(実技)試験は令和8年7月22日(水)の午前中までに受検票が届かない場合は、受検者本人から当協会試験部まで問合せを行ってください。

Q 試験会場はいつ分かるのですか？

A 第二次検定(筆記)試験会場は受検票に記載します。また、受検票発送予定日2週間前頃を目安に、当協会ホームページ「建設機械施工管理技術検定」で、お知らせします。
第二次検定(実技)試験は受検票に同封する「実施案内」で試験会場(住所も記載)とともに試験の日時(午前・午後の別)をお知らせします。

Q 試験問題の公表はどうしていますか、当日に試験問題の持ち帰りはできますか？

A 試験問題は、試験日の翌日9時30分から1年間当協会ホームページにおいて公表します。1 級第二次検定(筆記)の正答は公表しません。
当日の試験問題の持ち帰りは、その試験の終了時刻まで受検していた者に限り認められています。途中退室者については、不正防止の観点から持ち帰りは認められていません。

Q 講習会や参考書は紹介してもらえますか？

A 当協会は試験実施機関であり、公平性の観点から事前の講習会や参考書の紹介は行っておりません。

Q 試験問題の内容について問合せできますか？

A 内容については、一切お答えできません。前回試験の第二次検定（筆記）試験問題は当協会ホームページで試験日の翌日から1年間掲載しておりますのでご覧ください。

Q 第二次検定(実技)試験はどのような試験ですか？

A 受検者が申込時に選択した種別の建設機械を実際に操作していただく試験です。試験での操作内容等の説明については当日の試験会場で行います。

試験で使用する建設機械は、受検の手引の「12.3 第二次検定(実技)」をご覧ください。また具体的な機種については第二次検定(実技)試験の受検票に同封の「実施案内」に記載しております。

Q 第二次検定の合格基準はどのようなものですか？

A 第二次検定は、第二次検定（筆記）試験と第二次検定（実技）試験のそれぞれに合格基準があり、両者の合格基準を満たすことで合格となります。

国土交通省から事前に公表された合格基準は下記のとおりです。なお、試験実施後に合格基準が変更となる場合があります。その場合は国土交通省から合格基準の変更について公表されます。

- ・ 第二次検定(筆記)：得点が満点の60 %以上
- ・ 第二次検定(実技)：1科目(実技試験の建設機械の種別)ごとに、得点が満点の60 %以上

Q 合格発表日が受検の手引では「予定」となっていますが、正式な発表日はいつ決まりますか？

A 採点作業等の遅れが生じる場合も想定されるため、現時点の合格発表日は予定の日程としています。合格発表日が確定次第、当協会のホームページでお知らせします。

Q 第二次検定に合格すると建設機械の運転ができるのですか？

A 合格した操作施工法の科目（実技試験に使用する建設機械）により労働安全衛生規則で定められた運転技能講習が免除となります。

免除を受けられる技能講習については、受検の手引の「19.2(2)運転技能講習等の免除」をご覧ください。技能講習の免除の詳細は最寄りの労働局または労働基準監督署へお問合せください。

Q 特定自主検査の方法について知りたいのですが？

A 特定自主検査の詳細は、最寄りの公益社団法人建設荷役車両安全技術協会の支部等にお問合せください。

第二次検定の合格者の資格および免除を受けられる研修については、受検の手引の「19.2(1)特定自主検査(事業内検査に限る。))の資格等(事業者を除く。))」をご覧ください。

1 級第二次検定【旧受検資格についての質問】

Q 高校を卒業しています。実務経験は18年ありますので卒業証明書は要らないですか？

A 最終学歴を高校卒者とする受検資格要件で受検する場合は卒業証明書の提出が必要です。学歴にかかわらず「その他の者」の受検資格要件で受検する場合は、卒業証明書の提出は不要です。

Q 専門学校を卒業しています。「高度専門士」等の資格の有無を知りたいのですが？

A 卒業した専門学校にお問合せください。

Q 卒業した学校が廃校になったのですが、卒業証明書はどうすればよいですか？

A 法律により卒業証明書の交付事務を引き継いだ機関があるはずです。卒業された学校所在地の教育委員会へ問い合わせを確認してください。

Q 現在の氏名が卒業証明書に記載の氏名から変わったのですが、どうすればよいですか？

A 卒業証明書とともに、氏名変更の事実が確認できる戸籍抄本等もご提出ください。

Q 主任技術者の資格を持っています。経験工事を専任の主任技術者としての実務経験にできますか？

A 専任の主任技術者となる工事は請負代金額等の要件を満たすものに限られます。詳細は受検の手引の「4.2 旧受検資格による第二次検定の受検資格」の※5をご覧ください。

当該受検資格で申し込まれる方の多くが該当要件を満たさずに不備となっております。経験工事が建設業法で専任を求められる工事であるかを確認のうえ申込みを行ってください。

【その他の質問】

Q その他の問合せはどうすればいいですか？

A 下記に、電話でお問合せください。(お問合せの際は、おかけ間違いのないようお願いいたします。)

問合せは、受検の手引の記載についての不明な点、または受検の申請に際し受検の手引に記載のない事項についてのものに限りです。受検の手引を読まないままの質問は堅くお断りいたします。

・当協会試験部 03-3433-1575(受付時間：平日の9:30～12:00、13:00～17:30) なお、土・日曜日および祝日は休業日です。

国外の学歴（指定学科以外）の誓約書

（様式1）
大学卒業相当者

誓 約 書

一般社団法人日本建設機械施工協会 会長 殿

私は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条第 1 項の規定に基づく技術検定の受検申請に際し提出した卒業証明書が、技術検定の受検資格を定める告示(※)に規定する日本国外の学校教育課程を修了したことを証明するものであること及びその和訳が原本と相違ない内容を示すものであることを誓約します。

令和 年 月 日

現住所

氏名

- ※・建設業法施行令第三十六条第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（令和 3 年国土交通省告示第 97 号）第 1 号の 6
- ・建設業法施行令第三十七条第二項第一号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（令和 3 年国土交通省告示第 99 号）第 1 号ト
 - ・建設業法施行令第三十七条第二項第二号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（令和 3 年国土交通省告示第 100 号）第 2 号ト

（この誓約に虚偽があった場合、「合格の無効」又は「受検の無効」となる場合があります。）

国外の学歴（指定学科以外）の誓約書

（様式 2）
高校卒業相当者

誓 約 書

一般社団法人日本建設機械施工協会 会長 殿

私は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条第 1 項の規定に基づく技術検定の受検申請に際し提出した卒業証明書が、技術検定の受検資格を定める告示（※）に規定する日本国外の学校教育課程を修了したことを証明するものであること及びその和訳が原本と相違ない内容を示すものであることを誓約します。

令和 年 月 日

現住所

氏名

- ※・建設業法施行令第三十六条第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（令和 3 年国土交通省告示第 97 号）第 26 号の 2 又は第 26 号の 3
- ・建設業法施行令第三十七条第二項第一号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（令和 3 年国土交通省告示第 99 号）第 1 号ム
 - ・建設業法施行令第三十七条第二項第二号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（令和 3 年国土交通省告示第 100 号）第 2 号ム

（この誓約に虚偽があった場合、「合格の無効」又は「受検の無効」となる場合があります。）

国外の学歴（指定学科）の大臣認定申請書

（様式 1）

（申請日）令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏 名

技術検定受検資格認定申請書（国外学歴）

施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）第5条第1項第6号、第5条第2項第1号ハ、第5条第2項第2号ハ、第5条第2項第3号ハ又は第5条第2項第4号ハの規定により、技術検定の下記の種目について受検資格の認定を受けたいので関係書類を添えて申請いたします。

（1）申請者（受検者）に関する情報

フリガナ 氏 名（日本語）			
Name (English)			
住 所	〒 ー (電話番号 ー ー)		
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日	国 籍	

（2）受検種目及び級（該当するもの1か所に○を付けること）

種目	建設機械	土木	建築	電気工事	管工事	電気通信工事	造園
1 級							
2 級							

（3）学歴に関する情報（大学院を除く最終学歴を記入すること）

学 校 名	
学部・学科名	

（4）実務経験に関する情報（受検日前日時点）

受検種目に関する実務経験年数（日本における）	年 ヶ月
------------------------	------

国外の学歴（指定学科）の大臣認定申請書

（様式2）

（作成日）令和 年 月 日

履修科目一覧

1. 申請者氏名および学校名、学部・学科名

申 請 者	〇〇 〇〇		
学 校 名	〇〇〇大学	学部・学科名	〇〇学部 〇〇学科

2. 履修科目一覧

成績証明書の原本に記載されている科目について、時間数と単位数を記入して下さい。

	授 業 科 目	時 間 数	単 位 数
1	〇〇〇〇	〇〇	〇〇
2	〇〇〇〇	〇〇	〇〇
3	〇〇〇〇	〇〇	〇〇
4	〇〇〇〇	〇〇	〇〇
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
⋮	⋮	⋮	⋮
合 計		〇〇	〇〇

記入の仕方

- 時間数はすべて実時間で記入してください。
- 実習・実験・演習がある場合には、科目名の欄に各々実習・実験・演習と記入してください。
- 単位数は、総時間数（実時間数による）から下の計算方法により求めた数値を記入してください。
- 時間数が成績証明書の原本に記載されていない場合も、時間数の記入が必要です。

講義の場合 総時間数÷15

演習の場合 総時間数÷30

実習・実験の場合 総時間数÷45

国外の学歴（指定学科）の大臣認定申請書

（様式２）

記入例

（作成日）令和 年 月 日

履修科目一覧

1. 申請者氏名および学校名、学部・学科名

申請者	〇〇 〇〇		
学校名	〇〇〇大学	学部・学科名	〇〇学部 〇〇学科

2. 履修科目一覧

成績証明書の原本に記載されている科目について、時間数と単位数を記入して下さい。

	授 業 科 目	時 間 数	単 位 数
1	ミャンマー語	70	5
2	英語	544	37
3	数学	544	37
4	測量	136	10
5	測量（実習）	102	3
6	製図 1	42	3
7	製図 2	42	3
8	コンクリート工学	42	3
⋮	⋮	⋮	⋮
40	高速道路と交通工学	170	12
41	土木施工技術と経済学	170	12
42	施行監督と人事管理	170	12
合 計		7414	443

記入の仕方

- 時間数はすべて実時間で記入してください。
- 実習・実験・演習がある場合には、科目名の欄に各々実習・実験・演習と記入してください。
- 単位数は、総時間数（実時間数による）から下の計算方法により求めた数値を記入してください。
- 時間数が成績証明書の原本に記載されていない場合も、時間数の記入が必要です。

講義の場合 総時間数 ÷ 15

演習の場合 総時間数 ÷ 30

実習・実験の場合 総時間数 ÷ 45

国外の学歴（指定学科）の大臣認定申請書

（様式3）

（作成日）令和 年 月 日

履歴書

申 請 者	
-------	--

学歴

入学	卒業	学校名	所在国名
〇〇年〇月	〇〇年〇月	〇〇〇〇 小学校	〇〇〇〇
〇〇年〇月	〇〇年〇月	〇〇〇〇 中学校	〇〇〇〇
〇〇年〇月	〇〇年〇月	〇〇〇〇 高等学校	〇〇〇〇
〇〇年〇月	〇〇年〇月	〇〇〇〇 大学	〇〇〇〇

職歴

入職	退職	会社名等	所在国名
〇〇年〇月	〇〇年〇月	〇〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇年〇月	〇〇年〇月	〇〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇年〇月	〇〇年〇月	〇〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇年〇月	〇〇年〇月	〇〇〇〇	〇〇〇〇

注意

○ 同様の記載があれば別様式の履歴書でも可。

年号は全て和暦で記入すること。（例：令和〇年）

令和 8 年度 1 級建設機械施工管理技術検定

第二次検定受検資格確認申請書

第一次検定の合格年度または 前回の第二次検定受検年度	第二次検定の受検資格を満たす者として受検した第一次検定、または前回の第二次検定の受検年度			
	令和 年度			
受検地・受検番号※1	受検地		受検番号	
住所（現在）	フリガナ			
	〒 —			
住所（当初）※2	フリガナ			
	〒 —			
氏 名	フリガナ			
旧 氏 名※3	フリガナ			
生年月日	昭和・平成 年 月 日生			
確実に連絡のとれる 電話番号 ※できるだけ複数の連絡先を 記入してください。	第 1	(自宅・会社・携帯)	—	—
	第 2	(自宅・会社・携帯)	—	—
	第 3	(自宅・会社・携帯)	—	—
領収証請求の有無※4	あり ・ なし			

※1：本申請書の提出前に、受検者本人が当協会試験部へ連絡して必ず確認してください。

※2：最初の受検時から住所が変わっている場合は、最初の受検時の住所を記入してください。

※3：最初の受検時から氏名に変更のあった方は記入してください。

※4：定額小為替1,000円の領収証を希望される方は、「あり」を○で囲み、返信用封筒に送付に必要な額の切手を貼付し、宛名を記入のうえ申請書類に同封してください。同封がない場合、領収証は送付いたしません。

○本申請書は、再受検者として申込書類に添付する受検票等を紛失した方のものです。

○本申請書の提出にあたっては、必ず受検者本人が当協会試験部へ連絡し、再受検者であることを確認してください。

○申請は、この頁をコピーし、必要事項を記入のうえ「定額小為替 1,000 円」とともに、他の申請書類と合わせて簡易書留で送付してください。

○一度送付いただいた「定額小為替 1,000 円」は、いかなる場合でも返金できません。

問 合 せ 先	一般社団法人日本建設機械施工協会 試験部 TEL 03-3433-1575 ※平日 9:30~12:00、13:00~17:30 受付
---------	---

令和 8 年 月 日

令和 8 年度 1 級建設機械施工管理技術検定（第二次検定） 郵便物送付先住所・氏名・本籍・受検地・その他変更届

第二次検定（筆記）の受検希望地（申込時）

受検番号（注 1）					

フリガナ		
氏 名 （申込時）	（氏）	（名）

生年月日		
昭和 平成	年	月 日

（注 1）：受検票に記載（筆記試験は令和 8 年 5 月 29 日、実技試験は令和 8 年 7 月 15 日発送予定）。未着等で不明の場合は、記入不要です。

※以下の変更事項の該当番号に「○」をつけて、必要事項を記入してください。

①郵便物送付先住所の変更（郵便物届け先としていない現住所の変更は、届け出不要です。）

フリガナ		
住所 （注 2）	（〒 — ）	
電話番号	（Tel — — ）※変更がある場合に記載	

（注 2）：郵便物送付先を会社とする場合は、会社名も記入してください。

②氏名の変更（戸籍抄本等の証明書類とともに、簡易書留で送付してください。）

フリガナ		
氏 名 （変更後）	（氏）	（名）

上記申込時の氏名から左記氏名に変更

③本籍の変更

旧本籍（都道府県名）

→

新本籍（都道府県名）

※同一の都道府県内での変更は届け出不要です。

④受検希望地の変更

第二次検定（筆記）		第二次検定（実技）	
（当初）	（変更）	（当初）	（変更）
（変更理由）			

⑤その他の変更

問 合 せ 先	一般社団法人日本建設機械施工協会 試験部（Tel 03-3433-1575）
FAX 送信先（注 3）	03-3433-0401（一般社団法人日本建設機械施工協会 試験部あて）
郵送先住所	〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8（上記試験部あて）

（注 3）：FAX 送信後は、必ず問合せ先の試験部まで電話をして、正常に受信されたことを確認してください。

令和8年度 1級建設機械施工管理技術検定受検取消届（第二次検定）

一般社団法人日本建設機械施工協会会長殿

都合により、下記の技術検定の受検を取り消します。

検 定 試 験	1 級建設機械施工管理 [第二次検定]
※1 受 検 地 または 受 検 番 号	
生 年 月 日	年 月 日
連絡先電話番号	
※2 送 付 先 住 所	〒

※1 受検票送付前の方は「第二次検定（筆記）試験の受検地」を、受検票が送付された方は「受検番号」を記入してください。

※2 送付先が所属会社の場合は、会社名まで記入してください。

署名 _____

※署名は受検者が自筆で、正確に楷書で記入してください。

問 合 せ 先	一般社団法人日本建設機械施工協会 試験部（Tel 03-3433-1575）
FAX 送信先(注)	03-3433-0401（一般社団法人日本建設機械施工協会 試験部あて）
郵送先住所	〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 （上記試験部あて）

(注) : FAX 送信後は、必ず問合せ先の試験部まで電話をして、正常に受信されたことを確認してください。

○日付は送付日とし、必ず記入してください。

○郵送の場合は、簡易書留で送付してください。

○所定の期日までに取消届を受理した方へは、事務手数料を差し引いたうえで、取消を行った検定試験の受検手数料を、上記の送付先住所へ現金書留により返還します。

(参考) 1級第二次検定の受検資格および実技試験免除に係る技術検定の合格年月日

1級第一次検定（年度別の合格年月日）

検定年度	合格年月日
令和3年度	令和3年8月4日
令和4年度	令和4年8月2日
令和5年度	令和5年7月31日
令和6年度	令和6年7月29日
令和7年度	令和7年7月28日

2級第二次検定（年度別の合格年月日）

検定年度	合格年月日
令和3年度	令和3年11月18日※
令和4年度	令和4年11月16日
令和5年度	令和5年11月16日
令和6年度	令和6年11月18日
令和7年度	令和7年11月18日

※令和2年度の学科試験・実地試験を受検した学科試験合格者で、実地試験が令和3年度に延期となった者を含む。

2級技術検定（年度別の合格年月日）

検定年度	合格年月日	検定年度	合格年月日
平成元年度	平成元年12月20日	平成17年度	平成17年12月9日
平成2年度	平成2年12月19日	平成18年度	平成18年12月15日
平成3年度	平成3年12月10日	平成19年度	平成19年12月13日
平成4年度	平成4年12月2日	平成20年度	平成20年12月12日
平成5年度	平成5年12月16日	平成21年度	平成21年12月14日
平成6年度	平成6年12月22日	平成22年度	平成22年12月17日
平成7年度	平成7年12月14日	平成23年度	平成23年12月16日
平成8年度	平成8年12月16日	平成24年度	平成24年12月3日
平成9年度	平成9年12月16日	平成25年度	平成25年12月6日
平成10年度	平成10年12月8日	平成26年度	平成26年11月28日
平成11年度	平成11年12月7日	平成27年度	平成27年11月27日
平成12年度	平成12年12月8日	平成28年度	平成28年11月18日
平成13年度	平成13年12月7日	平成29年度	平成29年11月17日
平成14年度	平成14年12月6日	平成30年度	平成30年11月21日
平成15年度	平成15年12月9日	令和元年度	令和元年11月21日
平成16年度	平成16年12月10日	令和2年度	令和2年12月17日※

※学科試験免除者として実地試験を受検し合格した者の合格年月日です。令和2年度の学科試験・実地試験の学科試験を合格し、実地試験が令和3年度に延期となった者については、令和3年度の第二次検定の合格年月日となります。

主な「受検の手引」販売先一覧表

名 称	所 在 地	電 話 番 号
一般社団法人 日本建設機械施工協会 (試 験 部)	〒 105-0011 東京都港区芝公園3-5-8	03-3433-1575
※同 施工技術総合研究所	〒 417-0801 静岡県富士市大淵3154	0545-35-0212
同 北 海 道 支 部	〒 060-0003 札幌市中央区北3条西2-8 さつけんビル5F	011-231-4428
同 東 北 支 部	〒 980-0014 仙台市青葉区本町3-4-18 太陽生命仙台本町ビル5F	022-222-3915
同 北 陸 支 部	〒 950-0965 新潟市中央区新光町6-1 興和ビル9F	025-280-0128
同 中 部 支 部	〒 460-0003 名古屋市中区錦3-7-9 太陽生命名古屋第2ビル7F	052-962-2394
同 関 西 支 部	〒 540-0012 大阪市中央区谷町2-7-4 谷町スリースリースビル8F	06-6941-8845
同 中 国 支 部	〒 730-0013 広島市中区八丁堀12-22 築地ビル4F	082-221-6841
同 四 国 支 部	〒 760-0066 高松市福岡町3-11-22 建設クリエイトビル4F	087-821-8074
同 九 州 支 部	〒 812-0013 福岡市博多区博多駅東2-4-30 いわきビル2F	092-436-3322
一般社団法人 沖縄しまたて協会	〒 901-2122 浦添市字勢理客4-18-1 トヨタマイカーセンター4F	098-879-2097
※同 北 部 支 所	〒 905-1152 名護市字伊差川24-1	0980-53-1555

※を除き、郵送販売もしています。

令和8年度1級建設機械施工管理技術検定試験(第二次検定)

受 検 の 手 引

発行 一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部

〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8

TEL 03-3433-1575(平日9:30~12:00、13:00~17:30)

FAX 03-3433-0401 URL <https://jcmamet-shiken.jp/>

「受検の手引・申込用紙」共で1部1,000円(税込み)。郵送で請求のときは1~5部までの送料750円(税込み)。
落丁、乱丁はお取替えいたします。(不許複製)